

有価証券報告書

事業年度 自 2024年4月1日
(第63期) 至 2025年3月31日

株式会社 ミスミグループ本社

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第63期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	11
第2 【事業の状況】	13
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	13
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	14
3 【事業等のリスク】	24
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	26
5 【重要な契約等】	30
6 【研究開発活動】	30
第3 【設備の状況】	31
1 【設備投資等の概要】	31
2 【主要な設備の状況】	31
3 【設備の新設、除却等の計画】	33
第4 【提出会社の状況】	34
1 【株式等の状況】	34
2 【自己株式の取得等の状況】	64
3 【配当政策】	65
4 【コーポレートガバナンスの状況等】	66
第5 【経理の状況】	89
1 【連結財務諸表等】	90
2 【財務諸表等】	133
第6 【提出会社の株式事務の概要】	143
第7 【提出会社の参考情報】	144
1 【提出会社の親会社等の情報】	144
2 【その他の参考情報】	144
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	145

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月18日
【事業年度】	第63期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
【会社名】	株式会社ミスミグループ本社
【英訳名】	MISUMI Group Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 西 本 甲 介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区九段南一丁目6番5号
【電話番号】	03-6777-7800（代表）
【事務連絡者氏名】	C F O ・ 常務執行役員 兼 ファイナンスプラットフォーム 代表執行役員 高 波 徹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区九段南一丁目6番5号
【電話番号】	03-6777-7579
【事務連絡者氏名】	C F O ・ 常務執行役員 兼 ファイナンスプラットフォーム 代表執行役員 高 波 徹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第59期	第60期	第61期	第62期	第63期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
売上高 (百万円)	310,719	366,160	373,151	367,649	401,987
経常利益 (百万円)	27,189	52,500	47,838	41,265	49,901
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	17,138	37,557	34,282	28,152	36,549
包括利益 (百万円)	24,969	53,528	42,810	49,150	33,140
純資産額 (百万円)	233,569	279,959	314,224	347,679	352,064
総資産額 (百万円)	288,921	347,390	378,458	413,517	419,574
1株当たり純資産額 (円)	813.57	975.04	1,093.98	1,222.38	1,271.58
1株当たり当期純利益 (円)	60.36	132.15	120.53	99.75	131.95
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	60.14	131.72	120.18	99.48	131.62
自己資本比率 (%)	80.0	79.8	82.3	83.3	83.2
自己資本利益率 (%)	7.8	14.8	11.7	8.6	10.5
株価収益率 (倍)	53.3	27.7	27.4	20.7	18.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	36,492	55,391	31,447	54,567	60,461
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△7,069	△22,761	△19,033	△18,995	△32,452
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△5,530	△9,609	△11,169	△18,968	△31,759
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	71,964	101,443	106,640	133,376	128,259
従業員数 (名)	11,682	11,842	11,804	11,039	11,064
[ほか、平均臨時従業員数]	[1,126]	[1,024]	[933]	[775]	[730]

(注) 1 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第60期の期首から適用しており、第60期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第59期	第60期	第61期	第62期	第63期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
営業収益 (百万円)	22, 120	26, 307	22, 123	60, 348	25, 125
経常利益 (百万円)	4, 134	8, 142	9, 680	47, 473	10, 509
当期純利益 (百万円)	3, 920	7, 953	9, 375	47, 361	10, 241
資本金 (百万円)	13, 436	13, 664	13, 936	14, 146	14, 483
発行済株式総数 (千株)	284, 244	284, 452	284, 675	284, 847	285, 057
純資産額 (百万円)	64, 636	65, 377	66, 104	97, 646	79, 186
総資産額 (百万円)	71, 104	77, 548	105, 672	156, 372	163, 779
1 株当たり純資産額 (円)	221. 21	223. 13	225. 32	339. 06	282. 22
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額) (円)	15. 09 (5. 91)	33. 04 (18. 33)	30. 14 (17. 80)	27. 47 (12. 60)	43. 21 (19. 83)
1 株当たり当期純利益 (円)	13. 81	27. 98	32. 96	167. 82	36. 97
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	13. 76	27. 89	32. 87	167. 35	36. 88
自己資本比率 (%)	88. 4	81. 8	60. 7	61. 1	47. 3
自己資本利益率 (%)	6. 3	12. 6	14. 7	59. 3	11. 8
株価収益率 (倍)	232. 8	131. 0	100. 1	12. 3	66. 7
配当性向 (%)	109. 3	118. 1	91. 4	16. 3	116. 9
従業員数 [ほか、平均臨時従業員数] (名)	1, 590 [749]	1, 509 [697]	579 [136]	605 [93]	632 [67]
株主総利回り (%)	137. 2	157. 7	143. 5	92. 2	111. 1
(比較指標： 配当込み TOPIX) (%)	(142. 1)	(145. 0)	(153. 4)	(216. 8)	(213. 4)
最高株価 (円)	3, 655	5, 230	3, 795	3, 590	2, 888
最低株価 (円)	2, 179	2, 999	2, 618	2, 037	2, 011

- (注) 1 従業員数は、就業人員数を表示しております。
- 2 最高株価及び最低株価は、2022年 4 月 3 日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年 4 月 4 日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
- 3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年 3 月31日)等を第60期の期首から適用しており、第60期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 4 第63期の 1 株当たり配当額43. 21円のうち、期末配当額23. 38円については、2025年 6 月19日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。

2 【沿革】

年月	沿革
1963年2月	電子機器及びベアリング等の販売を目的として三住商事株式会社（資本金500千円）を東京都千代田区に設立。
1965年7月	プレス金型用部品として、ノックピンを発売。
1973年6月	中部営業所（現 名古屋営業所）を愛知郡日進町（現 愛知県日進市）に開設。 以後各地に営業所を開設、展開。
1977年1月	「プレス金型用標準部品」カタログを創刊。
1980年1月	業界情報・技術情報の提供を目的に情報紙「Voice」を創刊。
1981年4月	関西地区流通センターとして関西プラント（現 西日本流通センター）を兵庫県三田市に開設。
1985年5月	「プラスチック金型用標準部品（現 プラ型用標準部品）」カタログを創刊。
1987年9月	台湾台北市に台北支店（日商三住商事）を開設。
1988年2月	米国イリノイ州に現地法人「MISUMI USA, INC.（現 連結子会社）」を設立。
1988年9月	「自動機用標準部品（現 FA用メカニカル標準部品）」カタログを創刊。
1989年5月	株式会社ミスミに商号変更。 台湾台北市に現地法人「MISUMI TAIWAN CORP.（現 連結子会社）」を設立し、台北支店の業務を継承。
1991年4月	「研究開発用電子部品（現 FA用エレクトロニクス）」カタログを創刊。
1991年8月	関西プラント（現 西日本流通センター）新社屋完成。
1993年7月	「金型加工用工具（現 Tool-DIRECT）」カタログを創刊。
1994年1月	東京証券取引所市場第二部に上場。
1994年4月	シンガポールに現地法人「MISUMI SOUTH EAST ASIA PTE., LTD.（現 連結子会社）」を設立。
1994年7月	「FA用加工部品（現 メカニカル加工部品）」カタログを創刊。
1995年6月	FAコンピュータ部品「コンピュータ&ネットワーク部品（現 FA用エレクトロニクス）」カタログを創刊。
1995年8月	香港に現地法人「MISUMI E.A.HK LIMITED（現 連結子会社）」を設立。
1997年1月	タイ バンコクに現地法人「MISUMI (THAILAND) CO., LTD.（現 連結子会社）」を設立。
1998年9月	東京証券取引所市場第一部に上場。
1999年5月	ソウル（韓国）に現地法人「MISUMI KOREA CORP.（現 連結子会社）」を設立。
2003年4月	ドイツに現地法人「MISUMI EUROPA GmbH（現 連結子会社）」を設立。
2003年6月	上海（中国）に現地法人「上海ミスミ精密機械有限公司（現 ミスミ（中国）精密機械貿易有限公司）（現 連結子会社）」を設立。
2003年10月	上海（中国）に物流拠点としてQ C T配送センターを開設。
2004年5月	北米にてFAインチ単位カタログを創刊。 北米に物流拠点としてQ C T配送センターを開設。
2005年4月	「駿河精機株式会社（現 株式会社駿河生産プラットフォーム）（現 連結子会社）」を買収。 「株式会社ミスミグループ本社」へ商号変更、全事業を承継する「株式会社ミスミ（現 連結子会社）」を設立。
2005年7月	広州（中国）に物流・生産拠点としてQ C T配送センターを開設。 ベトナムに駿河ベトナム第2工場を開設。
2005年10月	タイに物流・生産拠点としてQ C T配送センター、駿河タイ工場を開設。
2006年1月	フランクフルト（ドイツ）に物流拠点としてQ C T配送センターを開設。
2006年8月	静岡県に「三島精機株式会社（現 連結子会社）」を設立。
2006年9月	韓国に現地法人「SURUGA KOREA CO., LTD.（現 連結子会社）」を設立。
2006年10月	マレーシアに営業拠点を開設。 韓国に物流拠点としてQ C T配送センターを開設。
2006年12月	ベトナムに営業拠点を開設。
2007年2月	韓国に生産拠点として駿河韓国工場を開設。
2007年4月	熊本県にカスタマー・サービス・センターとしてミスミQ C Tセンター熊本を開設。
2007年10月	兵庫県神戸市に集合生産基地としてミスミ生産パークを設立。
2007年11月	深セン（中国）に営業拠点を開設。
2008年3月	株式会社ミスミの子会社として、「株式会社S Pパーツ」の株式を全額譲受。
2009年3月	インドに現地法人「MISUMI INDIA Pvt. Ltd.（現 連結子会社）」を設立。

年月	沿革
2010年7月	イタリアに営業拠点を開設。
2010年8月	寧波（中国）に営業拠点を開設。
2011年1月	駿河精機株式会社を「株式会社駿河生産プラットフォーム」へ商号変更、OST事業を継承する子会社「駿河精機株式会社（現 連結子会社）」を新設し営業を継続。
2011年2月	マレーシア営業所を現地法人化（MISUMI MALAYSIA SDN. BHD.）（現 連結子会社）。
2011年4月	インドに現地法人「SURUGA India Pvt. Ltd.（現 連結子会社）」を設立。
2011年5月	大邱（韓国）に営業拠点を開設。
2011年6月	武漢（中国）、バンガロール（インド）、新竹（台湾）に営業拠点を開設。
2011年7月	蘇州、東莞（中国）に営業拠点を開設。
2011年8月	上海（中国）に現地法人「スルガセイキ商貿（上海）有限公司（現 SURUGA SEIKI SALES&TRADING (SHANGHAI) Co., Ltd.）（現 連結子会社）」を設立。
2011年9月	北京（中国）に営業拠点を開設。
2011年10月	大連（中国）に営業拠点を開設。
2012年3月	ベトナムに生産拠点として駿河ベトナム第3工場を開設。
2012年7月	インドに生産拠点として駿河インド工場を開設。
2012年11月	青島（中国）に営業拠点を開設。
2013年1月	成都（中国）に営業拠点を開設。
2013年3月	米国金型部品メーカーの「Dayton Progress Corporation（現 連結子会社）」および The Anchor Danly Company の Components 事業会社である「Anchor Lamina America, Inc.（現 連結子会社）」を買収。
2013年5月	南通（中国）に「SURUGA SEIKI (NANTONG) Co., LTD.（現 連結子会社）」を設立。
2013年9月	インドネシアに現地法人「PT. MISUMI INDONESIA（現 連結子会社）」を設立。
2013年10月	西安（中国）に営業拠点を開設。
2013年12月	厦門（中国）に営業拠点を開設。
2014年1月	チカラン（インドネシア）に営業拠点・配送センターを開設。
2014年3月	南通（中国）に生産拠点として、南通工場を開設。
2014年7月	株式会社駿河生産プラットフォームが一般社団法人日本能率協会の2014年度 GOOD FACTORY 賞「ものづくりプロセス革新賞」を受賞。
2015年4月	株式会社ミスミが「株式会社ダイセキ（現 連結子会社）」を子会社化。
2015年10月	ベトナムに生産拠点として駿河ベトナム第4工場を開設。
2016年7月	ベトナムに現地法人「MISUMI VIETNAM CO., LTD.（現 連結子会社）」を設立。
2017年11月	メキシコに現地法人「MISUMI Mexico S.de R.L. de C.V.（現 連結子会社）」および「MISUMI Mexico Service S.de R.L. de C.V.（現 連結子会社）」を設立。
2019年4月	愛知県稲沢市に中日本流通センターを開設。
2019年8月	佛山（中国）に現地法人「SURUGA SEIKI (FOSHAN) Co., LTD.（現 連結子会社）」を設立。
2019年10月	上海（中国）に現地法人「ミスミ（上海）投資有限公司（現 連結子会社）」を設立。
2019年11月	シンガポールに現地法人「MISUMI TREASURY SINGAPORE PTE. LTD.（現 連結子会社）」を設立。
2020年1月	神奈川県川崎市に東日本流通センターを移転拡張。
2020年3月	上海（中国）に現地法人「MISUMI (Shanghai) Supply Chain Management Co.,Ltd.（現 連結子会社）」を設立。
2020年8月	フランスに営業拠点を開設。
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより市場第一部からプライム市場へ移動。
2022年9月	株式会社ミスミと株式会社コアコンセプト・テクノロジーの合併会社である株式会社D Tダイナミクス（現 連結子会社）を設立。
2023年1月	デジタル機械部品調達サービス「meviy（メビー）」が第9回 ものづくり日本大賞 『内閣総理大臣賞』を受賞。
2023年3月	本社を東京都千代田区九段南一丁目6番5号に移転。
2023年5月	バンガロール（インド）に営業・流通一体の南部拠点（国内2拠点目）を開設。
2024年12月	ネパールに現地法人「Misumi Nepal Pvt. Ltd.（現 連結子会社）」を設立。

3 【事業の内容】

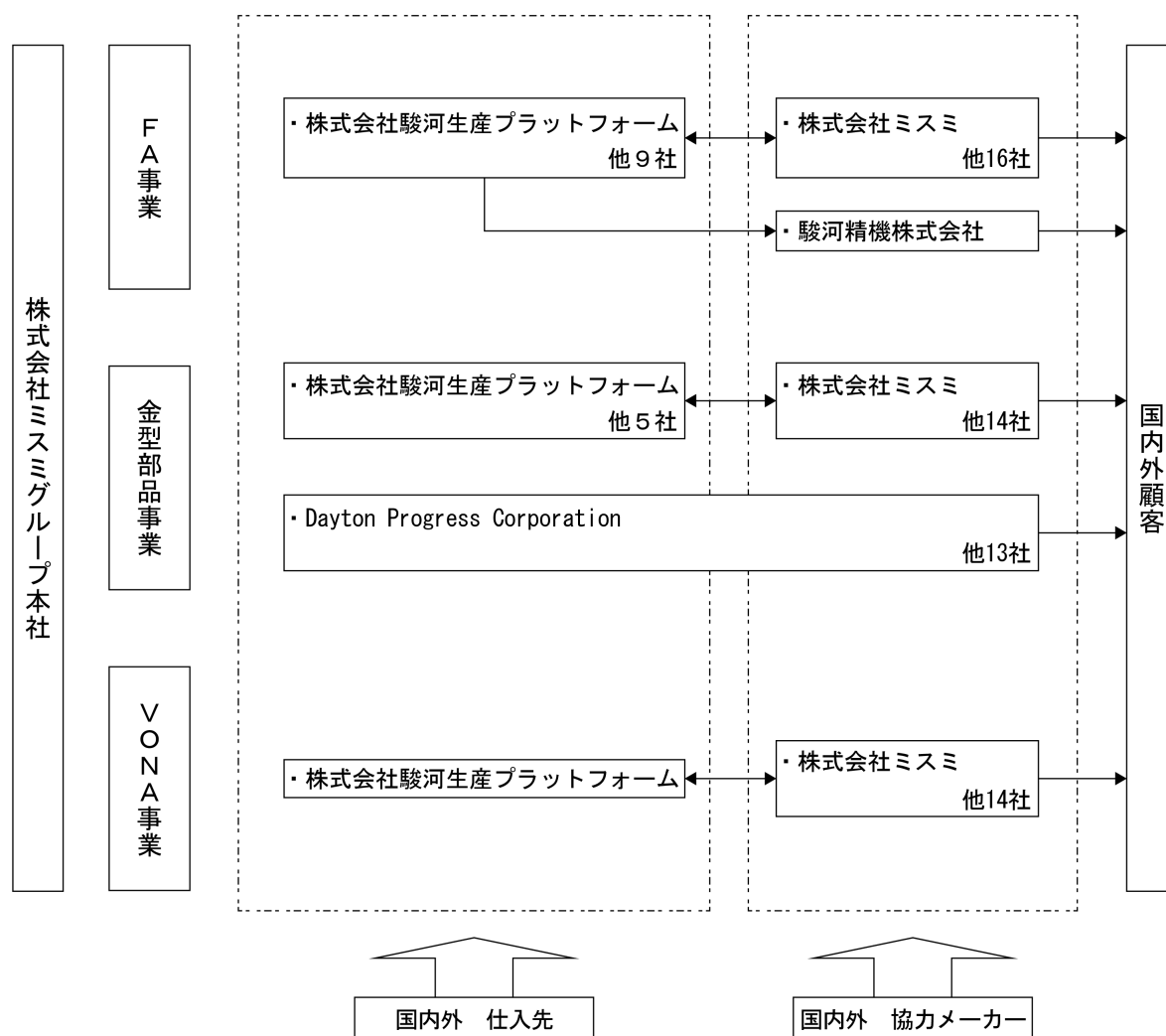
当社グループは、株式会社ミスミグループ本社(当社)、連結子会社52社、非連結子会社1社及び関連会社2社で構成されており、F A事業、金型部品事業、VONA事業の3つの領域において事業を展開しております。

当社グループの事業に関わる位置付け及び報告セグメントとの関係は次のとおりであります。

なお、報告セグメントと同一の区分であります。

事業の名称	事業の概要	主要な取扱商品名	主要な子会社及び関連会社名
F A事業	F A（ファクトリーオートメーション）などの生産システムの合理化・省力化で使用される自動機の標準部品（シャフト、ブッシュ、リニアガイド、位置決め部品、プーリー、アルミフレーム、ステージなど）をはじめ、高精度の精密生産装置に利用される自動位置決めモジュール、光技術関連の各種実験研究機器の開発・提供と電子機器類のデジタル化に伴い変化する各種機器生産現場への部材などを開発・提供しております。	・シャフト ・ブッシュ ・リニアガイド ・位置決め部品 ・プーリー ・ステージ 等	株式会社ミスミ 株式会社駿河生産プラットフォーム 駿河精機株式会社 (計28社)
金型部品事業	主に自動車、電子・電機機器分野に金属塑性加工用プレス金型、プラスチック射出成形用金型に組み込む金型標準部品（パンチ&ダイ、スプリングガイド、エジェクタピン、コアピン、ガイド、リテーナなど）、精密金型部品の開発・提供をしております。	・パンチ&ダイ ・スプリングガイド ・エジェクタピン ・コアピン ・ガイド ・リテーナ 等	株式会社ミスミ 株式会社駿河生産プラットフォーム Dayton Progress Corporation (計35社)
VONA事業	ミスミブランド以外のメーカー品も取り揃えた、ウェブ販売を中心とする一般流通品事業です。製造・自動化関連設備部品に加えて、間接材やMRO（消耗品）などを提供しております。	・空圧・配管部品 ・ねじ・ボルト ・座金・ナット ・配線部品 ・制御部品・PC部品 ・切削工具 ・生産加工用品 ・梱包・物流保管用品 ・安全保護用品 ・環境衛生用品 ・オフィス用品 等	株式会社ミスミ ミスミ（中国）精密機械貿易有限公司 株式会社駿河生産プラットフォーム (計16社)

事業の系統図は次の通りであります。



- (注) 1 ◀▶ は、製品・商品、サービスの流れを表しております。
 2 本状況は、2025年3月31日現在の企業集団の状況を記載しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 又は被所有 割合(%)	関係内容	摘要
(連結子会社)						
株式会社ミスミ	東京都 千代田区	850 百万円	F A 事業 金型部品事業 VONA 事業	100.0	当社グループの販売拠点 及び調達拠点 役員の兼任 1 名	(注 4、5)
駿河精機株式会社	静岡県 静岡市	100 百万円	F A 事業	100.0	当社グループの販売拠点 役員の兼任 1 名	
株式会社駿河生産 プラットフォーム	静岡県 静岡市	491 百万円	F A 事業 金型部品事業 VONA 事業	100.0	当社グループの生産拠点 役員の兼任 1 名	
三島精機株式会社	静岡県 駿東郡	80 百万円	金型部品事業	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点	(注 2)
株式会社ダイセキ	兵庫県 神戸市	10 百万円	F A 事業	100.0 (100.0)	役員の兼任 1 名	(注 2)
株式会社 D T ダイナミクス	東京都 千代田区	100 百万円	F A 事業	66.0 (66.0)	役員の兼任 1 名	(注 2)
ミスミ(上海)投資有限公司	中国 上海	608,542 千RMB	持株会社	100.0 (100.0)	役員の兼任 2 名	(注 2、4)
ミスミ(中国)精密機械貿易 有限公司	中国 上海	587,328 千RMB	F A 事業 金型部品事業 VONA 事業	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点及び調達 拠点として、主として中国地区を 担当 役員の兼任 2 名	(注 2、4、 5)
MISUMI (Shanghai) Supply Chain Management Co., Ltd.	中国 上海	14,142 千RMB	サプライチェ ーン管理	100.0 (100.0)	役員の兼任 2 名	(注 2)
SURUGA SEIKI SALES&TRADING (SHANGHAI) Co., Ltd.	中国 上海	25,325 千RMB	F A 事業	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点	(注 2)
SURUGA SEIKI (NANTONG) Co., LTD.	中国 南通	624,769 千RMB	F A 事業	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点 役員の兼任 1 名	(注 2、4)
SURUGA SEIKI (SHANGHAI) Co., LTD.	中国 上海	112,992 千RMB	F A 事業 金型部品事業	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点	(注 2、4)
SURUGA SEIKI (FOSHAN) Co., LTD.	中国 佛山	168,662 千RMB	F A 事業	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点 役員の兼任 1 名	(注 2、4)
Wuhan IEM Precision Technology Co., Ltd.	中国 武漢	13,117 千RMB	金型部品事業	63.0 (63.0)	当社グループの生産拠点及び 販売拠点	(注 2)
MISUMI TAIWAN CORP.	台湾 台北	15,000 千NT\$	F A 事業 金型部品事業 VONA 事業	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点及び調達 拠点として、主として台湾地区を 担当 役員の兼任 1 名	(注 2)
MISUMI KOREA CORP.	韓国 ソウル	700,000 千KRW	F A 事業 金型部品事業 VONA 事業	100.0	当社グループの販売拠点及び調達 拠点として、主として韓国地区を 担当	
SURUGA KOREA CO., LTD.	韓国 京畿道	2,502,840 千KRW	F A 事業	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点	(注 2)
MISUMI Vietnam CO., LTD.	ベトナム バクニン	405,237 百万VND	F A 事業 金型部品事業 VONA 事業	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点及び調達 拠点として、主としてベトナム地 区を担当	(注 2、4)
SAIGON PRECISION CO., LTD.	ベトナム ホーチミン	95,200 千US\$	F A 事業 金型部品事業	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点	(注 2、4)
MISUMI (THAILAND) CO., LTD.	タイ ラヨーン	118,805 千THB	F A 事業 金型部品事業 VONA 事業	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点として、 主としてタイ地区を担当	(注 2)
SURUGA (THAILAND) CO., LTD.	タイ ラヨーン	107,000 千THB	金型部品事業	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点	(注 2)
MISUMI INDIA Pvt. Ltd.	インド グルガオン	1,878,720 千INR	F A 事業 金型部品事業 VONA 事業	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点として、 主としてインド地区を担当	(注 2、4)
SURUGA India Pvt. Ltd.	インド グルガオン	360,460 千INR	金型部品事業	100.0 (99.7)	当社グループの生産拠点	(注 2)

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 又は被所有 割合(%)	関係内容	摘要
MISUMI SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.	シンガポール	1,000 千S\$	F A事業 金型部品事業 VONA事業	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点として、 主として東南アジア・オセアニア 地区を担当	(注2)
MISUMI TREASURY SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール	224,300 千US\$	グループファイ ナンス業務 等	100.0 (99.9)		(注2、4)
MISUMI MALAYSIA SDN. BHD.	マレーシア スランゴール	2,500 千MYR	F A事業 金型部品事業 VONA事業	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点として、 主としてマレーシア地区を担当	(注2)
PT. MISUMI INDONESIA	インドネシア ジャカルタ	127,552 百万IDR	F A事業 金型部品事業 VONA事業	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点として、 主としてインドネシア地区を担当	(注2)
MISUMI USA, INC.	米国 イリノイ州	4,900 千US\$	F A事業 金型部品事業 VONA事業	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点として、 主として北米地区を担当	(注2)
MISUMI Investment USA Corporation	米国 デラウェア州	100 US\$	持株会社	100.0 (100.0)		(注2)
Dayton Lamina Corporation	米国 オハイオ州	1,000 US\$	持株会社	100.0 (100.0)		(注2)
Dayton Progress International Corporation	米国 オハイオ州	2,500 US\$	金型部品事業	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点	(注2)
Dayton Progress Corporation	米国 オハイオ州	348 千US\$	金型部品事業	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点及び 販売拠点	(注2)
Anchor Lamina America, Inc.	米国 ミシガン州	0 US\$	金型部品事業	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点及び 販売拠点	(注2)
P. C. S. Company	米国 ミシガン州	500 千US\$	金型部品事業	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点及び 販売拠点	(注2)
Connell Asia Limited LLC	米国 デラウェア州	1,000 千US\$	持株会社	100.0 (100.0)		(注2)
Connell Anchor America, Inc.	米国 デラウェア州	0 US\$	持株会社	100.0 (100.0)		(注2)
Dayton Progress Canada, Ltd.	カナダ オンタリオ州	100 CA\$	金型部品事業	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点及び 販売拠点	(注2)
MISUMI Mexico S. de R. L. de C. V.	メキシコ ケレタロ	172,636 千MXN	F A事業 金型部品事業 VONA事業	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点として、 主として中南米地区を担当	(注2)
Dayton Progress (Mexico), S. de R. L. de C. V.	メキシコ ケレタロ	240,274 千MXN	金型部品事業	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点及び 販売拠点	(注2)
MISUMI Europa GmbH	ドイツ フランクフルト	6,500 千EUR	F A事業 金型部品事業 VONA事業	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点として、 主として欧州地区を担当	(注2)
Dayton Progress GmbH	ドイツ オーバーウルゼル	3,233 千EUR	金型部品事業	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点	(注2)
Dayton Progress SAS	フランス モー	440 千EUR	金型部品事業	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点	(注2)
Dayton Progress Ltd.	英国 ウォリックシャー	200 GBP	金型部品事業	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点	(注2)
Dayton Progress -Perfuradores Lda	ポルトガル アルコバサ	400 千EUR	金型部品事業	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点及び 販売拠点	(注2)
Dayton Progress s. r. o.	チェコ ベナートキ・ ナト・イゼロウ	200 千CZK	金型部品事業	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点及び 販売拠点	(注2)
その他7社						
(持分法適用会社) 2社						

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
- 2 「議決権の所有又は被所有割合」欄は、すべて所有の割合であり、(内書)は間接所有の割合であります。
- 3 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
- 4 連結子会社のうち特定子会社は、株式会社ミスミ、ミスミ(上海)投資有限公司、ミスミ(中国)精密機械貿易有限公司、SURUGA SEIKI (NANTONG) Co., LTD.、SURUGA SEIKI (SHANGHAI) Co., LTD.、SURUGA SEIKI (FOSHAN) Co., LTD.、MISUMI Vietnam CO., LTD.、SAIGON PRECISION CO., LTD.、MISUMI INDIA Pvt. Ltd. 及びMISUMI TREASURY SINGAPORE PTE. LTD. であります。
- 5 株式会社ミスミ及びミスミ(中国)精密機械貿易有限公司については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。なお、記載数値は連結会社相互間の内部取引について消去しておりません。

主要な損益情報等	株式会社ミスミ	ミスミ(中国) 精密機械貿易有限公司
① 売上高	211,048百万円	74,152百万円
② 経常利益	17,050百万円	4,384百万円
③ 当期純利益	12,167百万円	3,080百万円
④ 純資産額	83,066百万円	45,497百万円
⑤ 総資産額	161,004百万円	57,314百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(2025年3月31日現在)

セグメントの名称	国内	海外	合計
F A 事業	782 [74]	3,033 [9]	3,815 [82]
金型部品事業	201 [9]	2,494 [20]	2,695 [30]
V O N A 事業	111 [23]	366 [0]	477 [23]
全社(共通) (注2、3)	2,123 [586]	1,954 [9]	4,077 [595]
合計	3,217 [692]	7,847 [38]	11,064 [730]

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。なお、育成および人事交流を主目的としてミスミグループ外の企業へ出向している社員については、従業員数に含めています。
- 2 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している実人員数であります。
- 3 各セグメントにわたって、受注・物流を担っている株式会社ミスミの従業員(638名)及び在外販売子会社(Dayton Lamina Corporation及びその子会社除く)の人員数(1,624名)については、全社(共通)に含めて表示しています。

(2) 提出会社の状況

(2025年3月31日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
632[67]	39.1	6.2	8,284,625

- (注) 1 当社と子会社である株式会社ミスミは、人事制度上はほぼ一体として運営されており、経営組織の変更などに伴い当社と株式会社ミスミとの間で従業員の大規模な異動が発生することがあります。
上記の内容をふまえて、当社と株式会社ミスミを合計して計算した場合、正社員数は1,760名、平均年齢は39.4歳、平均勤続年数は7.0年及び平均年間給与は6,955,572円となります。
- 2 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。なお、育成および人事交流を主目的としてミスミグループ外の企業へ出向している社員については、従業員数に含めています。
- 3 提出会社の従業員数は全てセグメント全社(共通)に含まれるため、合計人数のみ記載しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異
提出会社及び連結子会社

(2025年3月31日現在)

2020年6月31日現在

当連結会計年度																	
名称	労働者に占める女性労働者の割合 (%) (注 1)	管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注 1)	男性労働者の育児休業等取得率 (%) (注 2)	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注 1)			補足説明										
				全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者											
連結会社	36. 4	23. 6	—	—	—	—											
株式会社 ミスミグループ本社 および 株式会社ミスミ (注 3)	42. 9	14. 5	95. 2	63. 0 (※ 1、 ※ 2)	68. 7 (※ 1)	59. 7 (※ 2)	※ 1 当社は人種・国籍・性別等による差別は一切行わず、性差による賃金格差も許容しません。階層別の男女間賃金格差は以下の通りであり大きな格差はありません。 <table> <tr> <th>階層</th> <th>女性賃金 (男性＝100%)</th> </tr> <tr> <td>役員・部門長</td> <td>125%</td> </tr> <tr> <td>ディレクター</td> <td>93%</td> </tr> <tr> <td>リーダー</td> <td>88%</td> </tr> <tr> <td>メンバー</td> <td>82%</td> </tr> </table> ※ 2 上記※ 1に加え、女性労働者に本人希望によるパートタイム・短時間労働者数が多いことが格差の理由です。	階層	女性賃金 (男性＝100%)	役員・部門長	125%	ディレクター	93%	リーダー	88%	メンバー	82%
階層	女性賃金 (男性＝100%)																
役員・部門長	125%																
ディレクター	93%																
リーダー	88%																
メンバー	82%																
株式会社駿河生産プラットフォーム	19. 4	1. 3	45. 5	65. 0 (※ 3)	88. 0 (※ 3)	74. 7	※ 3 上記※ 1同様、階層別の男女間の格差は57～118%であり性別に起因する格差はありません。										

- (注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものがあります。
- 2 「育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の6第2号における育児休業等および育児目的休暇の取得割合を出したものであります。
- 3 当社と株式会社ミスミは人事制度上はほぼ一体として運営されており、これらの法律に基づく行動計画においても一体としての目標設定を行っています。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題

世界経済および日本経済は、グローバルサプライチェーンの地域ブロック化が進み、アメリカの関税政策による影響の顕在化など、景気の先行きが一層不透明になっています。一方で、産業界では様々な社会課題を見据えて自動化の需要はグローバルで持続的に伸びていくと認識しています。当社では、こうした顧客のニーズに対応すべく、今後もIT、生産、物流の事業基盤を進化させ、「グローバル確実短納期」にさらに磨きをかけてまいります。顧客時間価値の向上に向けて、地域市場、新商品、新サービス等の開発を加速させるとともに、異なる市場毎のニーズに対応できるように、各市場に合致したデジタルモデル化を推進してまいります。

① 事業領域の拡大とグローバル展開

当社グループは、メーカー事業と流通事業を併せ持つ強みを最大限に発揮し、事業領域の拡大とグローバル展開を加速させています。メーカー事業は、製造装置などに利用する精密機械部品の「FA事業」、プレス部品等を量産する金型に組み込む標準部品や精密部品の「金型部品事業」の二つの事業を展開しており、膨大な数の商品を最適地生産し、低コストを実現しております。流通事業においては、VONA事業として他社ブランドを含めた商品領域を拡大させると同時に、当社顧客需要・特性に適合した独自の品揃え・サービスによりグローバル展開の加速を強力に推進しています。こうした取り組みを通じて、今後の持続的成長を実現してまいります。

② デジタルモデルシフトの推進

多様化が進む自動化顧客ニーズに対応するため、デジタルモデルシフトと地域毎成長戦略を継続実行しており、デジタル施策が一定の成果を創出しました。この「デジタルモデル」の中身は、これまでに展開してきた「meviy」、「エコノミーシリーズ」、納期調整や見積時間の待ち時間をゼロにする生産間接材購買プロセスDX革新である「D-JIT」に加えて、間接材トータルコストダウンサービスの「floop(フロー)」等のサービスです。当社の源流思想である「時間戦略」によって顧客に貢献する理念に基づき、「顧客時間価値」の更なる創出を図るために、既存の事業にこれらのサービスを浸透させて抜本的に強化し、デジタルモデルシフトを推進してまいります。

③ 社会の持続的発展への貢献

当社グループは顧客に「顧客の工数削減」と「確実短納期」という「時間価値」を提供しています。それを支える事業ドメインの「インダストリアル・オートメーション産業」は、様々な社会活動の自動化・省力化などを実現し、社会の持続的発展に不可欠な存在です。当社の成長は、社員一人ひとりの挑戦によって実現され、「顧客時間価値」への貢献を生み、顧客が栄え、社会が栄え、さらに社員も栄える成長の連鎖、すなわち成長連鎖経営を志向します。これらに繋がる当社グループのサステナビリティに関する考え方、取り組みについては、次頁以降をご参照ください。

(2) 目標とする経営指標

当社グループでは、持続的成長を通じた企業価値の向上を目指しており、主に売上高、営業利益、エクイティスプレッドを経営指標として定めております。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

文中の将来に関する事項は、当社グループが有価証券報告書提出日現在において合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) サステナビリティ全般についての方針

① ガバナンス

(a) サステナビリティに関する考え方

当社グループは社員の挑戦を起点とした成長連鎖経営を志向します。社員の挑戦により向上した「顧客時間価値」により、顧客が栄え、社会が栄え、さらに社員も栄える成長連鎖を目指します。

顧客・サプライヤーの「あらゆるムダの排除」により同業界の非効率解消に貢献しています。インダストリアル・オートメーション（IA）産業は様々な社会活動の自動化・省力化などを実現し、社会の持続的発展に不可欠なものとして寄与しています。社会の持続的発展が産業界の需要を創出し、それは当社グループにとって新たな機会の創出にも繋がります。

当社グループはこの循環の確立に貢献することで社会、産業界の持続的発展を支え、当社グループ自身の持続的成長に繋げていきたいと考えています。

(自社のサステナビリティへの取り組み)

当社グループは、IA産業のトータルサプライチェーン、トータルビジネスプロセスにおける非効率を「時間」を切り口に解消することで同業界の発展に貢献しています。グローバルで30万社を超えるお客さまにサービスを提供するサプライチェーンを構築し、確実短納期を実現することで産業界のさまざまなムダや工数を削減する時間価値を提供しています。この時間価値を継続的に向上させるために、事業、商品、サービスなどのビジネスモデルを常に進化・発展させるとともに、それらを支えるIT、生産、物流等の事業基盤強化、人材基盤構築に取り組んでいます。

(IA産業の持続的成長を支える取り組み)

自動化設備・装置の部品は一品一様であり、図面制作から見積もり、部品の加工、調達まで、煩雑な手間と長い納期を必要とするなど、そのプロセスには極めて非効率な業務が散在します。当社グループは、自動化設備・装置に使う受注製作部品を規格化することで図面作成を不要にするなど、お客さまの非効率業務にかかる時間を大幅に削減しています。また、部品一個からでも確実に納期を遵守する確実短納期をグローバルで実現することにより、不要な在庫を削減し、生産・稼働機会ロスなどを解消しています。さらにデジタルモデルシフトをはじめとするさまざまな新商品・新サービスを通じて、調達プロセスにかかるムダ・工数を約9割削減することでエネルギー消費量を低減するとともに、紙図面を不要にするなど、資源の有効活用促進にも寄与しています。

当社グループは、IA産業の「時間革新」を通じ、社会の持続的発展に貢献し続けています。



(社会の持続的発展への貢献)

当社グループは、事業展開そのものを通して、IA産業の資源投入量・消費量を削減する付加価値を提供しています。顧客・サプライヤーのあらゆるムダを根本的に排除することによって、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄経済から循環型経済への移行加速に貢献します。

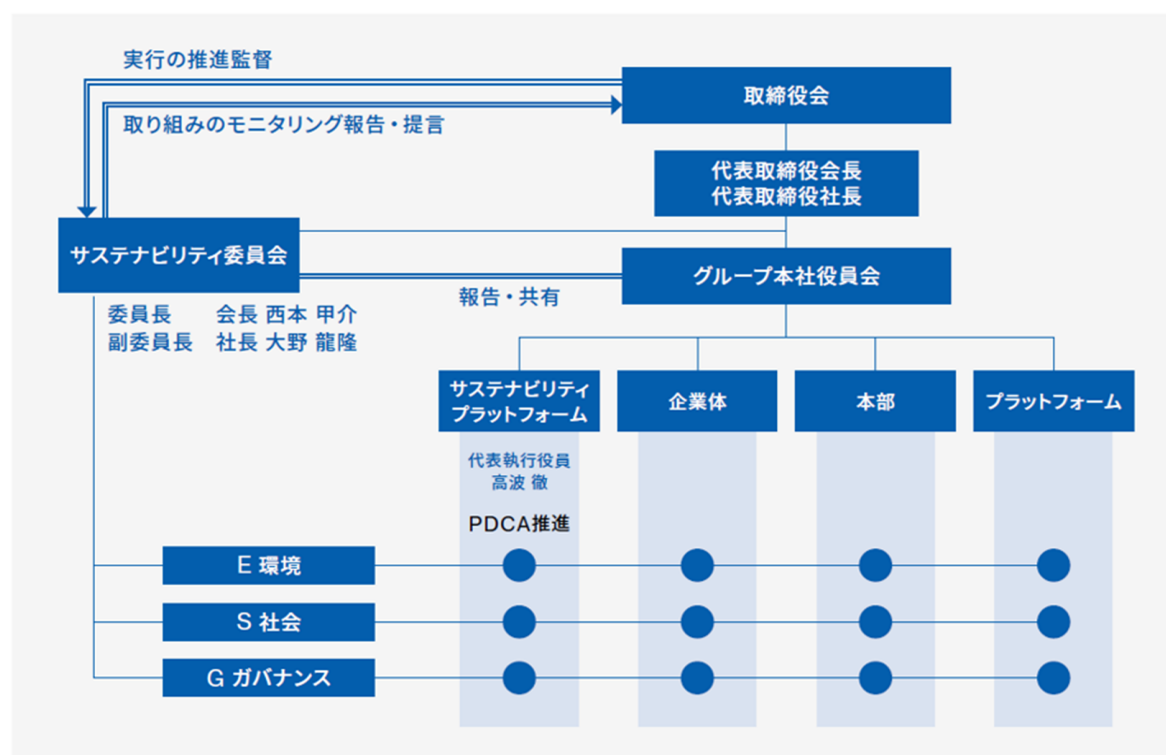
また、当社グループは社会要請であるESG推進に積極的に適応し、事業活動を通して、地球温暖化防止などの気候変動対策に取り組んでいます。自社に加え、顧客、サプライヤーが関係する各国の文化や歴史、人権、人材の多様性を尊重するとともに、ステークホルダーの皆さまと連携し、持続可能な社会の発展に貢献していきます。

(b) サステナビリティ推進体制

当社グループはサステナビリティへの一層の取り組みを強化するため、代表取締役会長を委員長、代表取締役社長を副委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置しており、当社におけるサステナビリティの基本方針を策定し、経営計画や経営方針に対する検証と、社会課題に対する取り組みを推進し、取締役会に報告・提言を行っています。

サステナビリティ経営をグループ全社で横断的に推進するため、サステナビリティ委員会は、取締役会の監督下、サステナビリティ推進担当役員を定め、グループの執行組織である企業体・本部・プラットフォームと連携して、ESGに関する目標設定・進捗状況のモニタリング、評価などを行い、取り組みを継続展開しています。

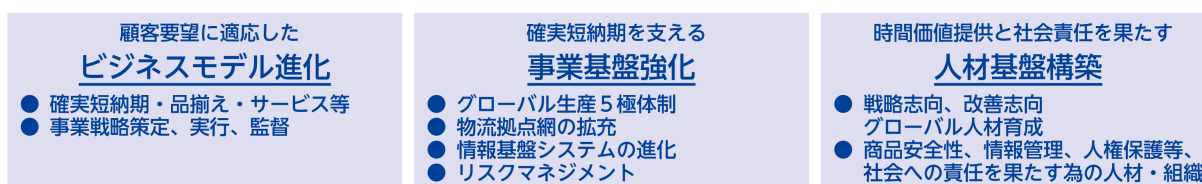
サステナビリティマネジメント体制



② 戦略

(a) サステナビリティにおける重要課題

当社グループは顧客時間価値を継続的に向上させ、事業活動を持続的に成長させるための3つの重要課題を特定しています。



事業、商品、サービスなどのビジネスモデルを常に進化・発展させるとともに、それらを支えるIT、生産、物流等の事業基盤強化、人材基盤構築に取り組んでいます。

③ リスク管理

当社グループは、前述戦略における3つの重要課題ごとに、環境、社会、ガバナンスそれぞれのESG観点でリスクと機会を特定しています。

(a) 環境

気候変動、資源枯渇、大気汚染などが当社の事業に影響をもたらすことが想定されます。

IA産業および当社の事業戦略実行へ及ぼす影響や、自社サプライチェーンへの影響で確実短納期での供給に脅威が生じるリスクがあります。

一方、自動化需要の高まりや労働生産性改革等効率化の要求が向上することはビジネスの伸長をもたらす機会となります。

(b) 社会

商品の品質・安全性に与える技術の進歩、法制の変化の影響、労働人口の減少や人権保護、データセキュリティへの意識向上が当社ビジネスに影響を与えると想定します。

具体的にサプライヤーの取引制限や品ぞろえの変化、生産コスト増加や人材の採用数未充足、サプライヤー人権保護が事業にとってのリスクになります。一方、取引のグローバル化、ブロック化による自動化設備部品の多様化や、社会課題解決に向けた商品・サービスへの関心、特定知識等人的資本重要性は当社の新しいビジネスへの機会となると考えています。

(c) ガバナンス

コーポレートガバナンス、倫理行動、およびステークホルダーエンゲージメントは、当社企業活動に重要な影響を与えると認識しています。

当社グループは、気候変動による災害の激甚化や感染症パンデミックといったリスクに備え、事業継続計画(BCP)の体制を構築しています。しかし、技術や社会の急速な変化は、当社の戦略実行や監督に制約をもたらす可能性があり、特に情報基盤システムに対する技術的脅威や規制環境の変化は、当社事業における重要なリスクとなります。同時に、事業継続計画に対する顧客や社会からのニーズの高まりは、当社にとって新たなビジネス機会に繋がると考えています。

当社はこれらのリスクについて、自社に加えて、市場・顧客・調達先といったサプライチェーン全体で想定される影響について発生の可能性の予測と対応策の検討を行っております。また、一定の条件のもとに財務インパクトが試算可能なものについてはシミュレーションを実施しております。

気候変動による風水害の激甚化・地震などの大規模災害・パンデミックなど当社の商品供給や従業員の安全と健康に甚大な被害が予測されるものについては、非常時の事業継続計画を策定しており、日本法人に加えて、海外現地法人へも災害対策などの文書とプロセスや連絡の体制整備を図っております。

今後、具体的な想定と環境の変化に即して体制の充実と必要な訓練を行ってまいります。

④ 指標及び目標

当社グループの、各種サステナビリティの取り組みを推進するにあたり各種指標を作成し、目標と実績の確認、アクションの具体化を行っております。詳細は「(2)サステナビリティに関する取り組み」を参照ください。

気候変動対応については自社の温室効果ガス排出量の絶対値を計測、集計し、年度での実績を公開しています。2030年までに2020年比で42%の削減を行い、2050年にカーボンニュートラルという目標を設定しております。

人材の多様性については、グループ全体での従業員の男女比率を実績管理し、2025年3月現在、男女比63.6%:36.4%となっています。

(2) サステナビリティに関する取り組み

(a) 気候変動対応

当社グループは事業活動を通して、地球温暖化防止などの気候変動対策に取り組んでいます。

2021年9月にTCFD提言への賛同、「TCFDコンソーシアム」への参画を表明し、2022年3月には気候変動の影響が大きいメーカー事業を中心に、1.5℃/2℃シナリオ、および4℃シナリオに基づく分析を実施し、各々のシナリオへの移行リスク・物理リスク・機会の特定、事業インパクトの評価について情報開示をしました。

		分類	当社グループ影響	財務インパクト	対応戦略
リスク	移行	政策・法規制	炭素税の導入	大	市場調査
			配送費用の上昇	中	調達ソース開拓
			電力供給規制	小	調達ソース開拓
		市場・社会の変化	顧客行動の変化	中	市場調査
	物理	風水害激甚化	拠点ダメージ	中	グローバル最適生産 確実短納期遵守
機会	事業機会増加	製品の需要増	大	対応する製品開発	
		早期復旧貢献増販	中	IT・生産投資拡大	
	費用低減	電力調達コスト減	中	再生エネルギー化推進	

また、2050年のカーボンゼロを実現するために、2030年度の温室効果ガス排出量（スコープ1およびスコープ2）を、2020年度対比で42%削減する目標を設定いたしました。

（単位：千t-CO2e）

温室効果ガス排出量	2021年度	2022年度	2023年度
スコープ1	5 ※1	6	6
スコープ2	62 ※1	15	13
スコープ3（注）	1,637	1,528	1,260
合計	1,704 ※1	1,549	1,279

（注）スコープ3排出量はカテゴリー1～7およびカテゴリー12を対象に算定

※1 過去の開示数値に誤りがあったため修正

この目標を達成するために、当社グループでは以下のような取り組みを実施しております。

- ・ベトナム、中国、日本の拠点における太陽光発電の導入
- ・主要生産拠点における省エネ推進
- ・国内生産拠点および本社ビルにおけるCO2フリー電気の導入
- ・ベトナム、中国、タイ、インドの生産拠点を対象とした再エネ電力証書の活用
- ・2022年7月より日本の中部地区自前配送ルートの一部にEV車両を導入

(b) 人権の尊重

当社グループは、人権の尊重をすべての活動の基本原則と考え、ミスミグループ人権方針（以下「人権方針」）を定め、常に国際社会と協調した経営や行動に努めております。人権方針では、当社グループが重点的に取り組むべき人権課題を特定し、以下のとおり適切な対応を進めています。

- ・個人の基本的な人権、個性および多様性を尊重し、人種・国籍・性別・宗教・信条・出生・年齢・性的指向・身体的特徴・心身の障害等による差別や嫌がらせを禁止しています。
- ・個人としての尊厳を不当に傷つける各種のハラスメント（セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント・モラルハラスメント等）を禁止しています。
- ・バックグラウンド・スキル・性別・国籍等の多様性の確保と機会均等を重視した人材の採用・育成・登用・処遇を行っています。
- ・安全衛生関連の法令・基準を遵守し、安全で働きやすい職場環境の維持に努めています。
- ・社員の心身の健康を重視し、長時間労働を防止しています。
- ・結社の自由などの社員の労働者としての権利を尊重しています。
- ・一切の児童労働・強制労働を行いません。

当社グループは、人権方針を当社グループのすべての役員・社員に適用します。さらに、サプライヤーの皆さまなどのビジネスパートナーに対しても、本方針を理解・支持いただくことを期待し、尊重されるよう働きかけています。

加えて、実行のデューデリジェンスとして、当社グループ内だけでなく、ビジネスパートナーを含めて人権リスクを評価・特定し、リスクを防止・軽減する対策を実施しています。

コミュニケーションとしては、当社グループの全社員への教育・周知徹底、ステークホルダーへの適切な情報開示・対話を行っています。

(c) サプライチェーンマネジメント

当社グループは「サステナブル調達ガイドライン」を策定し運営しています。同ガイドラインについて主要仕入先に対して合意を促すとともに、人権の尊重、安全衛生の推進および管理体制構築状況の実態調査を行っています。加えて、環境活動の取り組みについては、温室効果ガス（GHG）排出量削減に向けたエネルギー使用データの共有や削減に向けての算出を行うなど、協調して持続可能な調達活動の向上に取り組んでおり、更にこの活動の拡大を図っています。

今後もサプライチェーン全体を視野に入れて、リスク・機会の定量的把握と実質的な対応策の立案・実行を進めてまいります。

(d) 人的資本の充実に向けて

成長連鎖経営は「社員の挑戦」を起点としています。当社が取り扱う商品そのものには大きな差別化要素がなく、ビジネスモデルを常に進化させ続けることにより付加価値を高めています。このビジネスモデル（ミスミモデル）を磨き続けるのは「人」です。故に、社員の挑戦が成長連鎖経営の起点であり、当社の人的資本経営の根幹といえます。

（ミスミ・バリューズ：<https://www.misumi.co.jp/sites/default/files/2024-04/misumivalues.pdf>）

＜ミスミの人的資本経営：Best Place To Grow / Right Ways To Grow＞

「次どうする？」を常に、社員全員が自分自身に、そして周囲に問いかけ、実際に「次」に挑戦することは、個人の成長につながり、個人の評価（成長実感）を高め、その結果に対する報いとともに、更なる「次の挑戦」に向かう動機付け（成長予感）となる、「個人の元気・付加価値を高める・成長させる（個の元気）」循環を形成します。同時に、個々の「次どうする？」を組織として束ね、ミスミモデルの進化を実現することは、お客様の時間価値向上を実現し、それが企業価値の向上にもつながる「組織の付加価値を高める（戦略的束ね）」循環につながります。「次どうする？」を起点としたこの2つの循環が常に両輪で回り続けていくことが、当社グループの社員・組織の成長を実現し、成長連鎖経営の礎となります。この構図は当社グループの「人的資本経営」の主軸を表したものであり、当社グループが社員にとって「挑戦に溢れ、世界で最も成長できる会社」であること、すなわち社員にとっての「Best Place To Grow」であることを示しています。

「Best Place To Grow」の実現には、同時に「正しく挑戦し成長する」という志向を伴うことが極めて重要です。正しい挑戦と成長を促す「Right Ways To Grow」の考え方を新たに加え、個人も組織も最も早く、それぞれに最も適した成長を実現する環境を整備します。

Right Ways To Growは下記の4つの要素を主軸としています。

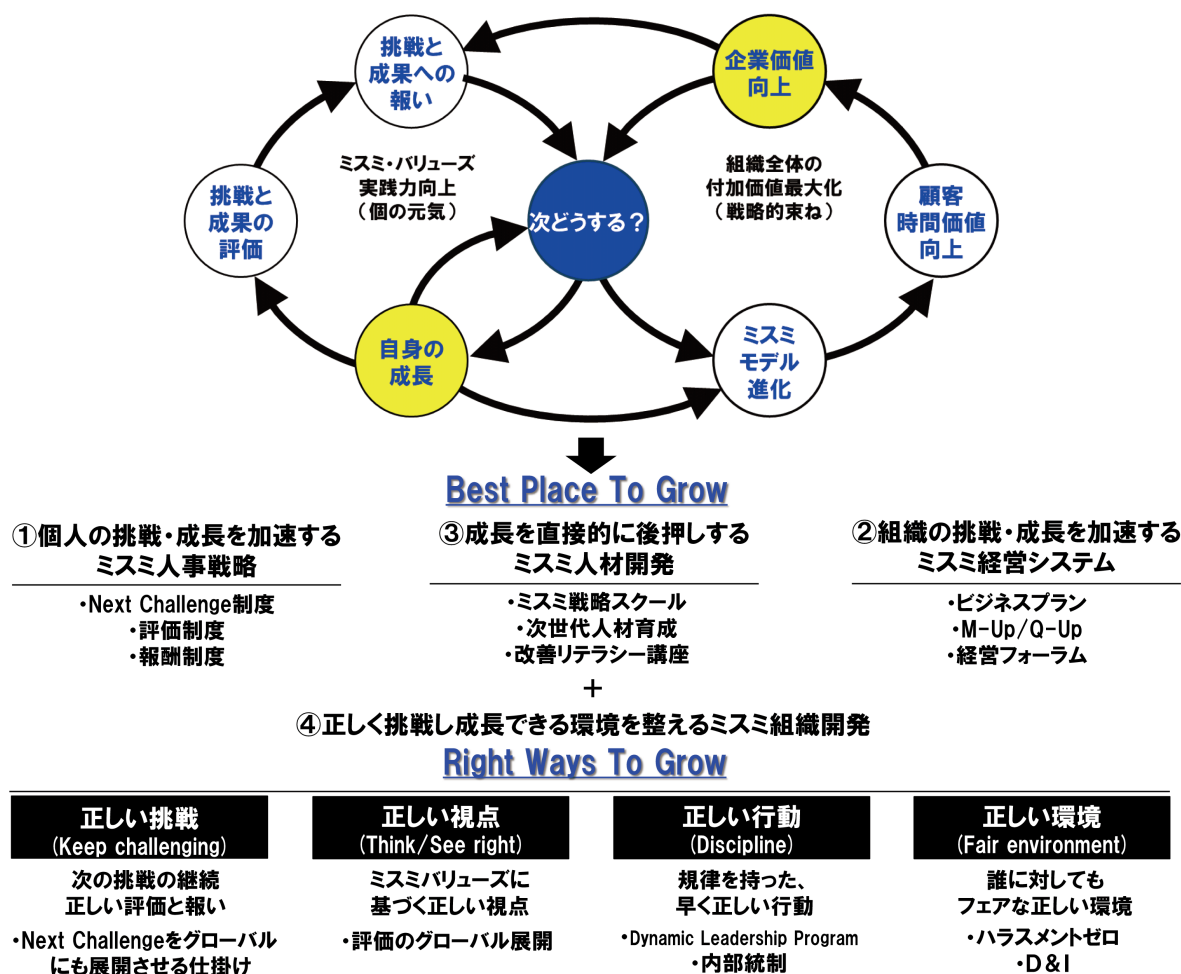
- ・正しい挑戦（「Keep Challenging」）： 常に「次どうする？」を問い続ける、現在に安住しない
- ・正しい視点（「Think/See right」）： ミスミ・バリューズに基づく思考と実践
社員の挑戦や成果の正しい認識と正しく厚い報い
- ・正しい行動（「Discipline」）： 委譲された権限を規律を以て実行、不正・政治性を排除した行動
- ・正しい環境（「Fair environment」）： 個人が各々の事情を踏まえつつ、最大限の挑戦が出来る勤務環境
誰に対してもフェアな環境

<Best Place To Grow / Right Ways to Grow であり続けるための「仕掛け」>

社員にとってミスミがBest Place To Grow であり続けるためには、そして社員の正しい挑戦と成長が持続するためには、社員個々人の挑戦努力に加え、「次どうする？」を起点とした個人・組織の成長サイクルが何時でも何処でも周り続け、社員の挑戦を加速させる仕掛けが不可欠です。当社グループでは、社員の正しい挑戦と成長の加速に向け、下記の4つの仕掛けとサブシステムを整備しています。（図）

- ①「個人の挑戦・成長」（個の元気のサイクル）を加速するミスミ人事戦略
- ②「組織の挑戦・成長」（戦略的束ねのサイクル）を加速するミスミ経営システム
- ③ 成長を直接的に後押しするミスミ人材開発
- ④ 正しく挑戦し、成長できる環境を整えるミスミ組織開発 Right Ways To Grow

図：「ミスミの人的資本経営（Best Place To Grow / Right Ways To Grow）」



これらの仕掛け・サブシステムをグローバルに展開し、個の元気と戦略的束ねの両輪を加速度的に、持続的に回すことで、社員にとっての「Best Place To Grow」であり続けます。

① 個人の挑戦・成長を加速するミスミ人事戦略

ミスミモデルの進化を図り、顧客の時間価値向上に貢献するために、当社グループでは

- ・高い成長志向
- ・戦略性
- ・能動性

を全社員が発揮すべき「実践力」として設定しています。

この「実践力」を発揮し、挑戦し、結果を出し、また次の挑戦に向かう。やった人（挑戦して成果を出した人）を正しく認識し、高く報いる。これらを有機的、持続的に作動させるためには、整合する人事制度が必要です。当社グループでは、23年度より以下を「ミスミグループ共通の人事戦略」として定め導入を進めています。

◆ Next Challenge制度（NC制度）

社員が自身のキャリアに対して「次どうする？」を自発的に選ぶ仕組みです。この仕掛けには下記の「次の挑戦（XX Next）」があります。

- Do Next： 現職を継続しながら、新たなテーマに挑む
- Go Next： チーム、部門、企業体、地域などを跨いだ異動を行う
- Up Next： 職位（メンバー→リーダー、リーダー→ディレクターなど）を超える
昇進昇格について自発的に手を上げる仕組み
「飛び級」も可能（リーダー→部門長など）
- Be Next※： 同職位内の区分も自ら手を上げ「昇格」する仕組み
- シニアNext※： 定年再雇用を迎える社員に対する「次の挑戦」を選定する仕組み

※日本のみを対象とした制度

中でも当社ユニークな仕組みは「Do Next」と「Go Next」です。社員は、基本的には自主的なキャリア選択により、異動する・しないを決めることが出来ます。しかし、「正しい挑戦」（「Keep Challenging」）の指針に沿って、現在に安住せず、常に「次どうする？」を問い続けてもらうためには、社員が一つの職場に長年「固定化」することは成長の妨げになると考え、DoおよびGo Nextでは、毎年、社員の「現職」を「白紙」にし、現職を続けたい場合も、異動したい場合も、希望する組織に「応募」して自分の職場を決めることを求めます。組織側も自組織の社員を「次の挑戦」に向けて後押ししつつ、自組織に人材を集められるよう、自組織の魅力を高めることが求められます。いわば、社内を「労働市場化」して、常に次の挑戦に向けた多様なキャリア選択肢、多様な組織編成が可能になるような仕掛けとなっています。また、Go Nextは国や職種を跨いだ挑戦が可能になっています。

なお、「社員の次の挑戦」を測る指標として、当社グループでは、社内の流動性をKPIとして設定しています。

現在の日本における流動率
(Next Challengeを通じた流動率)

18%

当面の目標値
(年間の流動率)

20%

◆ 評価制度

ミスミ・バリューズの発揮度合（実践力）とその結果を問う評価の2モジュールから構成しています。

実践力評価： 成長性、戦略性、能動性、組織活用度について、実際に発揮された
「行動」（ミスミ・バリューズ実践力）を評価する仕組み

成果評価： ストレッチな目標に対する達成度を評価する仕組み

実践力評価に使用される項目は、「正しい視点」（「Think/See right」）の指針に従い、ミスミ・バリューズに基づく思考と実践を表す具体項目として職位・職種を問わず「ミスミで働く社員」に求める最重要要素として、グローバルに共通の設定としています。

成果評価では、各組織の「ビジネスプラン」（後述）に設定されたストレッチの度合いと同じストレッチ性を各個人の目標に予め織り込むことで、全組織で戦略と整合した目標に向けた挑戦を引き出すとともに、社員の挑戦や成果を正しく認識し、正しく報いる仕掛けとしています。

◆ 報酬制度

「正しい視点」（「Think/See right」）の指針では、社員の挑戦や成果を正しく厚く報いることを目指しており、「やった人（挑戦し、成果を出した人）」に市場上位の総報酬水準で報いること、を当社グループでは報酬の基本コンセプトとしています。

そのコンセプトに適した報酬を各地域の習慣・法的枠組みに即した形で設定しています。

たとえば、ミスミ日本地域においては、社員の報酬構成や運用を下記のように設定しています。

基本給： 職責に応じた基本報酬

P賞与： 組織の「成長度合い」に応じた賞与

B賞与： 全社の「利益創出」に応じた賞与

株式報酬： 幹部社員に対する中長期貢献への報酬

これらのミスミ人事戦略の取組みは、まずは日本で先行導入しています。今後、各国の事情に合わせた形に調整を加えながら、順次、グローバルへの展開を予定しています。

② 組織の挑戦・成長を加速するミスミ経営システム

ミスミモデル進化を通じて顧客時間価値向上を実現するには、社員個人の挑戦を組織として「束ね」、戦略的に挑戦していく必要があります。当社グループは、下記の経営システムを通じ、常に組織としての取組み自体の進化を模索、ミスミモデル進化に向けた組織の戦略的束ねと挑戦・成長を強化しています。

◆ ビジネスプラン

当社グループでは、幹部社員自らが「成長戦略」（ビジネスプラン）を描き、その実行も自ら担う、という「経営者」としての職責遂行することを求めています。各組織がビジネスプランを描くことにより、対峙する市場（お客様、同業他社、市況等）や自社のコンピタンスを的確に踏まえた、極めて実効性の高い、中長期の「事業戦略」を策定、発動させることが出来ます。

ビジネスプランはまず「戦略」を策定し、その戦略の方向性が承認されれば、数値を設定して「予算」を設定、承認された範囲は自己裁量にて戦略を実行することが可能です。

「企業体」や「プラットフォーム」レベルのビジネスプランは複数の統括G役員により徹底的に討議され、自組織のみならず、他組織との連携等も含めた戦略性・妥当性を持ったプランとして練り上げられます。その後は、各組織の戦略でありながらも、「ミスミの戦略の一環」として、そのプランの達成を全社として支援します。

ビジネスプランの策定はまた、「自ら描く」ことで、幹部社員の「成長志向」「戦略性」「能動性」を飛躍的に高め、強いコミットメントを引き出し、幹部社員の育成にも大きく寄与します。

◆ M-Up/Q-Up

ミスミモデル進化への取組みをグローバルに徹底し、また、その進捗や大きな成果を全社として確認、賞賛、共有するため、全社での「M-Up (MISUMI-Model Up)」と主に生産系組織における「Q-Up (Quality-Up)」を毎年実施しています。

M-Upは、各職場における（あるいは組織横断的な）ミスミモデル進化の取組みと成果をまずは各地域で「予選」を通じて審査し、予選を通過したテーマはグローバルのミスミを5ブロックに分けた「ブロック本選」にてコンペティションを行います。ブロック本選を勝ち抜いたテーマは「グローバル決勝」にて発表し、最優秀賞などを決定します。Q-Upも同様のプロセスを経て、グローバルの優秀賞を決定します。

ブロック本選や決勝などで、各地域の様々な取組みをグローバルに共有することで、相互の学びを最大化し、更にミスミモデル進化への加速を図る、当社グループにとって重要な「ミスミモデル進化」の場となっています。

◆ 経営フォーラム

当社グループでは、経営トップが社員と直接対話をする場として、「経営フォーラム」を年間を通じて開催しています。経営課題や重要戦略の進捗を共有し、質疑や討議を通じて、経営層と社員との問題意識の共有、相互理解、組織を超えた連携などを図ります。

経営フォーラムは全社レベルでの開催の他、各企業体／プラットフォームや部門といった組織レベルなど、様々なレイヤーで開催されます。

当社では、経営フォーラムを、各組織のリーダーとメンバーのコミュニケーションを活性化させる場としてだけでなく、育成の場、組織開発の場として重視し、フォーラムが全社で活発に実施されるよう、フォーラム推進委員会を全社に設置、各組織の委員がフォーラムの実行を主導しています。

③ 成長を直接的に後押しするミスミ人材開発

ミスミモデル進化に向けた社員の挑戦と成長、組織の成長を更に確実にするために、当社グループでは「一般的には無い」ミスミユニークな人材開発の場を提供しています。

◆ ミスミ戦略スクール

当社は経営トップが自ら教鞭をとり、「リーダー」に必要な視座と戦略思考能力を鍛え、また、ミスミモデル進化という使命達成のために、自分達が何をすべきか、を徹底的に考え抜く講座を、中堅社員以上を主に対象とし、年間を通じて開講しています。講座は事前準備（課題図書、課題レポート等）、1日以上にわたる講義（討議含む）、事後レポート等が課される、非常にインテンシブな内容となっています。

「理論と実践」の両輪を兼ね備えた講座は実効性が極めて高く、社員は受講を通じ、「共通言語」と戦略思考、変革への覚悟を具備することが可能となります。

◆ 次世代人材育成

「将来の幹部候補」を選定し、近い将来に「経営層」の一員になることを想定して、統括G役員全員で候補者を「よってたかって育てる」という他に例を見ない次世代人材の育成を行っています。この仕組みは候補者本人には非公開で行われていますが、育成状況や業務執行状況などは、統括G役員間で定期的にモニタリングされています。

◆ 改善リテラシー講座

改善リテラシー向上による生産性改善を推進すると共に、その活動を通じて全社の変化対応力を向上させ、モデル進化に貢献することを目的とし、ミスミオリジナルの講座を24年度から実施しています。「製造現場」だけでなく「ミスミのあらゆる経営行動の現場」へ展開することで全社の「改善リテラシー向上」と「生産性改善」を推進し、顧客時間価値提供や業務効率化を加速させることによる競争力強化を目指します。

④ 正しく挑戦し成長できる環境を整えるミスミ組織開発 Right Ways To Grow

当社は、社員が正しく挑戦し成長できる会社であるため、Right Ways To Growの考え方を基に各種制度・施策のグローバルな展開や、職場の環境作りに取り組んでいます。これらを通して、社員は何ら制約を感じることなく、安心して「次の挑戦」に取り組むことができる環境を実現します。

◆ Next Challengeをグローバルに展開する仕掛け (Fly Next)

将来的にグローバルな経営幹部を目指す意欲のある社員に対して、海外での挑戦を支援するための制度として、FlyNext制度を設計しています。語学研修のサポートを行いながら、短期で研修生としての派遣することで、キャリアの早い時期から異文化での業務経験を積む機会を提供する施策です。また、グローバルで「正しい挑戦」を喚起するため、日本から海外だけでなく海外法人間の行き来も含めた制度として設計しています。

◆ 評価のグローバル展開

23年度にグローバル共通として設定した実践力評価は、最初に日本へ制度を導入した後、海外法人へ順次導入しています。24年度は中国、アジア各国で導入を行いました。今後は欧州、米州への展開を進め、ミスミ・バリューズの思考と実践をグローバルに浸透、正しい行動と正しい視点をグローバルに強化していきます。

◆ Dynamic Leadership Program

当社ではミスミ・バリューズに基づく早く正しい行動を社員全員が実践できるよう、変化対応型リーダーの育成を重視しています。時間戦略を加速するためには、まず上司の力量を高める必要があり、新たな管理職特化型の新トレーニング Dynamic Leadership Program を25年度より開始します。

◆ 内部統制

当社では不正行為の撲滅に向けたグローバルな内部統制システムの強化を行っています。24年度には新組織を設置して「正しい行動」（「Discipline」）を維持するための推進体制を整備し、25年度から新たな体制の下で活動を行っています。

◆ ハラスメントゼロ

当社では2017年に「ミスミグループにおけるあらゆるハラスメントを許容しない」というハラスメントゼロ宣言を採択しています。グローバル全社員への定期的なコンプライアンス教育実施、企業および社員行動規範の全面刷新とグローバル展開、内部通報体制の整備とグローバルでの衆知などを中心に、「ハラスメントゼロ」に向けた取り組みを積極的に推進し、近年のハラスメント件数は減少傾向にあります。

一方、まだ「ハラスメントゼロ」達成には至っていないことを踏まえ、ハラスメントの撲滅に向けた、更なる教育、予防策、対応策を強化してまいります。同時に、ハラスメントが「隠れる・隠される」ことのないよう、内部通報制度の周知や相談窓口などの案内も常時開示します。

◆ D&I

当社では国籍や性別、年齢、学歴、新卒／中途等による差別は一切許容しません。採用、昇格や異動判断に際しても、こういった要素は考慮せずに社員個人の「実践力」や「成果」によって判断しています。

結果、当社の女性管理職比率は、ミスミ日本で15%、グローバルでは24%、と「製造業」で見れば比較的高い数値となっています。また、ミスミ日本においては、中途採用の比率が85%と、高い多様性を持った組織となっています。

加えて、社員の各々の事情を踏まえつつ、最大限の挑戦ができる勤務環境づくりにも力を入れており、ミスミ日本では育児や介護など事情を抱える人へフルリモートワークを適用するなど、独自の施策を取り入れています。

多様な人材、多様な考え方がミスミモデル進化を加速させる、というコンセプトの元、当社は今後も多様化を進めます。特に、各地域の現地採用幹部の増加や女性管理職比率の増加は中でも重要と考え、打ち手の本格化を今後グローバルで図ります。

当面、女性管理職比率の目標はグローバルで30%とし、積極的な登用を進めてまいります。

現在のグローバル女性管理職比率	目標値
24%	30%

(ご参考)

当社グループのサステナビリティへの取り組みの詳細は、当社ホームページにて公開しております。

・サステナビリティ <https://www.misumi.co.jp/esg>

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

① サステナビリティ課題について

企業は事業活動の中で社会の持続的発展に貢献することが求められており、気候変動対応として温室効果ガス排出抑制等の取り組みや、人権問題への対応として個人の基本的人権や個性、多様性を尊重した取り組みが求められています。これらの取り組みは、当社グループだけでなくサプライヤーを含めたバリューチェーン全体で協調して行う必要があります。

当社グループでは、気候変動についてTCFD提言への賛同、「TCFDコンソーシアム」への参画を表明し、気候変動シナリオへのリスク・機会の特定や事業インパクト評価を実施したほか、様々な省エネルギー活動を推進しております。人権問題については、「ミスミグループ人権方針」を定め、全ての社員に周知徹底するとともに、仕入先等にも理解・支持を頂くよう努めています。また、サプライチェーンマネジメントの取り組みとして、「サステナブル調達ガイドライン」を策定し、主要仕入先に合意を促すとともに、環境活動、人権尊重、安全衛生等の推進および管理体制構築状況の実態調査を行っています。加えて、環境活動の取り組みについては、温室効果ガス排出量削減に向けたエネルギー使用データの共有や削減に向けての算出を行うなど、協調して持続可能な調達活動の向上に取り組んでおり、さらにこの活動の拡大を図っております。

しかしながら、これらのリスクに対する対応が適切ではない場合、当社グループの社会的信用が低下し、業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 特定業界の市場動向が業績に及ぼす影響について

当社グループは、F A事業および金型部品事業において、自動車・電機（液晶・半導体を含む）業界を主要顧客としています。また、ミスミブランド以外の他社製品も含めた製造・自動化関連設備部品、MRO（消耗品）等間接材を販売するVONA事業では、広く自動化装置を活用しオペレーションを展開する顧客を対象としています。当社グループの業績はこれらの業界の設備投資動向や生産・オペレーション動向の影響を受けることがあります。

当社グループでは、各事業において常に市場動向を注視し、必要に応じ設備投資・人員配置・在庫の適正化等の施策を実施していますが、顧客の属する業界で予想を超える状況の変化が生じた場合、当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 海外事業展開について

当社グループは、日本の他中国・アジア・欧州・米州に「企業体」を発足させ、各地域で事業展開を強化していますが、各地域の政治的・経済的変動や政策、法規制の改正等が、各地域企業体の事業計画遂行に大きな影響を及ぼす可能性があります。米中関係や各国の通商政策、ウクライナ及び中東情勢等、政治・経済・安全保障に混乱が生じているほか、グローバルサプライチェーンの地域ブロック化の進展などにより、日本及び海外事業展開の不確実性が高まっている状況です。

当社グループでは、各地域企業体で管轄地域の政治・経済情勢のモニタリングを継続している他、事業に関連する各国法制度の状況をグローバルで把握し適宜対応を図っていますが、これらの状況に急激な変化が生じた場合、当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 商品や原材料の調達について

当社グループは、多くの商品や原材料を国内外の取引先から調達していますが、需給逼迫や各国の通商政策に伴う調達価格の高騰や、サプライチェーンの混乱等により、調達困難な状況が生じる可能性があります。その結果、仕入価格上昇による採算悪化、顧客への商品販売減少等が生じる可能性があります。

当社グループでは、IT、生産、物流の事業基盤の強化、サプライチェーンの強靱化を進めていますが、予想を上回る状況の変化により、当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 品質管理について

当社グループは、幅広い商品を顧客に提供していますが、商品の品質や安全性等の他、環境化学物質の管理や環境負荷低減に対する取り組みへの要求がグローバルで年々厳格化している状況です。

当社グループでは、品質管理体制を整備し、グリーン調達ガイドラインに沿った調達を推進するとともに、環境負荷の少ない商品開発・生産活動を実施しています。しかし万一、商品の欠陥または商品に関する各種規制違反（構成物質の有害性の有無や輸出入に関する規制を含む）が発生した場合、商品の回収、販売停止や各種費用の発生により当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 自然災害等の発生による影響について

大規模な地震やその他の自然災害が発生した場合または感染症が広く拡大した場合、製品および商品の生産または流通形態に支障をきたす可能性があります。当社グループでは、生産拠点を世界各地に分散化させており、災害等の発生時においても一定の生産体制を確保しております。また、災害等発生時には事業継続計画（BCP）に基づき対応を図る体制としていますが、想定を超える被害が発生した場合、当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 情報セキュリティについて

当社グループでは、受注、販売、調達、製造等の事業プロセスに関係した機密情報や、顧客情報・個人情報等を電子データとして保有しており、また事業運営において様々な情報システムを活用しています。

当社グループでは、情報セキュリティ等の強化を図るため、「情報セキュリティ基本方針」等の情報管理ルールを制定し、定期的に社内研修を実施し周知徹底を図るほか、IT基盤の強化にも取り組んでいます。

しかし万一、ウイルス等によるサイバー攻撃を受けた場合や、ソフトウェアやハードウェアに大規模な障害等が発生した場合、情報漏洩や顧客サービスの中断等が発生し、社会的信用の悪化や多額の損害賠償が生じる可能性があります。当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 為替相場の変動について

当社グループは、様々な通貨・条件での取引を行っており、主に外貨建取引及び外貨建債権・債務残高等については、外国為替変動の影響を受ける可能性があります。当社グループはこうした外国為替のリスクを一定程度まで低減するため、先物為替予約を利用する等の施策を講じています。しかし、外国為替変動の影響を完全に回避することは困難であり、予想を超える変動等が生じた場合には、当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 人材について

当社グループの中長期的なグローバル成長には、適切な時期に優秀な人材を国内外で採用し育成することが重要であると認識しています。このため、当社グループでは、バックグラウンド・スキル・性別・国籍等の多様性の確保と機会均等を重視した人材の採用・育成・登用を行っているほか、人的資本強化のための様々な研修制度の充実等に取り組んでいます。

しかしながら、優秀な人材の採用に関する競争は激化しており、人材の採用や育成が計画通り進まなかった場合、事業の遂行に制約が生じる可能性があり、当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における世界経済は、製造業を中心とする設備投資需要がグローバルで緩やかな回復基調を継続しました。自動車や通信関連の需要が中国、アジアおよび日本を中心に底堅く推移しました。一方、欧州では市況の低迷が続く、アメリカでは先行き不透明感が増し、設備投資意欲の低迷により本格的な需要回復が見られませんでした。

こうした環境において、当社はメーカー事業と流通事業を併せ持つユニークな業態を活かしています。これを支える事業基盤をグローバルで進化させ、顧客の確実短納期ニーズに応えることで世界の製造業を中心とした自動化関連産業に貢献しています。

これまで当社が築いてきたIT、生産、物流の強固な事業基盤やグローバル拠点網を活用しながら、新商品・新サービスを含む新事業開発を継続し、顧客の需要を的確に捉えることに努めました。

この結果、連結売上高は401,987百万円（前年同期比9.3%増）となり、過去最高を更新しました。利益面につきましては、持続的成長に向けた施策に関わる支出は継続しましたが、売上数量増・商品ミックス改善および為替効果等により、営業利益は46,480百万円（前年同期比21.2%増）、経常利益は49,901百万円（前年同期比20.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は36,549百万円（前年同期比29.8%増）となりました。

セグメントの名称	売上高			営業利益		
	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	増減比 (%)	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	増減比 (%)
F A事業	118,219	135,803	14.9	15,097	22,510	49.1
金型部品事業	79,932	86,451	8.2	9,139	9,504	4.0
V O N A事業	169,497	179,732	6.0	14,128	14,466	2.4
合計	367,649	401,987	9.3	38,365	46,480	21.2

F A事業は、中国では通信関連需要の攻略やエコノミーシ리즈、日本においてはmeviyなど、各地域特性に合った独自施策が奏功し、売上高は135,803百万円（前年同期比14.9%増）、営業利益は22,510百万円（前年同期比49.1%増）となりました。

金型部品事業は、自動車関連需要の緩やかな回復により、中国や日本を中心に顧客ニーズを獲得し、売上高は86,451百万円（前年同期比8.2%増）、営業利益は9,504百万円（前年同期比4.0%増）となりました。

V O N A事業は、ミスミブランド以外の他社製品も含めた製造・自動化関連設備部品、M R O（消耗品）等間接材を販売するミスミグループの流通事業です。アジアや中国が成長をけん引し、売上高は179,732百万円（前年同期比6.0%増）、営業利益は14,466百万円（前年同期比2.4%増）となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末と比べて5,117百万円減少し、128,259百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、60,461百万円の純収入となりました（前年同期は54,567百万円の純収入）。この主な内訳は、税金等調整前当期純利益が49,940百万円、減価償却費が17,718百万円、売上債権の増加額が3,438百万円、棚卸資産の減少額が7,477百万円、法人税等の支払額が14,041百万円であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、32,452百万円の純支出となりました（前年同期は18,995百万円の純支出）。この主な内訳は、固定資産の取得による支出が15,434百万円、定期預金の預入による支出が37,780百万円、定期預金の払戻による収入が21,679百万円であります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、31,759百万円の純支出となりました（前年同期は18,968百万円の純支出）。この主な内訳は、自己株式の取得による支出が20,164百万円、配当金の支払額が9,653百万円であります。

③ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当連結会計年度における生産実績を報告セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
F A 事業	39,901	12.9
金型部品事業	32,618	△1.5
V O N A 事業	340	△12.4
合計	72,860	5.8

(注) 金額は販売価格によっております。

b. 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績を報告セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(百万円)	前年同期比(%)
F A 事業	41,723	12.2
金型部品事業	26,808	4.3
V O N A 事業	101,387	4.4
合計	169,919	6.2

(注) 金額は仕入価格によっております。

c. 受注実績

当連結会計年度における受注実績を報告セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
F A 事業	156,984	20.6	9,801	75.5
金型部品事業	88,864	9.3	2,893	10.9
V O N A 事業	178,032	3.2	5,725	17.5
合計	423,881	10.4	18,420	41.0

(注) 上記の金額には、当社グループにおける外部顧客からの連結受注実績を記載しております。

d. 販売実績

当連結会計年度における販売実績を報告セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
F A 事業	135,803	14.9
金型部品事業	86,451	8.2
V O N A 事業	179,732	6.0
合計	401,987	9.3

(注) 主な相手先の販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10に満たないため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(財政状態)

(資産)

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末と比べ6,057百万円（＋1.5％）増加し、419,574百万円となりました。流動資産は4,424百万円（＋1.4％）増加し、317,805百万円となりました。これは主に現金及び預金が10,448百万円（＋7.0％）増加した一方で、商品及び製品が7,082百万円（△11.0％）減少したことによるものであります。固定資産は1,633百万円（＋1.6％）増加し、101,769百万円となりました。このうち有形固定資産は1,480百万円（＋2.9％）増加し、52,522百万円となりましたが、これは主に建物及び構築物が7,284百万円（＋51.1％）増加、使用権資産が900百万円（＋16.8％）増加した一方で、建設仮勘定が6,744百万円（△79.2％）減少したことによるものであります。また、無形固定資産は2,826百万円（△7.8％）減少し、33,283百万円となり、投資その他の資産は2,979百万円（＋22.9％）増加し、15,963百万円となりました。

(負債)

負債合計は、前連結会計年度末と比べ1,672百万円（＋2.5％）増加し、67,510百万円となりました。このうち流動負債は1,947百万円（＋3.9％）増加し、51,876百万円となりましたが、これは主に未払法人税等が1,314百万円（△22.7％）減少した一方で、賞与引当金が2,764百万円（＋88.7％）増加したことによるものであります。また、固定負債は274百万円（△1.7％）減少し、15,634百万円となりましたが、これは主に、リース債務が570百万円（＋11.3％）増加、繰延税金負債が394百万円（＋60.8％）増加した一方で、事業整理損失引当金が1,077百万円（△94.6％）減少したことによるものであります。

これらの結果、流動比率は6.1倍となり、継続して高い安定性を維持しております。

(純資産)

純資産合計は前連結会計年度末と比べ4,384百万円（＋1.3％）増加し、352,064百万円となりました。これは主に、自己株式を取得したこと等により19,193百万円（△209.6％）減少した一方で、利益剰余金が26,895百万円（＋10.1％）増加したことにより、株主資本が8,321百万円（＋2.8％）増加したこと及び、為替換算調整勘定等のその他の包括利益累計額が3,552百万円（△7.3％）減少したことによるものであります。

これらの結果、自己資本比率は前連結会計年度の83.3％から83.2％となりました。

(経営成績)

(売上高)

当連結会計年度の売上高は、401,987百万円、前年同期比で34,338百万円（＋9.3％）の増収となりました。これは、F A事業、金型部品事業、V O N A事業の全セグメントにおいて前年同期比で増収となったことによるものであります。

(売上原価、販売費及び一般管理費)

売上原価は、214,997百万円、前年同期比で14,725百万円（＋7.4％）増加しました。売上総利益は、186,990百万円、前年同期比で19,613百万円（＋11.7％）の増益となりました。販売費及び一般管理費は、140,509百万円、前年同期比で11,497百万円（＋8.9％）増加しました。売上高に占める販売費及び一般管理費の割合は前期の35.1％から35.0％となりました。これらの結果、営業利益は46,480百万円、前年同期比で8,115百万円（＋21.2％）の増益となりました。営業利益率は前期の10.4％から11.6％となりました。

(営業外損益、特別損益)

営業外損益の純額は3,421百万円の収益となりました。この結果、経常利益は、49,901百万円、前年同期比で8,636百万円（＋20.9％）の増益となり、経常利益率は前期の11.2％から12.4％となりました。また、特別損益の純額は、38百万円の収益となりました。これらの結果、税金等調整前当期純利益は、49,940百万円、前年同期比で10,720百万円（＋27.3％）の増益となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

親会社株主に帰属する当期純利益は、36,549百万円、前年同期比で8,396百万円(+29.8%)の増益となり、売上高純利益率は前期の7.7%から9.1%となりました。また、1株当たり当期純利益は、前期の99.75円に対して131.95円となりました。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの主な資金需要は、運転資金及び設備投資資金であり、これらの資金につきましては、全て自己資金により充当をしております。キャッシュ・アロケーションにつきましては、地政学リスク・経済危機等のBCP対応時にも、顧客供給責任を果たすべく、必要な手元資金を半年分の事業活動資金約1,000億円と定め、将来キャッシュフローは、オーガニック・インオーガニック成長へ再投資を行います。残額につきましては、成長投資と株主還元への機動的なアロケーション枠として、状況に応じた資金配分を実施してまいります。

なお、キャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に、重要な資本的支出の予定につきましては、「第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」に記載のとおりであります。

③ 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成において採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に記載しております。

また、連結財務諸表の作成にあたり、会計上の見積りを必要とするものにつきましては、過去の実績や当該事象の状況を勘案し、合理的と考えられる方法に基づき行っております。ただし、前提条件や事業環境等に変化が見られた場合には、見積りと将来の実績が異なることがあります。

当社グループの財政状態又は経営成績に対し、重要な影響を与え得る会計上の見積りは以下のとおりです。

(a) 棚卸資産の評価

棚卸資産の評価基準として、主として移動平均法、総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により評価しております。従って、予期しない市場価格の下落や需要の減少等が生じた場合、棚卸資産の評価額に重要な影響を及ぼす可能性があります。なお、商品及び製品の評価に係る重要な会計上の内容に関する情報については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

(b) 繰延税金資産

繰延税金資産の算定にあたり、将来の業績予測やタックス・プランニング等をもとに将来の課税所得を見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。従って、将来の課税所得の見積額に変更が生じた場合、繰延税金資産が増額又は減額され、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(c) 固定資産の減損

当社グループでは固定資産の減損について、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位で資産をグルーピングし、減損の兆候の有無の判定を行っております。減損の兆候があった場合、将来キャッシュ・フロー等を見積り、減損の要否を判定し、その結果減損が必要と判断された資産については帳簿価額を回収可能価額まで減損処理しております。従って、経営環境の悪化や時価の著しい下落等が生じ、将来キャッシュ・フロー等を見積りが著しく減少した場合、減損損失計上により当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(d) 退職給付費用及び債務

当社の従業員退職給付費用および債務は、年金数理計算上で設定される前提条件に基づいて計上しております。この前提条件には、割引率、将来の報酬水準、退職率、死亡率が含まれており、退職給付債務を計算する際に用いる数理上の前提の変更、年金制度の変更による未認識の過去勤務費用の発生等により、退職給付費用および債務の算定に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5 【重要な契約等】

当社は、2025年4月17日開催の取締役会において、当社の米国子会社であるMISUMI Investment USA Corporationを通じて、米国製造業におけるカスタム機械部品のオンライン調達サービスを提供するFictiv Inc. およびその子会社7社（以下、「Fictiv社」という。）を買収することを決議し、Fictiv社との間で本買収に関する合併契約を締結いたしました。当該契約に基づき、2025年6月17日（米国時間）に買収が完了いたしました。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 （1）連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

6 【研究開発活動】

当社グループは、インダストリアル・オートメーション産業のトータルサプライチェーン、トータルビジネスプロセスにおける非効率を「時間」を切り口に解消することで同業界の発展に貢献しています。グローバルで30万社を超える顧客に「確実短納期」と「顧客の工数削減」による「時間価値」創出を提供しています。また、顧客時間価値の向上に向けて、地域市場、新事業、新商品、新サービス等の開発を加速させるとともに、異なる市場毎のニーズに対応できるように、各市場に合致したビジネスモデルを常に進化・発展させており、研究開発活動として、それらを支える(1)サービス開発と、(2)製品・生産技術開発を実施しています。

当連結会計年度の研究開発費総額は4,136百万円であり、主な成果は以下のとおりです。

(1) サービス開発

当社グループでは、顧客に提供しているサービスの利便性向上を図るため、各種サービスの新機能開発・機能拡充のための取組みにより、顧客の「時間価値」創出を提供しております。

当連結会計年度においては、当社グループECサイトを利用する顧客の商品検索時の非効率を解消するため、先端技術の活用や新たなロジックの開発により、レコメンド・検索機能の強化等を実施したほか、厳選した製造パートナーとの協業であらゆる加工品の受注プラットフォームを目指すmevyマーケットプレイスの機能拡充のための取組み等を実施しました。さらに、機械部品調達A Iプラットフォームmevyにおける商品領域の拡大や2D図面への対応等、自動見積もり機能拡充のための取組みを実施しております。

これらの結果、当連結会計年度の研究開発費は2,635百万円となりました。なお、当該研究開発費は特定のセグメントに関連付けられないため、セグメント別の記載は行っておりません。

(2) 製品・生産技術開発

主に株式会社駿河生産プラットフォーム、駿河精機株式会社において、新製品の開発、既存製品の著しい改良や新たな生産方法の研究開発に取り組んでおります。

当連結会計年度においては、新製品の開発・試作や新たな原材料の開発を実施したほか、自動化やmevyで提供する製品領域拡大等のため、新たな生産方法の開発や生産方法の効率化、製品品質の向上に向けた取組み等を実施しました。

これらの結果、当連結会計年度の研究開発費は1,501百万円となりました。セグメント別では、F A事業で1,444百万円、金型部品事業で57百万円となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）において、当連結会計年度中に実施いたしました設備投資等の総額は15,434百万円であります。その主な内容は、システム関連投資、生産設備投資および物流拠点投資であります。

なお、当社グループにおいては、内部管理上、資産を報告セグメントごとに配分していないため、報告セグメント別の設備投資の概要を記載しておりません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

該当事項はありません。

(2) 国内子会社

(2025年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
株式会社 ミスミ	本社 (東京都千代田区)	F A 事業 金型部品事業 V O N A 事業	本社施設・設備 その他設備	1,160	—	—	24,846	26,007	1,533 (545)
	ミスミQCTセンター (東京都千代田区) 他11拠点・営業所等		マーケティング センター設備、その他設備	22	—	—	3	25	— (—)
	西日本流通センター (兵庫県三田市)			282	14	123 (3,002.10)	5	426	— (—)
	東日本流通センター (神奈川県川崎市)			1,345	293	—	281	1,920	— (—)
	中日本流通センター (愛知県稲沢市)			790	1,522	—	83	2,396	— (—)
	ミスミ生産パーク (兵庫県神戸市)	F A 事業 金型部品事業	生産用施設、 その他設備	820	—	1,751 (61,504.89)	0	2,571	— (—)
駿河精機 株式会社	本社 (静岡県静岡市)	F A 事業	その他設備	4	65	—	87	156	116 (25)
株式会社駿河 生産プラットフォーム	本社工場 (静岡県静岡市)	F A 事業 金型部品事業 V O N A 事業	生産設備	1,657	1,436	1,641 (20,871.65)	1,593	6,328	562 (20)
	阿見工場 (茨城県稲敷郡)	F A 事業		230	209	375 (16,401.69)	116	932	136 (11)
三島精機 株式会社	工場 (静岡県駿東郡)	金型部品事業		26	44	56 (1,868.21)	1	129	22 (5)
株式会社 ダイセキ	本社 (兵庫県神戸市)	F A 事業	その他設備	25	1	—	31	58	157 (10)
株式会社D T ダイナミクス	本社 (東京都千代田区)	F A 事業	その他設備	—	—	—	—	—	59 (10)

(注) 1 土地及び建物の一部を賃借しております。国内子会社の年間賃借料は3,155百万円であります。

2 帳簿価額「その他」は、工具器具備品・建設仮勘定及び無形固定資産の合計であります。

3 従業員数の()は、臨時従業員数を外書きしております。

(3) 在外子会社

(2025年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
ミスミ(上海)投資 有限公司	中国 上海	持株会社	その他設備	—	0	—	224	224	108 (2)
ミスミ(中国)精密 機械貿易有限公司	中国 上海	F A事業 金型部品事業 V O N A事業	その他設備	8,088	787	—	3,818	12,693	846 (—)
MISUMI (Shanghai) Supply Chain Management Co., Ltd.	中国 上海	サプライチェ ーン管理	その他設備	5	6	—	77	89	172 (—)
SURUGA SEIKI SALES&TRADING (SHANGHAI) Co.,Ltd.	中国 上海	F A事業	その他設備	—	0	—	128	128	41 (—)
SURUGA SEIKI (NANTONG) Co., LTD.	中国 南通	F A事業	生産設備	1,279	1,571	—	729	3,581	546 (3)
SURUGA SEIKI (SHANGHAI) Co., LTD.	中国 上海	F A事業 金型部品事業	生産設備	152	810	—	182	1,145	251 (—)
Wuhan IEM Precision Technology Co.,Ltd.	中国 武漢	金型部品事業	生産設備	259	196	—	98	554	253 (—)
MISUMI TAIWAN CORP.	台湾 台北	F A事業 金型部品事業 V O N A事業	その他設備	—	—	—	79	79	101 (—)
MISUMI KOREA CORP.	韓国 ソウル	F A事業 金型部品事業 V O N A事業	その他設備	8	0	—	1,083	1,092	309 (—)
SURUGA KOREA CO., LTD.	韓国 京畿道	F A事業	生産設備	0	52	—	0	53	20 (—)
MISUMI Vietnam CO., LTD.	ベトナム バクニン	F A事業 金型部品事業 V O N A事業	その他設備	4	—	—	83	87	189 (1)
SAIGON PRECISION CO., LTD.	ベトナム ホーチミン	F A事業 金型部品事業	生産設備	1,406	2,943	—	1,636	5,986	2,299 (—)
MISUMI (THAILAND) CO., LTD.	タイ ラヨーン	F A事業 金型部品事業 V O N A事業	その他設備	49	1	—	270	321	276 (2)
SURUGA (THAILAND) CO., LTD.	タイ ラヨーン	金型部品事業	生産設備	18	110	110 (18,260.80)	13	252	66 (—)
MISUMI INDIA Pvt.Ltd.	インド グルガオン	F A事業 金型部品事業 V O N A事業	その他設備	37	9	—	659	707	247 (3)
SURUGA India Pvt.Ltd.	インド グルガオン	金型部品事業	生産設備	0	37	—	42	80	30 (2)
MISUMI SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.	シンガポール	F A事業 金型部品事業 V O N A事業	その他設備	14	—	—	260	274	59 (—)
MISUMI MALAYSIA SDN. BHD.	マレーシア スランゴール	F A事業 金型部品事業 V O N A事業	その他設備	9	—	—	31	41	39 (—)
PT. MISUMI INDONESIA	インドネシア ジャカルタ	F A事業 金型部品事業 V O N A事業	その他設備	21	—	—	149	170	99 (3)
MISUMI USA, INC.	米国 イリノイ州	F A事業 金型部品事業 V O N A事業	その他設備	635	1,509	—	2,498	4,642	353 (2)
Dayton Progress Corporation	米国 オハイオ州	金型部品事業	生産設備	369	955	144 (93,882.21)	619	2,088	352 (3)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
Anchor Lamina America, Inc.	米国 ミシガン州	金型部品事業	生産設備	217	1,556	34 (11,613.00)	402	2,210	185 (5)
P.C.S. Company	米国 ミシガン州	金型部品事業	生産設備	321	307	10 (4,185.28)	410	1,049	116 (4)
Dayton Progress Canada, Ltd.	カナダ オンタリオ州	金型部品事業	生産設備	3	68	—	14	86	31 (1)
MISUMI Mexico S. de R.L. de C.V.	メキシコ ケレタロ	F A事業 金型部品事業 V O N A事業	その他設備	—	—	—	123	123	91 (—)
Dayton Progress (Mexico), S. de R.L. de C.V.	メキシコ ケレタロ	金型部品事業	生産設備	150	646	—	122	918	168 (—)
MISUMI Europa GmbH	ドイツ フランクフルト	F A事業 金型部品事業 V O N A事業	その他設備	1,836	99	—	1,607	3,543	307 (3)
Dayton Progress GmbH	ドイツ オーバーウルゼル	金型部品事業	その他設備	—	3	—	93	97	45 (—)
Dayton Progress SAS	フランス モー	金型部品事業	その他設備	51	35	—	6	94	24 (—)
Dayton Progress Ltd.	英国 ウォリックシャー	金型部品事業	その他設備	—	19	—	3	22	9 (—)
Dayton Progress- Perfuradores Lda	ポルトガル アルコバサ	金型部品事業	生産設備	228	305	36 (15,000.00)	58	629	146 (3)
Dayton Progress s.r.o.	チェコ ベナートキ・ナ ト・イゼロウ	金型部品事業	生産設備	0	3	—	43	47	15 (—)

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 土地及び建物の一部を賃借しております。在外子会社の年間賃借料は1,115百万円であります。
3 帳簿価額「その他」は、工具器具備品・建設仮勘定・使用权資産及び無形固定資産の合計であります。
4 従業員数の()は、臨時従業員数を外書きしております。
5 帳簿価額は固定資産に係る減損損失計上後の金額であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資につきましては、I T、生産、物流の事業基盤強化等を目的に、景気予測、業界の動向、受注の見通し、投資効率等を総合的に勘案し計画を策定しております。当連結会計年度末現在における重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,020,000,000
計	1,020,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年6月18日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	285,057,297	285,088,697	東京証券取引所 プライム市場	(注1、3)
計	285,057,297	285,088,697	—	—

- (注) 1 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
- 2 提出日現在の発行数には、2025年6月1日以降提出日までの間に新株予約権の権利行使によって発行された株式は含んでおりません。
- 3 単元株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストック・オプション制度の内容】

発行回次	第20回新株予約権
決議年月日	2014年6月13日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役5名
新株予約権の数(個)※	55 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 16,500 (注5)
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2014年11月8日～2044年11月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,173 (注5) 資本組入額 587 (注5)
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。

なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。

3 ①取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。

②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。

(i) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。

(ii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。

(iii) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。

4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

5 2015年7月1日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

発行回次	第23回新株予約権
決議年月日	2016年2月10日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役5名
新株予約権の数(個)※	132 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 13,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2016年2月26日～2046年2月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,484 資本組入額 742
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (ii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iii) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第25回新株予約権
決議年月日	2016年2月10日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の従業員69名
新株予約権の数(個)※	97 [39] (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 9,700 [3,900]
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2019年2月25日～2026年2月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,429 資本組入額 715
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第26回新株予約権
決議年月日	2016年9月15日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役5名
新株予約権の数(個)※	115 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 11,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2016年10月4日～2046年10月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,877 資本組入額 939
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (ii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iii) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第28回新株予約権
決議年月日	2016年9月15日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の従業員84名
新株予約権の数(個)※	193 [130] (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 19,300 [13,000]
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2019年10月3日～2026年10月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,810 資本組入額 905
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第29回新株予約権
決議年月日	2017年9月21日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役4名
新株予約権の数(個)※	79 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 7,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2017年10月7日～2047年10月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 2,787 資本組入額 1,394
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (ii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iii) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第30回新株予約権
決議年月日	2017年9月21日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役4名
新株予約権の数(個)※	264 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 26,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2020年10月6日～2027年10月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 2,727 資本組入額 1,364
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第31回新株予約権
決議年月日	2017年10月19日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の従業員90名
新株予約権の数(個)※	160 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 16,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2020年11月6日～2027年11月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 3,074 資本組入額 1,537
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第32回新株予約権
決議年月日	2018年6月21日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役4名
新株予約権の数(個)※	89 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 8,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2018年7月7日～2048年7月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 3,148 資本組入額 1,574
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。
②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
（i）当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
（ii）新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
（iii）新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第33回新株予約権
決議年月日	2018年6月21日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役4名
新株予約権の数(個)※	123 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 12,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2021年7月6日～2028年7月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 3,127 資本組入額 1,564
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第34回新株予約権
決議年月日	2018年10月18日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の従業員101名
新株予約権の数(個)※	234 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 23,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2021年11月2日～2028年11月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 2,346 資本組入額 1,173
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第35回新株予約権
決議年月日	2019年6月20日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役5名
新株予約権の数(個)※	143 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 14,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2019年7月6日～2049年7月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 2,653 資本組入額 1,327
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (ii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iii) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第36回新株予約権
決議年月日	2019年6月20日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役4名
新株予約権の数(個)※	120 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 12,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2022年7月5日～2029年7月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 2,627 資本組入額 1,314
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第37回新株予約権
決議年月日	2019年10月17日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の従業員108名
新株予約権の数(個)※	349 [291] (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 34,900 [29,100]
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2022年11月1日～2029年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 2,645 資本組入額 1,323
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第38回新株予約権
決議年月日	2020年6月25日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役5名
新株予約権の数(個)※	172 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 17,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2020年7月11日～2050年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 2,573 資本組入額 1,287
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。
②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
(i) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
(ii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
(iii) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第39回新株予約権
決議年月日	2020年6月25日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役5名
新株予約権の数(個)※	113 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 11,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2023年7月10日～2030年7月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 2,549 資本組入額 1,275
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第40回新株予約権
決議年月日	2021年3月12日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の従業員94名
新株予約権の数(個)※	396 [325] (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 39,600 [32,500]
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2024年3月29日～2031年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 3,257 資本組入額 1,629
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第41回新株予約権
決議年月日	2021年6月24日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役6名
新株予約権の数(個)※	150 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 15,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2021年7月10日～2051年7月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 3,785 資本組入額 1,893
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。
②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
(i) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
(ii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
(iii) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第42回新株予約権
決議年月日	2021年6月24日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役6名
新株予約権の数(個)※	309 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 30,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2024年7月9日～2031年7月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 3,758 資本組入額 1,879
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第43回新株予約権
決議年月日	2021年11月18日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の従業員100名
新株予約権の数(個)※	409 [345] (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 40,900 [34,500]
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2024年12月3日～2031年12月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 4,555 資本組入額 2,278
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第44回新株予約権
決議年月日	2022年6月30日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役および外国籍取締役を除く当社取締役4名
新株予約権の数(個)※	148 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 14,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2022年7月16日～2052年7月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 2,921 資本組入額 1,461
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (ii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iii) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第45回新株予約権
決議年月日	2022年6月30日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役および外国籍取締役を除く当社取締役4名
新株予約権の数(個)※	999 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 99,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2025年7月15日～2032年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 2,869 資本組入額 1,435
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第46回新株予約権
決議年月日	2023年2月16日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の従業員93名
新株予約権の数(個)※	1,178 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 117,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2026年3月3日～2033年3月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 3,196 資本組入額 1,598
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年4月1日～ 2021年3月31日	216,300	284,244,497	205	13,436	205	20,134
2021年4月1日～ 2022年3月31日	208,400	284,452,897	228	13,664	228	20,363
2022年4月1日～ 2023年3月31日	222,500	284,675,397	272	13,936	272	20,635
2023年4月1日～ 2024年3月31日	172,500	284,847,897	209	14,146	209	20,844
2024年4月1日～ 2025年3月31日	209,400	285,057,297	337	14,483	337	21,182

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減は、次によるものであります。

- 2020年4月1日から2021年3月31日までの間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は、新株予約権の行使によるものであります。
- 2021年4月1日から2022年3月31日までの間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は、新株予約権の行使によるものであります。
- 2022年4月1日から2023年3月31日までの間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は、新株予約権の行使によるものであります。
- 2023年4月1日から2024年3月31日までの間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は、新株予約権の行使によるものであります。
- 2024年4月1日から2025年3月31日までの間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は、新株予約権の行使によるものであります。
- 2025年4月1日から2025年5月31日までの間に新株予約権の行使により、発行済株式総数が31,400株、資本金が43百万円及び資本準備金が43百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

(2025年3月31日現在)

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	42	34	96	426	29	6,694	7,321	—
所有株式数 (単元)	—	847,959	87,803	15,706	1,687,989	417	210,090	2,849,964	60,897
所有株式数 の割合(%)	—	29.75	3.08	0.55	59.23	0.01	7.37	100.00	—

- (注) 1 自己株式10,372,985株は、「個人その他」に103,729単元、「単元未満株式の状況」に85株含めて記載しております。なお、株主名簿上の株式数と期末日現在の実質的な株式数は同一であります。
- 2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ72単元及び84株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

(2025年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有 株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	52,070	18.96
株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海1丁目8番12号	25,811	9.40
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	米国 ボストン (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	14,970	5.45
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	米国 ニューヨーク (東京都千代田区丸の内1丁目4-5 決済事業部)	14,305	5.21
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	米国 ボストン (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	11,634	4.24
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	英国 ロンドン (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	5,966	2.17
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	米国 ニューヨーク (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	5,895	2.15
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	ノルウェー オスロ (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	4,301	1.57
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会 社)	米国 ニューヨーク (東京都千代田区大手町1丁目9-7 大手町フィナンシャルシティサウス タワー)	3,831	1.39
HSBC HONG KONG-TREASURY SERVICES A/C ASIAN EQUITIES DERIVATIVES (常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ業務 部)	香港 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	3,710	1.35
計	—	142,498	51.88

(注) 1 「所有株式数」の1,000株未満は、切り捨てております。

2 「発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合」は、小数点以下第3位で四捨五入しております。

3 上記、各信託銀行所有株式数は、すべて信託業務に係る株式の総数です。

4 当社は自己株式10,372千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

- 5 2023年9月25日（報告義務発生日2023年9月15日）に、次の法人から、公衆の縦覧に供されている大量保有報告に関する変更報告書において、次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区六本木七丁目7番7号	11,449	4.02

- 6 2023年12月5日（報告義務発生日2023年11月30日）に、次の法人から、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
ブラック・クリーク・インベストメント・マネジメント・インク	カナダM5J 2M2、オンタリオ州トロント、フロント・ストリート・ウェスト123、スイート1200	14,848	5.21

- 7 2024年3月7日（報告義務発生日2024年2月29日）に、次の法人から、公衆の縦覧に供されている大量保有報告に関する変更報告書において、次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
エフエムアール エルエルシー	米国 02210 マサチューセッツ州 ボストン、サマー・ストリート245	11,780	4.14
ナショナル ファイナンシャル サー ビス エルエルシー	米国 02210 マサチューセッツ州 ボストン、シーポート・ブルバード200	3	0.00
計	—	11,784	4.14

- 8 2024年5月21日（報告義務発生日2024年5月15日）に、次の法人から、公衆の縦覧に供されている大量保有報告に関する変更報告書において、次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
三井住友トラスト・アセットマネジ メント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	8,982	3.15
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	7,351	2.58
計	—	16,333	5.73

- 9 2024年11月6日（報告義務発生日2024年10月31日）に、次の法人から、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	アメリカ合衆国、02210マサチューセッツ州ボストン、コンGRESS・ストリート280	7,912	2.78
ウェリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド	英国、SW1E 5JL、ロンドン、ビクトリア・ストリート80、カーディナル・プレイス	4,315	1.51
ウェリントン・マネージメント・ジャパン・ピーティーイー・リミテッド	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号パレスビル7階（日本における営業所）	2,682	0.94
計	—	14,910	5.23

- 10 2024年11月22日（報告義務発生日2024年11月15日）に、次の法人から、公衆の縦覧に供されている大量保有報告に関する変更報告書において、次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー	アメリカ合衆国カリフォルニア州、ロスアンジェルス、サウスホープ・ストリート333	13,439	4.72

- 11 2025年1月21日（報告義務発生日2025年1月15日）に、次の法人から、公衆の縦覧に供されている大量保有報告に関する変更報告書において、次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	アメリカ合衆国、02210マサチューセッツ州ボストン、コンGRESS・ストリート280	12,248	4.30
ウェリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド	英国、SW1E 5JL、ロンドン、ビクトリア・ストリート80、カーディナル・プレイス	5,373	1.89
ウェリントン・マネージメント・ジャパン・ピーティーイー・リミテッド	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号パレスビル7階（日本における営業所）	3,784	1.33
ウェリントン・マネージメント・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド	シンガポール共和国018981、マリーナ・ベイ・ファイナンシャル・センター、タワー1、#03-01、8マリーナブルバード	454	0.16
計	—	21,861	7.67

- 12 2025年2月5日（報告義務発生日2025年1月31日）に、次の法人から、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	6,185	2.17
ブラックロック(ネザーランド) BV	オランダ王国 アムステルダム HA1096 アムステルブレイン 1	343	0.12
ブラックロック・ファンド・マネ ジャーズ・リミテッド	英国 ロンドン市 スログモートン・ア ベニュー 12	641	0.23
ブラックロック・アセット・マネジ メント・アイルランド・リミテッド	アイルランド共和国 ダブリン ボール スブリッジ ボールスブリッジパーク 2 1階	588	0.21
ブラックロック・ファンド・アドバ イザーズ	米国 カリフォルニア州 サンフランシ スコ市 ハワード・ストリート 400	3,337	1.17
ブラックロック・インスティテュー ショナル・トラスト・カンパニー、 エヌ. エイ.	米国 カリフォルニア州 サンフランシ スコ市 ハワード・ストリート 400	2,866	1.01
ブラックロック・インベストメン ト・マネジメント (ユーケー) リミ テッド	英国 ロンドン市 スログモートン・ア ベニュー 12	311	0.11
計	—	14,272	5.01

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(2025年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 10,372,900	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 274,623,500	2,746,235	—
単元未満株式	普通株式 60,897	—	—
発行済株式総数	285,057,297	—	—
総株主の議決権	—	2,746,235	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ7,200株(議決権72個)及び84株含まれております。

2 単元未満株式には当社所有の自己株式85株が含まれております。

② 【自己株式等】

(2025年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ミスミグループ本社	東京都千代田区九段南 一丁目6番5号	10,372,900	—	10,372,900	3.64
計	—	10,372,900	—	10,372,900	3.64

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号並びに会社法第155条第13号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2024年4月26日)での決議状況 (取得期間2024年5月17日～2024年11月29日)	12,000,000	20,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	7,639,200	19,999
残存決議株式の総数及び価額の総額	4,360,800	0
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	36.3	0.0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	36.3	0.0

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの自己株式の取得による株式数は含めておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	14,986	0
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び譲渡制限付株式報酬制度における無償取得による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	—	—	—	—
その他（譲渡制限付株式報酬による 自己株式の処分）	289,300	807	—	—
保有自己株式数	10,372,985	—	10,372,985	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により交付した株式、単元未満株式の買取り又は売渡しによる株式及び譲渡制限付株式報酬制度による自己株式の処分又は無償取得は含めておりません。

3 【配当政策】

当社グループは、社員の挑戦を起点として、顧客であるインダストリアル・オートメーション（I A）産業の持続的成長へ貢献し、I A産業の自動化、省力化による社会の持続的発展を支える成長連鎖経営を志向しております。この実現に向けて、地域・事業・新商品・新サービス開発等へ積極的な成長投資を行い、顧客時間価値向上に貢献する事業モデルの進化に取り組んでおります。また、中長期的な企業価値向上の実現に向けて、資本コストを的確に把握し、資本コストを超える資本収益性となるよう、エクイティスプレッドの拡大を目指しております。そのため、中長期的な視点での成長投資と株主の皆さまへの還元は、バランスを取りながら実施してまいります。

配当につきましては、従前、配当性向30%を目安としておりましたが、経営基盤拡充、財務体質の強化、資本効率の向上なども勘案し、配当性向35%を目安に実施するよう変更いたします。自己株式取得につきましては、手元資金、成長投資機会、株式市場の動向など状況に応じて、機動的に実施してまいります。

なお、当社グループの剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としています。配当の決定機関は、中間配当は定款の定めにより取締役会、期末配当は定時株主総会です。

上記の方針に基づき、1株当たり期末配当金は23円38銭を予定しており、先に実施いたしました中間配当金19円83銭と合わせまして、年間1株当たり43円21銭の配当とする予定です。この結果、当期は連結純利益に対する配当性向32.5%、純資産配当率3.5%となる予定です。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2024年10月25日 取締役会決議	5,462	19.83
2025年6月19日 定時株主総会決議（予定）	6,422	23.38

4 【コーポレートガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレートガバナンスの概要】

① コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、社会的使命の遂行とともに継続的な企業価値の増大を目指して経営基盤の強化に取り組んでおり、コーポレートガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つと位置付けております。このため、以下のとおりコーポレートガバナンスの強化に努めております。

当社のコーポレートガバナンス・ガイドライン

当社は、当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を定めるものとして、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、開示しております。同ガイドラインに含まれる内容は以下のとおりであります。

1. コーポレートガバナンスの目的
2. 株主の皆様との関係
3. 当社の統治機構
4. 取締役会
5. 監査役会
6. 本部・企業体・プラットフォーム

なお、「ミスミグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」の全文はこちらをご覧ください。

https://www.misumi.co.jp/esg/governance/corporate_governance

② 企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

イ 企業統治の体制の概要

当社は、以下の通り、取締役会、グループ本社役員会および監査役会により、業務執行の監督および監査を行っております。

当社の取締役会は、ミスミグループの戦略的な方向付けを行い、重要な業務執行を決定するとともに、業務執行取締役並びに本部、企業体およびプラットフォームの経営執行役の職務の執行を監督・指導する責務、適切な内部統制システムを構築する責務等を負っています。また、ミスミグループの内部統制システムの運用状況、行動規範の実践状況および内部通報制度の運用状況について定期的に評価および必要な見直しを行います。

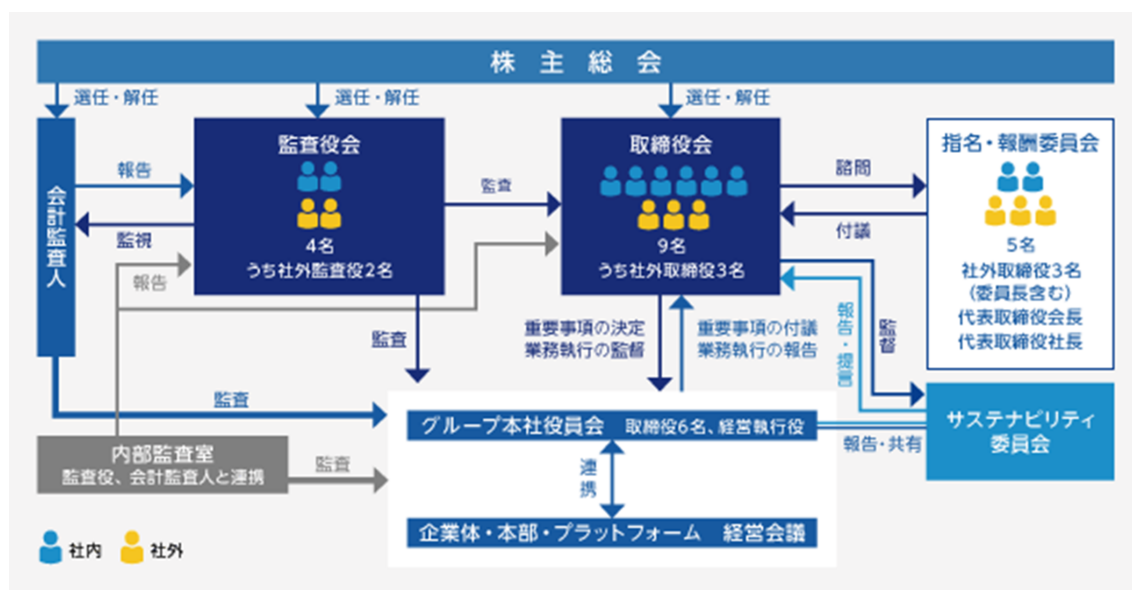
取締役会は社外取締役3名を含む取締役9名（提出日現在）で構成され、原則として月1回の定期開催のほか必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営および事業上の重要な意思決定を行うとともに、業務執行を監督しております。

グループ本社役員会は、社外取締役を除く取締役6名並びにミスミグループ本社、本部、企業体およびプラットフォームの経営執行役で構成され、原則として月1回開催し、監督と執行の両面での強化を図っております。当社グループの事業については「本部」および「企業体」を、事業サポート・サービス機能については「プラットフォーム」をそれぞれ発足させ、本部・企業体・プラットフォームに権限と責任を委譲し、ミスミの営業組織を持つ事業部門と駿河生産プラットフォームの製造部門との製販一体の経営の実現と、意思決定の迅速化を図っております。ミスミグループ内の各本部、企業体およびプラットフォームにおいて企業体経営会議等の会議体を設け、意思決定プロセスの明確化を図っております。

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成され、取締役の職務執行の監査を行っているほか、会計監査人および内部監査室を含む内部統制部門との連携を密に行い、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

指名・報酬委員会は、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役3名および代表取締役2名から構成されており、委員長は社外取締役が務めております。指名・報酬委員会では、各委員の合議にて、代表取締役を含む取締役の評価・報酬の決定および選解任、代表取締役の後継者計画等について審議を行い、取締役会に付議します。

また、提出日現在における当社のコーポレートガバナンス体制は次のとおりであります。



ロ 当該体制を採用する理由

当社は監査役設置会社であり、取締役会には、3名の社外取締役および2名の社外監査役を有しています。取締役会においては、社外取締役を含む取締役が取締役会での経営および事業上の重要な意思決定並びに業務執行を監督し、また、社外監査役を含む監査役が会計および法令に精通している立場から監査することにより、経営の健全性確保を図る体制としております。当社では、このようなコーポレートガバナンス体制が有効に機能しており、適切な体制であると判断しております。

※当社は、2025年6月19日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役10名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の取締役は10名（内、社外取締役4名）となります。また、当該定時株主総会の議案（決議事項）として「監査役2名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の監査役は4名（内、社外監査役2名）となります。なお、指名・報酬委員会の構成については変更を予定しておりません。

③ 企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムの整備の状況

当社の取締役会は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項および第3項に基づき「内部統制システムの基本方針」の決議を行っており、その内容は以下のとおりであります。

a. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役会、グループ本社役員会等重要な会議における議事録を法令、規程に従い作成し、適切に保管する。
- ・情報管理については、「情報セキュリティ基本方針」および「情報セキュリティガイドライン」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制と対応を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティおよび管理の体制を確立する。
- ・企業秘密については、「秘密保持ルール」に基づき秘密性の程度に応じて定める基準に従い適切に管理する。
- ・個人情報については、法令および「個人情報取り扱いルール」に基づき厳重に管理する。
- ・株主・投資家に加えて、お客さま・仕入先などミスミグループ各社の関係者に対して、適時・適正な企業情報を開示する。

b. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ミスミグループ本社およびその子会社（以下総称して「ミスミグループ」と呼ぶ）の法令遵守、環境、情報、輸出管理、自然災害等のリスクに対しては、各種規程・社内ルール・マニュアルを整備し、リスク管理体制を構築する。
- ・全社リスク管理担当役員は、リスク・コンプライアンスに関連する組織を中心とした全社リスクマネジメント体制を構築し、ミスミグループのリスク管理を統括するとともに、リスク要因の分析と対策を実行する
- ・全社リスク管理に関連する部門は、ミスミグループの全組織におけるリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整および指示を行う。
- ・各組織はその担当事業・機能に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針および対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
- ・経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、取締役会で十分な審議を行う。
- ・ミスミグループに不測の事態が発生した場合は、対策本部を設置し迅速に対応するとともに、その経過を取締役に報告する。不測の事態への対応、BCPの策定、維持、実行においてはグローバルBCP推進室がその任に当たる。

c. 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ミスミグループの経営計画は最終的に取締役会で承認を行い、月次開催のグループ本社役員会にてその進捗確認を行う。
- ・進捗確認等により発見された重要事項は、取締役会またはグループ本社役員会等で討議する。
- ・毎月の取締役会では、業績報告を行い、業績の監視と重要事項に対する助言および指導を行う。

d. 当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・ミスミグループの役職員は、ミスミグループ行動規範を遵守し、法令および定款に適合することを確保する。
- ・職務権限規程等のミスミグループの意思決定ルールにより、職務の執行が適正に行われる体制をとる。
- ・法令や規程・社内ルールに対する違反、および違反の疑いがある行為の早期発見のために、ミスミグループ全体を対象とした内部通報制度を設置し、通報者への不利益な取扱いの防止を保証する。

e. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告その他当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ミスミグループの役職員に対し、ミスミグループの志・使命・提供価値等を定めたミスミ・バリューズおよびミスミグループ行動規範を周知・浸透させる。
- ・ミスミグループ本社は、各子会社の業績および業務の執行状況について、月1回、子会社に報告させる。
- ・ミスミグループ本社は、グループ本社役員会で各子会社における業績報告や経営計画の進捗確認を行うことで、各子会社の業務の適正性を確保する。
- ・ミスミグループの海外子会社の取締役には、法人代表・執行責任者および当該法人の執行業務・事業に監督・助言ができる者を任命し、監査役にはミスミグループ本社の内部統制部門の代表者を任命する。
- ・内部監査部門は、各子会社に対して定期的に業務監査を実施する。
- ・反社会的勢力に対して、ミスミグループ行動規範でその関係断絶を定め、ミスミグループ全体として毅然とした態度で臨み対応する。

f. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ・監査役は監査役補助者の任命を自由に行えるものとし、監査役補助者の人事異動、評価等については、監査役が関与する。
- ・監査役補助者は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指示に従って業務を遂行する。

g. 当社の監査役への報告に関する体制

- ・監査役は取締役会、グループ本社役員会等の重要な会議に出席し、取締役および使用人は、ミスミグループに著しい影響を及ぼす事実が発生または発生する恐れがあるときは監査役に速やかに報告する。
- ・ミスミグループの役職員は、監査役から業務執行に関する報告を求められたときは、これに応じて適切に報告を行う。
- ・監査役は会計監査人や内部監査部門と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行い、会計監査人に対しては、必要に応じて報告を求める。
- ・内部通報制度の担当部署は、ミスミグループの内部通報の状況について定期的に監査役に報告する。
- ・監査役へ報告を行ったミスミグループの役職員への不利益な取扱いの防止を保証する。

h. 当社の監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役の職務の執行について生じる費用等につき、毎年一定額の予算を設ける。また、その他監査役の職務の執行について必要な費用については、監査役からの請求により速やかに前払いまたは費用精算を行う。

ロ 内部統制システムの運用状況

当社は、「内部統制システムの基本方針」を定め、業務の適正を確保する体制を整備しています。当該基本方針は、社内外の環境変化等の必要性に応じて見直しており、上記のとおり、取締役会において、会社法改正を反映した改訂を決議しています。

当事業年度における、内部統制システムに関する主な取り組みは、以下のとおりであります。

- ・当社は、取締役会を14回開催しました。取締役会およびグループ本社役員会は、グループとしての重要な意思決定を行うとともに、本部・企業体・プラットフォーム・子会社の執行状況の確認・監督指導等の役割機能を適切に果たしています。
- ・当社では、情報セキュリティ、情報システム、企業秘密および個人情報の管理に関する社内規程を整備し、かかる社内規程に基づき主管部門が適切な対応策を実施しています。
- ・当社グループの主要拠点において事業遂行・情報・財務・人事労務・法務等の総合的なリスク評価を定期的実施し、その結果を取締役に報告しています。重要なリスクに対しては、主管部門を明確にし、対応策を実施しています。重要なリスクへの対応の一つとして、災害等の発生時の事業継続計画（BCP）を策定しております。
- ・当社グループの重要拠点において、コンプライアンス研修や法務研修を実施し、それらの研修を通じてミスミグループ行動規範や法令遵守の周知徹底を図っています。
- ・当社グループ全体を対象とした内部通報制度を設置し、適切に運用しています。
- ・監査役および監査役会の体制整備や連携については、社外取締役を含む取締役との面談機会の充実や当社グループの管理部門との連携に加え、常勤監査役体制の強化や監査役補佐体制の充実など、監査環境の整備が継続的に図られています。
- ・内部監査部門は、その監査計画に基づき、国内外子会社の業務監査を行い、内部統制システムの整備・運用の状況を把握・モニタリングしています。

当社は、「内部統制システムの基本方針」の当事業年度の運用状況について評価を行い、内部統制システムは適正に運用されており重大な不備はないことを確認しました。

ハ リスク管理体制の整備の状況

当社は、社会的使命の実現並びに信頼される企業グループを目指し、法令遵守を含む、グループ全社で共有する行動指針として「ミスミグループ行動規範」を2008年4月に制定（2022年11月改訂）し、ガイドラインとともに当社グループ全社に配布し、周知徹底を図っております。業務運営を適正かつ効率的に遂行するために、会社業務の意思決定ルール等各種規程・社内ルールの見直しを適宜行い、職務権限の明確化と適切な牽制が機能する体制を整備しております。

2008年4月に当社における「情報」と「セキュリティ」についての基本的な考え方を宣言した「情報セキュリティ基本方針」および基本的なルールを記載した「情報セキュリティガイドライン」を制定し、詳細な手続きを定めた情報とシステムに関するルールとともに当社グループ全社に配布し、その周知徹底を図っております。

また、代表取締役直属部門である内部監査室は、金融商品取引法の内部統制報告制度（J-SOX）の対応による内部統制の強化をはじめ、毎年ミスミグループ本社および総ての子会社を対象にした経営リスクの高い内部監査テーマの実践により、リスクの発見から改善・防止策の実施確認を行い、リスク発生の低減に努めております。さらに、内部通報制度による不祥事の早期発見の体制も整えております。

法務室と内部監査室が合同で、コンプライアンスリスクを含む当社グループ全体の業務執行上のリスク評価を行い、リスクの可視化および重要リスクの改善・防止策の検討・策定を行っております。

なお、法務・コンプライアンスその他重要な経営事項に関しては、適宜、顧問弁護士、公認会計士、税理士などの外部の専門家からも助言および支援を受けております。

二 責任限定契約の内容の概要

当社は、2006年6月23日開催の第44回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が社外取締役および社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

区分	責任限定契約の内容の概要
社外取締役	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、10百万円、または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。
社外監査役	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5百万円、または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。

ホ 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用等（法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する訴訟を除く）を当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および会社法上の当社子会社の過去、現在または将来における取締役、監査役、執行役、会計参与、執行役員（適用される法域においてこれらに準ずる地位に対応すると解される個人を含みます。）並びに管理監督および指揮命令を行う従業員（常勤、非常勤および季節的な従業員を含みます。）であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

ヘ 取締役の定数

当社の取締役の定数は10名以内とする旨を定款に定めております。

ト 取締役会で決議できる株主総会決議事項

a. 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

b. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

c. 取締役の責任免除

当社は、取締役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

d. 監査役の責任免除

当社は、監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

チ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

リ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

④ 取締役会の活動状況

当社は原則として毎月1回取締役会を開催するとともに、必要のある都度臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項、および会社経営・グループ経営に関する重要事項等、取締役会規則に定めた事項を決定するとともに、取締役および執行役員から定期的に職務執行状況の報告を受けること等により、取締役および執行役員の職務執行を監督しています。当事業年度において当社は取締役会を14回開催しており、個々の取締役の出席状況は、以下のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数（出席率）
西 本 甲 介	14回	14回（100%）
大 野 龍 隆	14回	14回（100%）
清 水 新	14回	14回（100%）
金 谷 知 樹	14回	14回（100%）
清 水 重 貴	14回	14回（100%）
徐 少 淳	14回	14回（100%）
中 野 庸 一	14回	14回（100%）
栖 関 智 晴	14回	14回（100%）
矢 野 圭 子	11回	11回（100%）

（注）取締役矢野圭子氏は、2024年6月13日開催の第62回定時株主総会で取締役に新たに選任され同日就任しておりますので、就任後の出席状況を記載しております。

当事業年度における取締役会の主な検討事項としては、以下のとおりです。

- ・決議事項（61件うち書面決議6件）：株主総会に関する事項、決算に関する事項、取締役にに関する事項、株式に関する事項、予算や事業計画に関する事項、人事・組織に関する事項、投資に関する事項、資金に関する事項、子会社に関する事項、サステナビリティ/ESGに関する事項
- ・報告事項（65件）：事業報告（営業報告、人事関連報告）、監査報告、内部監査状況報告、サステナビリティ/ESGに関する報告、取締役会実効性に関する報告、株主総会に関する報告
- ・討議事項（3件）：事業戦略に関する事項、投資に関する事項

⑤ 指名・報酬委員会の活動状況

当社は必要のある都度指名・報酬委員会を開催しております。当事業年度における指名・報酬委員会の開催回数および個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数（出席率）
西 本 甲 介	7回	7回（100%）
大 野 龍 隆	7回	7回（100%）
中 野 庸 一	7回	7回（100%）
清 水 新	7回	7回（100%）
栖 関 智 晴	7回	7回（100%）
矢 野 圭 子	5回	5回（100%）

（注）取締役矢野圭子氏は、2024年6月13日開催の第62回定時株主総会で取締役に新たに選任され同日就任しておりますので、就任後の出席状況を記載しております。

当事業年度における指名・報酬委員会の主な検討事項としては、以下のとおりです。

- ・指名に関する事項：代表取締役に求められる役割の定義および代表取締役の選任プロセスについての討議、次期役員体制についての討議、その他取締役の指名に関して取締役会が諮問する事項
- ・報酬に関する事項：取締役報酬のあり方に関する討議、取締役の個人別報酬額の決定、その他取締役の報酬に関して取締役会が諮問する事項

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

a. 2025年6月18日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性 10名 女性 3名 （役員のうち女性の比率 23.1%）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長	西 本 甲 介	1958年3月1日生	1981年4月 1984年9月 1995年6月 1996年7月 1999年11月 2003年4月 2014年4月 2015年6月 2017年4月 2017年6月 2019年6月 2020年2月	カネボウ㈱ 入社 ㈱メイテック（現 ㈱メイテックグループホールディングス）入社 同 取締役 同 専務取締役 同 代表取締役社長 同 代表取締役社長 グループCEO 同 取締役会長 ㈱インターワークス（現 ㈱コンフィデンス・インターワークス）社外取締役 同 代表取締役会長 兼 社長 当社 社外取締役 当社 取締役副社長 当社 代表取締役会長（現任）	(注3)	116
代表取締役 社長	大 野 龍 隆	1964年10月1日生	1987年4月 2002年4月 2007年6月 2008年10月 同 2011年1月 2013年1月 2013年12月 同 2014年6月 2020年2月	当社 入社 当社 執行役員 当社 取締役執行役員 ㈱駿河生産プラットフォーム 代表取締役社長 当社 取締役常務執行役員 駿河精機㈱ 代表取締役社長 当社 専務取締役 当社 代表取締役社長 ㈱ミスミ 代表取締役社長（現任） 当社 代表取締役社長 CEO 当社 代表取締役社長（現任）	(注3)	560
専務取締役	清 水 新	1972年6月1日生	1997年4月 2005年9月 2015年7月 2017年3月 2017年6月 2017年9月 2020年6月 2021年6月 2024年6月	アクセンチュア㈱ 入社 同 エグゼクティブパートナー 同 戦略コンサルティング本部 統括本部長 執行役員 シーオス㈱ 代表取締役副社長 COO ㈱インターワークス（現 ㈱コンフィデンス・インターワークス）社外取締役 ㈱トラスト・テック（現 ㈱オーブンアップグループ）社外取締役（現任） 当社 社外取締役 ㈱ビー・アンド・イー・ディレクションズ 取締役 当社 専務取締役・CIO 兼 デジタルトランスフォーメーションシステムプラットフォーム 代表執行役員（現任）	(注3)	16
常務取締役	金 谷 知 樹	1967年10月20日生	1991年4月 1992年4月 2000年6月 2015年12月 2020年7月 2020年10月 2021年6月	勸角証券㈱ 入社 ㈱佐渡島 入社 当社 入社 ㈱ミスミ 中国企業体 企業体社長 当社 常務執行役員 ㈱ミスミ 中亜事業グループ統括（現任） 当社 常務取締役（現任）	(注3)	44
常務取締役	清 水 重 貴	1971年11月28日生	1995年4月 1999年4月 2015年12月 2020年7月 2020年10月 2021年6月 2022年4月	大倉商事㈱ 入社 当社 入社 ㈱ミスミ アジア企業体 企業体社長 当社 常務執行役員 ㈱ミスミ IM企業体 企業体社長 当社 常務取締役（現任） ㈱ミスミ 日本企業体 企業体社長（現任）	(注3)	58

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	徐 少 淳	1964年1月28日生	1988年9月 1996年9月 1998年8月 2012年5月 2017年4月 同 2021年10月 2022年6月 2025年4月	中国・上海商業局 財務処 伊藤忠(中国)集团有限公司 中国投資部主任 パナソニック電工(中国)有限公司 財務部長 ミスミ(中国)精密機械貿易有限公司入社 ㈱ミスミ 中国企業体 執行役員 ミスミ(中国)精密機械貿易有限公司 総経理 ミスミ(中国)精密機械貿易有限公司 董事長 (現任) 当社 取締役(現任) ㈱ミスミ 中国企業体 企業体社長(現任)	(注3)	24
取締役	中 野 庸 一	1960年4月26日生	1990年5月 1996年6月 2003年6月 2011年8月 2013年1月 2016年2月 2019年6月 2024年6月	世界銀行グループ 国際金融公社 投資本部 入社 マッキンゼー・アンド・カンパニー・ インコーポレイテッド・ジャパン 入社 縄文アソシエイツ㈱ エグゼクティブ サーチコンサルタント ハイドリック・アンド・ストラグルズ ジャパン合同会社 リーダーシップ・ コンサルティング部門 パートナー 同 エグゼクティブ・サーチ部門 パートナー ㈱中庸 代表取締役社長(現任) 当社 社外取締役 当社 筆頭社外取締役 兼 指名・報酬委員会委員長(現任)	(注3)	—
取締役	栖 関 智 晴	1957年2月18日生	1979年4月 1997年1月 2001年11月 2003年4月 2004年11月 2007年3月 2010年9月 2020年3月 2021年3月 2021年6月	住友電気工業㈱ 入社 ㈱レイケム 取締役 タイコエレクトロニクスレイケム㈱ 代表取締役 ㈱ディーアンドエムホールディングス 執行役 ㈱OCC 代表取締役社長 兼 CEO スミダコーポレーション㈱ 執行役 COO 同 代表執行役社長 同 取締役 リスクマネジメント 委員会議長 同 指名委員 兼 報酬委員 当社 社外取締役(現任)	(注3)	—
取締役	矢 野 圭 子	1958年12月18日生	1981年4月 1988年1月 2000年7月 2005年11月 2011年12月 2012年9月 2014年7月 2020年10月 同 2024年6月	東洋工業㈱(現 マツダ㈱) 入社 Ford自動車(日本)㈱ 入社 ㈱日本クライメイトシステムズ 出向 常務取締役・経営企画室長 Visteon Japan Sales Director ㈱日本クライメイトシステムズ 出向 常務取締役・経営企画室長 Johnson Controls Inc. Mazda General Manager Visteon Corporation Sales Director 同 Vice President Visteon Japan 代表取締役 当社 社外取締役(現任)	(注3)	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	男 澤 一 郎	1955年 8 月22日生	1979年 4 月 1997年 3 月 1999年 7 月 2005年 6 月 2006年 5 月 2007年 7 月 2011年 4 月 2013年12月 2014年 6 月 2020年 7 月 2020年10月 2024年 6 月	日本鋼管(株)(現 J F E エンジニアリング(株)) 入社 参天製薬(株) 社長室長 同 執行役員 同 取締役常務執行役員 アリックス・パートナーズ シニア・ディレクター アドベント・インターナショナル(株) シニア・ディレクター エイボン・プロダクツ(株)(現エフエムジー&ミッション(株)) 取締役 C F O 当社 常務執行役員 C F O 当社 常務取締役 C F O 当社 常務取締役 (株)ミスミ 欧米事業グループ統括 当社 監査役(現任)	(注 4)	29
常勤監査役	和 田 高 明	1962年12月21日生	1985年 4 月 2006年 7 月 2011年11月 2013年11月 2015年12月 2017年 1 月 2017年 5 月 2022年 4 月 2022年 6 月	当社 入社 (株)ミスミ 金型部品事業部 P & D 事業チーム 事業統括ディレクター 同 金型企業体役員 同 金型モールド企業体 企業体社長 同 金型企業体 企業体社長 当社 G 執行役員 当社 常務執行役員 (株)ミスミ 監査役 当社 監査役(現任)	(注 5)	37
監査役	野 末 寿 一	1960年 8 月15日生	1987年 4 月 1990年12月 1996年 3 月 1998年10月 2000年 6 月 2003年 3 月 2005年 4 月 2015年 3 月 2015年 6 月 2018年 6 月 2023年 3 月	弁護士登録 加藤法律特許事務所(現 静岡のぞみ法律特許事務所)入所(現任) 米国ニューヨーク州弁護士登録 弁理士登録 (株)駿河生産プラットフォーム 監査役 静岡瓦斯(株)(現 静岡ガス(株)) 社外監査役 当社 社外監査役(現任) 静岡瓦斯(株)(現 静岡ガス(株)) 社外取締役 レック(株) 社外取締役(監査等委員)(現任) (株)赤阪鐵工所 社外取締役(現任) 相川鉄工株式会社 社外取締役(現任)	(注 6)	12
監査役	青 野 奈々子	1962年 1 月15日生	1984年 4 月 1995年11月 2002年 7 月 2005年 3 月 2008年 6 月 2010年 5 月 2017年 6 月 2019年 6 月 2020年 3 月 2021年 3 月 2022年11月	日興証券(株)(現 S M B C 日興証券(株)) 入社 中央青山監査法人 入所 (株)ビジコム(現 (株)O A G ビジコム) 入社 同 取締役 (株)ダスキン 社外監査役 (株)G E N 代表取締役社長(現任) 当社 社外監査役(現任) 日本製紙(株) 社外監査役(現任) オブテックスグループ(株) 社外取締役 (株)明光ネットワークジャパン 社外監査役 同 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注 6)	—
計						899

- (注) 1 取締役 中野庸一、栢関智晴および矢野圭子の各氏は社外取締役であります。
- 2 監査役 野末寿一および青野奈々子の各氏は社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、2024年 3 月期に係る定時株主総会終結の時から2025年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役 男澤一郎氏の任期は、2024年 3 月期に係る定時株主総会終結の時から2028年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査役 和田高明氏の任期は、2022年 3 月期に係る定時株主総会終結の時から2026年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

- 6 監査役 野末寿一氏および青野奈々子氏の任期は、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 7 役員の所有株式数は、2025年3月31日時点のものです。
- 8 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
市川 静代	1961年8月1日生	1987年4月 弁護士登録 同 吉原特許法律事務所(現 小松・三輪 法律事務所) 弁護士(現任) 2000年4月 (株)ディーシー債権回収 常勤取締役 2020年6月 京極運輸商事(株) 社外監査役(現任) 2022年4月 埼玉大学 理事(現任) 2022年6月 当社 補欠監査役(現任)	(注)	—

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

- b. 2025年6月19日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役10名選任の件」及び「監査役2名選任の件」を提案しており、当該決議が承認可決されますと、当社の役員の状況及びその任期は、以下の通りとなる予定です。なお、役員の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容(役職等)を含めて記載しております。

男性 9名 女性 5名 (役員のうち女性の比率 35.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長	西 本 甲 介	1958年3月1日生	1981年4月 カネボウ(株) 入社 1984年9月 (株)メイテック (現 (株)メイテックグループホールディングス) 入社 1995年6月 同 取締役 1996年7月 同 専務取締役 1999年11月 同 代表取締役社長 2003年4月 同 代表取締役社長 グループCEO 2014年4月 同 取締役会長 2015年6月 (株)インターワークス(現 (株)コンフィデンス・インターワークス) 社外取締役 2017年4月 同 代表取締役会長 兼 社長 2017年6月 当社 社外取締役 2019年6月 当社 取締役副社長 2020年2月 当社 代表取締役会長(現任)	(注3)	116
代表取締役 社長	大 野 龍 隆	1964年10月1日生	1987年4月 当社 入社 2002年4月 当社 執行役員 2007年6月 当社 取締役執行役員 2008年10月 (株)駿河生産プラットフォーム 代表取締役社長 同 当社 取締役常務執行役員 2011年1月 駿河精機(株) 代表取締役社長 2013年1月 当社 専務取締役 2013年12月 当社 代表取締役社長 同 (株)ミスミ 代表取締役社長(現任) 2014年6月 当社 代表取締役社長 CEO 2020年2月 当社 代表取締役社長(現任)	(注3)	560

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
専務取締役	清 水 新	1972年6月1日生	1997年4月 2005年9月 2015年7月 2017年3月 2017年6月 2017年9月 2020年6月 2021年6月 2024年6月	アクセンチュア㈱ 入社 同 エグゼクティブパートナー 同 戦略コンサルティング本部 統括本部長 執行役員 シーオス㈱ 代表取締役副社長 C O O ㈱インターワークス(現 ㈱コンフィデ ンス・インターワークス) 社外取締役 ㈱トラスト・テック (現 ㈱オープンアップ グループ) 社外取締役(現任) 当社 社外取締役 ㈱ピー・アンド・イー・ディレクションズ 取締役 当社 専務取締役・C I O 兼 デジタルトラ ンスフォーメーションシステムプラットフ ォーム 代表執行役員(現任)	(注3)	16
常務取締役	金 谷 知 樹	1967年10月20日生	1991年4月 1992年4月 2000年6月 2015年12月 2020年7月 2020年10月 2021年6月	勸角証券㈱ 入社 ㈱佐渡島 入社 当社 入社 ㈱ミスミ 中国企業体 企業体社長 当社 常務執行役員 ㈱ミスミ 中亜事業グループ統括(現任) 当社 常務取締役(現任)	(注3)	44
常務取締役	清 水 重 貴	1971年11月28日生	1995年4月 1999年4月 2015年12月 2020年7月 2020年10月 2021年6月 2022年4月	大倉商事㈱ 入社 当社 入社 ㈱ミスミ アジア企業体 企業体社長 当社 常務執行役員 ㈱ミスミ I M企業体 企業体社長 当社 常務取締役(現任) ㈱ミスミ 日本企業体 企業体社長(現任)	(注3)	58
取締役	徐 少 淳	1964年1月28日生	1988年9月 1996年9月 1998年8月 2012年5月 2017年4月 同 2021年10月 2022年6月 2025年4月	中国・上海商業局 財務処 伊藤忠(中国)集团有限公司 中国投資部主任 パナソニック電工(中国)有限公司 財務部長 ミスミ(中国)精密機械貿易有限公司入社 ㈱ミスミ 中国企業体 執行役員 ミスミ(中国)精密機械貿易有限公司 総経理 ミスミ(中国)精密機械貿易有限公司 董事長 (現任) 当社 取締役(現任) ㈱ミスミ 中国企業体 企業体社長(現任)	(注3)	24

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	中 野 庸 一	1960年4月26日生	1990年5月	世界銀行グループ 国際金融公社 投資本部 入社	(注3)	—
			1996年6月	マッキンゼー・アンド・カンパニー・ インコーポレイテッド・ジャパン 入社		
			2003年6月	縄文アソシエイツ(株) エグゼクティブ サーチコンサルタント		
			2011年8月	ハイドリック・アンド・ストラグルズ ジャパン合同会社 リーダーシップ・ コンサルティング部門 パートナー		
			2013年1月	同 エグゼクティブ・サーチ部門 パートナー		
			2016年2月	(株)中庸 代表取締役社長(現任)		
			2019年6月	当社 社外取締役		
			2024年6月	当社 筆頭社外取締役 兼 指名・報酬委員会委員長(現任)		
取締役	栖 関 智 晴	1957年2月18日生	1979年4月	住友電気工業(株) 入社	(注3)	—
			1997年1月	(株)レイケム 取締役		
			2001年11月	タイコエレクトロニクスレイケム(株) 代表取締役		
			2003年4月	(株)ディーアンドエムホールディングス 執行役		
			2004年11月	(株)OCC 代表取締役社長 兼 CEO		
			2007年3月	スミダコーポレーション(株) 執行役 COO		
			2010年9月	同 代表執行役社長		
			2020年3月	同 取締役 リスクマネジメント 委員会議長		
			2021年3月	同 指名委員 兼 報酬委員	(注3)	—
			2021年6月	当社 社外取締役(現任)		
取締役	矢 野 圭 子	1958年12月18日生	1981年4月	東洋工業(株)(現 マツダ(株)) 入社	(注3)	—
			1988年1月	Ford自動車(日本)(株) 入社		
			2000年7月	(株)日本クライメイトシステムズ 出向 常務取締役・経営企画室長		
			2005年11月	Visteon Japan Sales Director		
			2011年12月	(株)日本クライメイトシステムズ 出向 常務取締役・経営企画室長		
			2012年9月	Johnson Controls Inc. Mazda General Manager		
			2014年7月	Visteon Corporation Sales Director		
			2020年10月	同 Vice President		
			同	Visteon Japan 代表取締役	(注3)	—
			2024年6月	当社 社外取締役(現任)		
取締役	Figen ULGEN (フィゲン・ウル ゲン)	1966年12月6日生	1991年9月	(株)ジャストシステム入社	(注3)	—
			1999年9月	McKinsey & Company, Inc.(米国) 入社		
			2002年4月	Microsoft Corporation(米国) Director		
			2012年12月	同 Senior Director		
			2014年11月	Intel Corporation(米国) General Manager		
			2019年3月	Woolworths New Zealand Limited Head of Data & Analytics		
			2021年2月	Z Energy Limited(NZ) Chief Customer Officer		
			2022年8月	LINE(株)(現 Z中間グローバル(株)) Chief Data Officer		
			2024年4月	第一生命ホールディングス(株) Chief Data and AI Officer		
			2025年4月	同 執行役員 Group Chief Data and AI Officer(現任)		
			2025年6月	当社 社外取締役(予定)		

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	男 澤 一 郎	1955年 8 月22日生	1979年 4 月 1997年 3 月 1999年 7 月 2005年 6 月 2006年 5 月 2007年 7 月 2011年 4 月 2013年12月 2014年 6 月 2020年 7 月 2020年10月 2024年 6 月	日本鋼管(株)(現 J F E エンジニアリング(株)) 入社 参天製薬(株) 社長室長 同 執行役員 同 取締役常務執行役員 アリックス・パートナーズ シニア・ディレクター アドベント・インターナショナル(株) シニア・ディレクター エイボン・プロダクツ(株)(現エフエムジー&ミッション(株)) 取締役 C F O 当社 常務執行役員 C F O 当社 常務取締役 C F O 当社 常務取締役 (株)ミスミ 欧米事業グループ統括 当社 監査役(現任)	(注 4)	29
常勤監査役	和 田 高 明	1962年12月21日生	1985年 4 月 2006年 7 月 2011年11月 2013年11月 2015年12月 2017年 1 月 2017年 5 月 2022年 4 月 2022年 6 月	当社 入社 (株)ミスミ 金型部品事業部 P & D 事業チーム 事業統括ディレクター 同 金型企業体役員 同 金型モールド企業体 企業体社長 同 金型企業体 企業体社長 当社 G 執行役員 当社 常務執行役員 (株)ミスミ 監査役 当社 監査役(現任)	(注 5)	37
監査役	青 野 奈々子	1962年 1 月15日生	1984年 4 月 1995年11月 2002年 7 月 2005年 3 月 2008年 6 月 2010年 5 月 2017年 6 月 2019年 6 月 2020年 3 月 2021年 3 月 2022年11月	日興証券(株)(現 S M B C 日興証券(株)) 入社 中央青山監査法人 入所 (株)ビジコム(現 (株)O A G ビジコム) 入社 同 取締役 (株)ダスキン 社外監査役 (株)G E N 代表取締役社長(現任) 当社 社外監査役(現任) 日本製紙(株) 社外監査役(現任) オブテックスグループ(株) 社外取締役 (株)明光ネットワークジャパン 社外監査役 同 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注 6)	—
監査役	市 川 静 代	1961年 8 月 1 日生	1987年 4 月 同 2000年 4 月 2020年 6 月 2022年 4 月 2022年 6 月 2025年 6 月	弁護士登録 吉原特許法律事務所 (現小松・三輪法律事務所) 弁護士(現任) (株)ディーシー債権回収 常勤取締役 京極運輸商事(株) 社外監査役(現任) 埼玉大学 理事(現任) 当社 補欠監査役 当社 社外監査役(予定)	(注 6)	—
計						899

- (注) 1 取締役 中野庸一、栖関智晴、矢野圭子およびフィゲン・ウルゲンの各氏は社外取締役であります。
- 2 監査役 青野奈々子および市川静代の各氏は社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、2025年 3 月期に係る定時株主総会終結の時から2026年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役 男澤一郎氏の任期は、2024年 3 月期に係る定時株主総会終結の時から2028年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査役 和田高明氏の任期は、2022年 3 月期に係る定時株主総会終結の時から2026年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 監査役 青野奈々子氏および市川静代氏の任期は、2025年 3 月期に係る定時株主総会終結の時から2029年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 7 役員の所有株式数は、2025年 3 月31日時点のものであります。

- 8 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
矢富 健太朗	1977年4月13日生	2004年12月 有限責任あずさ監査法人 入所 2017年3月 (株)ココナラ 常勤監査役 2022年11月 同 社外取締役監査等委員(現任) 2023年1月 南富士有限責任監査法人 パートナー(現任) 2023年3月 (株)Glocalist 社外取締役監査等委員 (現任) 2023年7月 (株)Carry On 監査役(現任)	(注)	—

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

② 社外役員の状況

本報告書提出日現在、社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

2025年6月19日開催予定の第63回定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役10名選任の件」と「監査役2名選任の件」（以下総称して「本議案」という。）を提案しており、当該議案が承認可決されたと、社外取締役は4名、社外監査役は2名となります。

イ 各社外取締役および社外監査役につき提出会社との人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係

2025年3月31日現在、社外監査役野末寿一氏は12,000株、当社株式を所有しております。これらの資本的关系を除き、いずれの社外取締役、社外監査役（本議案における新任の候補者を含みます。）および各人が現在または過去に役員若しくは使用人である他の会社等とも当社との間に人的関係、資本的关系または取引関係他、特別な利害関係はありません。

ロ 社外取締役および社外監査役が会社の企業統治において果たす機能および役割

当社は経営の意思決定機能と業務執行取締役および執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会において、本報告書提出日現在、取締役9名中3名を社外取締役に、監査役4名中2名を社外監査役としております。当社は、コーポレートガバナンスにおいて、外部からの客観的かつ中立の立場での経営監視の機能が重要と考えており、現状の体制は、社外取締役による経営の監督・チェックおよび社外監査役による独立した立場からの監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能していると判断いたしております。本議案が承認可決された場合、社外取締役が1名増員され、当社のさらなる経営強化に向け適切な助言および監督を行っていただくことが期待できます。

ハ 社外取締役または社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準または方針の内容

東京証券取引所が定める独立役員の基準を満たすことを、当社の社外取締役および社外監査役の選任の基準としております。また本議案が承認可決された場合、フィゲン・ウルゲン氏および市川静代氏も東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

ニ 社外取締役および社外監査役の選任状況に関する会社の考え方

当社の社外取締役および社外監査役は、以下のとおり社外取締役および社外監査役が有する専門的な知識・経験等からの視点に基づき、当社の経営の監督とチェック機能および独立した立場からの公正かつ客観的な監査の役割を遂行することができるものと判断いたしております。

a. 本報告書提出日時点における当社の社外取締役および社外監査役

- ・社外取締役中野庸一氏は、グローバルでの金融、コンサルティング、エグゼクティブ・サーチなど様々な業種での豊富な経験と経営者の人材開発についての幅広い見識を有しています。
- ・社外取締役栖閑智晴氏は、エレクトロニクス業界を中心とした複数のグローバル企業において経営者を歴任され、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しています。
- ・社外取締役矢野圭子氏は、自動車および自動車部品業界において日米の合弁会社を含む複数のグローバル企業において経営者を歴任され、豊富な経験と幅広い見識を有しております。
- ・社外監査役野末寿一氏は、弁護士としての法務に関する専門的な知識や経験、当社および他の企業での社外監査役・社外取締役としての豊富な経験を有しています。
- ・社外監査役青野奈々子氏は、公認会計士として財務会計に関する相当程度の知見および経営者や監査役としての経歴から培ってきた幅広い見識を有しています。

b. 本議案が承認可決された場合に就任が予定されている社外取締役および社外監査役

- ・社外取締役中野庸一氏は、グローバルでの金融、コンサルティング、エグゼクティブ・サーチなど様々な業種での豊富な経験と経営者の人材開発についての幅広い見識を有しています。
- ・社外取締役栖閑智晴氏は、エレクトロニクス業界を中心とした複数のグローバル企業において経営者を歴任され、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しています。
- ・社外取締役矢野圭子氏は、自動車および自動車部品業界において日米の合弁会社を含む複数のグローバル企業において経営者を歴任され、豊富な経験と幅広い見識を有しております。
- ・社外取締役フィゲン・ウルゲン氏は、米国の大手IT企業をはじめとする複数のグローバル企業においてデータサイエンスやデータガバナンスの分野で卓越したリーダーシップを発揮され、AI領域を含む情報技術のビジネスでの活用に豊富な経験と幅広い見識を有しています。
- ・社外監査役青野奈々子氏は、公認会計士として財務会計に関する相当程度の知見および経営者や監査役としての経歴から培ってきた幅広い見識を有しています。
- ・社外監査役市川静代氏は、弁護士としての法務に関する専門的な知識や経験等および他社の監査役としての経歴から培ってきた幅広い見識を有しています。

③ 社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査および会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、毎月の取締役会へ出席し、主に業務執行を行う経営陣から独立した客観的観点から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。

また社外監査役は、毎月の取締役会および監査役会へ出席し、専門的な知識・経験等の見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。

監査役と内部監査室は、毎月の定例会で情報共有を図る等、会計監査人並びに内部統制部門も含めて連携を密に行い、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

イ 監査役監査の組織、人員および手続

当社は、有価証券報告書提出日現在、監査役4名中2名が社外監査役であります。2024年6月13日の株主総会で選任された常勤監査役男澤一郎氏は、複数の企業におけるCFOとしての豊富な経験に加え、管理部門の責任者や事業責任者としての幅広い経験を有しております。2022年6月16日の株主総会で選任された常勤監査役和田高明氏は、1985年に当社に入社して以降、当社のグローバルの事業、オペレーションおよび組織運営における幅広い経験と知見を有しております。社外監査役野末寿一氏は、弁護士としての法務に関する専門的な知識や経験を有しております。社外監査役青野奈々子氏は、公認会計士として財務会計に関する相当程度の知見を有しております。4名の監査役が、それぞれの分野での豊富な知識と経験を活用して監査することにより、企業行動の透明性および財務上の数値の信頼性を一層高めております。

各監査役は、監査役会で定めた監査の方針および実施計画に従い監査活動を実施するとともに、経営意思決定に係わる主要な会議には常任メンバーとして出席し、コーポレートガバナンスの一翼を担っております。

なお当社は、2025年6月19日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査役2名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、監査役会は引き続き4名の監査役（うち2名は社外監査役）で構成されることになります。

ロ 当事業年度における監査役および監査役会の活動状況

a. 監査役会の開催頻度・個々の監査役の出席状況

当事業年度において当社は監査役会を24回開催しており、個々の監査役の出席状況は、以下のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数（出席率）
男 澤 一 郎	18回	18回（100%）
和 田 高 明	24回	24回（100%）
野 末 寿 一	24回	24回（100%）
青 野 奈々子	24回	24回（100%）

（注）監査役男澤一郎氏は、2024年6月13日開催の第62回定時株主総会で監査役に新たに選任され同日就任しておりますので、就任後の出席状況を記載しております。

b. 監査役会の主な活動内容

- ・取締役、執行役員、会計監査人等との面談、主要拠点の往査
- ・監査報告書作成、監査役会監査方針策定、内部統制システム監査、会計監査人評価、会計監査人の非保証業務提供に係る協議、稟議書の決裁監査等
- ・各監査役活動状況の報告

c. 監査役会の主な検討事項

- ・ガバナンスについて
企業統治体制及び開示情報の継続的モニタリング
- ・全社リスクの対応状況について
全社包括的リスクマネジメント（ERM）体制の拡充
- ・内部統制システムの実効性について
内部統制システム基本方針の取締役会決議
子会社内部統制システムの整備・運用状況
- ・監査役の役割と責任範囲の拡大について
会計監査人、内部監査室及び内部統制部門との定例会議の活性化
取締役、執行役員との面談増加

d. 常勤監査役および社外監査役の活動状況

当事業年度において、常勤監査役男澤一郎氏および和田高明氏は、各々以下に示した監査活動を行い、その内容は社外監査役にも適時に共有しております。

	男澤一郎監査役	和田高明監査役
(1) 取締役面談	28回	26回
(2) 幹部社員面談	46回	48回
(3) 国内外拠点往査	3回	4回
(4) 重要会議出席	21回	26回

社外監査役野末寿一氏は、主に法務やコンプライアンスの観点より意見を述べ、監査活動に従事しております。社外監査役青野奈々子氏は、主に財務会計や内部統制の観点より意見を述べ、監査活動に従事しております。

監査役と会計監査人・内部監査部門との連携の状況は以下の通りです。

	開催回数	議題
会計監査人会合	16回	期中レビュー、期中・期末監査結果、監査上の主要な検討事項（KAM：Key Audit Matters）協議、非保証業務提供の事前了解等
内部監査部門会合	12回	子会社等の内部監査実施状況・結果の報告、財務報告内部統制の評価実施状況・結果の報告等

② 内部監査の状況

当社は、内部監査部門として代表取締役会長直属の内部監査室を設置しています。内部監査室は5名体制で執行部門に対して内部監査を実施し、指摘事項とその改善の為の提言を記載した内部監査報告書を作成し、代表取締役会長へ報告するとともに、監査役および被監査部門に提出します。指摘事項があった場合は、被監査部門において改善計画が立案・実行され、内部監査室が改善の進捗状況を監視する体制を取っています。

監査役と内部監査室は、月1回の定例会で情報共有を図る等、会計監査人も含めて連携を密に行い、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

なお、当社は、内部監査室が取締役会および監査役会に対して適切に直接報告を行う仕組みを構築しています。

③ 会計監査の状況

当社は、会社法および金融商品取引法に基づく会計監査人として、有限責任監査法人トーマツを選任しており、同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はなく、また同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

イ 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

ロ 継続監査期間

34年

ハ 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員：吉原一貴、増田洋平

ニ 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 17名

その他 36名

ホ 監査法人の選定方針と理由

当社監査役会は、「会計監査人の評価及び選定基準」に則り、独立性・専門性等を検証、確認することにより会計監査人を適切に選定する方針です。

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、当社は、上記のほか、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

ヘ 監査役および監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、「会計監査人の評価及び選定基準」を策定し、これに基づき会計監査人の品質管理システム、会計監査人の職業倫理、独立性および必要な専門性、効率的かつ効果的な監査業務の実施体制、海外のネットワークファームとの十分なコミュニケーションの有無等を確認し、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しております。

④ 監査報酬の内容等

イ 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	62	—	71	22
連結子会社	41	—	42	—
計	103	—	113	22

(注) 1 当連結会計年度における当社の非監査業務の内容は、サステナビリティ開示等に関するアドバイザリー業務です。

ロ 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（イを除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	—	14	—	9
連結子会社	177	14	209	16
計	177	29	209	25

(注) 1 当社における非監査業務の内容は、主に税務に関するアドバイザリー業務です。

2 連結子会社における非監査業務の内容は、主にMISUMI KOREA CORP. 等における税務申告に関する助言・指導業務です。

ハ その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て決定しております。

ホ 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、上記報酬等について、会計監査人の監査計画の概要、会計監査人の職務遂行状況および報酬の見積りの算定根拠等を確認・検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき相当と判断し、会社法第399条第1項に基づく同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

当社は、2021年2月18日の取締役会において取締役の個人別の報酬等に係る決定方針（以下「決定方針」という）を定めており、直近2023年5月18日改訂を経て現在の内容は下記のとおりであります。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行ったうえで合議により具体的な決定を行っているため、取締役会としても当該内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

記

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

a. 役員報酬の基本方針および構成

当社は取締役の報酬等の額に関して、過去の経験、市場水準とその貢献に照らして妥当な報酬を付与することを方針としております。具体的には、取締役の報酬は、定額の「基本報酬」と、会社業績等によって支給額が変動する「業績連動報酬」と、長期インセンティブ報酬としての「譲渡制限付株式」の3つで構成します。なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみの支給とします。

(1) 基本報酬

基本報酬については、各取締役の役割と職位に応じて金額を決定し、市場水準等を勘案し、月例の固定報酬として支給します。

(2) 業績連動報酬（賞与）

業績連動報酬は、連結会計年度毎の会社業績への貢献意欲を高める目的で、各連結会計年度の連結経常利益および配当額等を総合的に勘案のうえ各取締役の報酬額を決定し、賞与として毎年、一定の時期に支給します。

(3) 長期インセンティブ報酬（譲渡制限付株式）

長期インセンティブ報酬は、中長期的な業績および企業価値向上への貢献意欲を高める目的で譲渡制限付株式とします。譲渡制限付株式は、各取締役の個人評価に基づき付与数を決定した上で、毎年一定の時期に付与するものとし、その譲渡制限は、取締役が、当社、当社子会社または当社関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失することをもって解除するものとします。

ただし、譲渡制限付株式の付与に制約がある場合は、譲渡制限付株式の付与に代えて、金銭を支給することとします。

b. 基本報酬、業績連動報酬、長期インセンティブ報酬等の額の割合

当社の取締役の報酬の構成割合は、当社の経営戦略・事業環境、職責および中長期的なインセンティブ等を踏まえ、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を参考に、適切に設定します。なお、業績連動報酬の額と長期インセンティブ報酬（譲渡制限付株式）の付与数は、業績および個人評価に応じて変動し、年度によっては全く支給しないこともあり得ます。

c. 取締役の個人別の報酬等の決定方法

取締役の個人別の報酬その他報酬に関する事項については、代表取締役が報酬案を作成の上、社外取締役および代表取締役で構成される指名・報酬委員会（委員の過半数は社外取締役）にて、各委員の合議の上決定することとします。なお、長期インセンティブ報酬（譲渡制限付株式）については、同様の手続での指名・報酬委員会における決定に加えて、取締役会で発行の決議を行います。

d. 役員報酬返還条項

取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該役員の報酬（受益権含）を没収または返還請求する場合があります。

以上

ロ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬の額は、2014年6月13日開催の第52回定時株主総会において年額11億円以内（うち社外取締役4千万円以内）と決議しております。（使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与および譲渡制限付株式の付与のための報酬は含んでおりません。）当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）であります。なお、当該決議に関連して、2024年6月13日開催の第62回定時株主総会において、取締役の報酬総額は変更せず社外取締役の報酬を年額8千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）であります。また、当該報酬とは別枠で2023年6月15日開催の第61回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬の額を年額8億5千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）であります。

当社監査役の報酬等の額は、2024年6月13日開催の第62回定時株主総会において年額8千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数等

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬 (賞与)	非金銭報酬		
				ストック・ オプション	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	998	302	229	116	349	6
監査役 (社外監査役を除く)	46	46	—	—	—	2
社外役員	53	53	—	—	—	6
合計	1,098	402	229	116	349	13

- (注) 1 業績連動報酬に係る各指標の具体的な目標設定はありませんが、各連結会計年度の連結経常利益および配当額等並びに個人評価を総合的に勘案して決定しています。当連結会計年度の連結経常利益および配当額の実績は「第1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移」に記載のとおりであります。
- 2 非金銭報酬として、取締役に対してストック・オプションを交付しており、当該ストック・オプションの内容およびその交付状況は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストック・オプション制度の内容」に記載のとおりであります。
- 3 スtock・オプションに関しては、2023年6月15日開催の第61回定時株主総会において承認いただいた譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴い制度を廃止したため、当連結会計年度において新たな付与を行っておりませんが、過年度の付与分につき当連結会計年度に費用計上した報酬等の額を記載しております。なお、企業会計基準に則り、業績連動型ストック・オプションは割当決議後36ヶ月に亘って按分して費用計上し、譲渡制限付株式は12ヶ月に亘って按分して費用計上しております。
- 4 当事業年度中に社外取締役から取締役に異動した1名については、社外取締役在任期間分は社外役員として、取締役在任期間分は取締役として記載しています。なお、対象となる役員の数合計は実際の員数である13名を記載しております。

ロ 役員ごとの連結報酬等の総額等

氏 名 (役員区分)	連結報酬等 の総額 (百万円)	会社区分	連結報酬等の種類別の額(百万円)			
			基本報酬	業績連動報酬 (賞与)	非金銭報酬	
					ストック・ オプション	譲渡制限付 株式報酬
西本 甲介 (代表取締役会長)	307	提出会社	80	86	42	98
大野 龍隆 (代表取締役社長)	306	提出会社	80	86	41	98
清水 新 (専務取締役)	131	提出会社	84	14	—	33

- (注) 1 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。
- 2 上記「② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数等」における(注)1～4と同様であります。
- 3 専務取締役清水新氏の基本報酬は、社外取締役期間の基本報酬等を含んだ金額を記載しております。

- ③ 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名または名称、その権限の内容および裁量の範囲等

取締役の個人別の報酬その他報酬に関する事項については、代表取締役が報酬案を作成の上、社外取締役、代表取締役で構成される指名・報酬委員会（委員長および委員の過半数が社外取締役）にて、各委員の合議の上決定することとします。

当事業年度においては、個人別の報酬その他報酬に関する事項について、代表取締役会長西本甲介および代表取締役社長大野龍隆氏が報酬案を作成の上、社外取締役中野庸一氏、社外取締役栖閑智晴氏、取締役清水新氏（当事業年度中は社外取締役）、代表取締役会長西本甲介氏および代表取締役社長大野龍隆氏で構成される指名・報酬委員会にて、各委員の合議の上決定いたしました。個人別の報酬その他報酬に関する事項の決定権限を指名・報酬委員会に委任した理由は、報酬の決定についての透明性および説明責任を強化するためです。なお、譲渡制限付株式については、発行の都度、指名・報酬委員会で付与数等を審議・決定の上、取締役会にて決議しております。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準および考え方

当社は、投資株式について、専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する投資株式を純投資目的である投資株式、それ以外の目的で保有する投資株式を純投資目的以外の目的である投資株式と区分しております。なお、純投資目的である投資株式は保有していません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、純投資目的以外の目的である投資株式は原則として保有しない方針としております。ただし、当社グループの企業価値向上につながる業務提携等を行った投資株式等については保有する場合があります。また、株式の保有効果等については、成長性、収益性等の観点から、保有意義・経済合理性を検証し、取締役会にて総合的に判断することにしております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額（百万円）
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	1	1,218

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額（百万円）	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	1	1,269	資本業務提携に基づく株式の取得

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
パンチ工業(株)	3,000,000	—	2024年10月7日に資本業務提携契約を締結しました。 1. 業務提携の内容 当社グループと同社グループは本提携契約を通じて相乗効果を生み、両社の業績向上に寄与するよう、互いに協力しております。まずは国内において商品の相互供給等の協業によりシナジーの早期実現を目指しております。また、今後は成長が期待される海外市場において、両社のネットワークを活用し、共同で市場開拓を進めることで、新たなビジネスチャンスを創出します。	有
	1,218	—	2. 資本提携の内容 同社が実施する当社を割当先とする第三者割当増資により、同社グループの普通株式3,000,000株を受けました。また、同社は、市場買付の方法により、当社の普通株式を取得しています。	

(注) 1 「—」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

- 2 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、上記②aに記載の方法により検証しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表の作成をしております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)及び事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適時に開示が行える体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の新設及び変更に関する情報を収集しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	148,848	159,296
受取手形及び売掛金	※1 75,869	※1 78,390
商品及び製品	64,269	57,186
仕掛品	4,162	3,661
原材料及び貯蔵品	9,946	8,805
未収還付法人税等	3,549	1,850
その他	7,037	9,012
貸倒引当金	△302	△397
流動資産合計	313,381	317,805
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	29,057	37,287
減価償却累計額	※2 △14,804	※2 △15,751
建物及び構築物（純額）	14,252	21,536
機械装置及び運搬具	49,626	51,468
減価償却累計額	※2 △33,541	※2 △35,841
機械装置及び運搬具（純額）	16,084	15,626
土地	3,880	4,259
使用権資産	9,438	9,909
減価償却累計額	△4,072	△3,642
使用権資産（純額）	5,366	6,267
建設仮勘定	8,512	1,767
その他	10,392	11,042
減価償却累計額	※2 △7,446	※2 △7,977
その他（純額）	2,946	3,064
有形固定資産合計	51,042	52,522
無形固定資産		
ソフトウェア	29,709	27,677
その他	6,399	5,605
無形固定資産合計	36,109	33,283
投資その他の資産		
投資有価証券	6	1,224
繰延税金資産	7,679	9,052
その他	※3 5,693	※3 6,073
貸倒引当金	△395	△387
投資その他の資産合計	12,984	15,963
固定資産合計	100,136	101,769
資産合計	413,517	419,574

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	20,984	21,189
リース債務	1,784	1,932
未払金	9,583	8,667
未払法人税等	5,791	4,476
賞与引当金	3,118	5,882
役員賞与引当金	34	230
その他	※1 8,633	※1 9,497
流動負債合計	49,929	51,876
固定負債		
リース債務	5,034	5,604
繰延税金負債	648	1,043
退職給付に係る負債	7,436	7,337
事業整理損失引当金	1,138	61
その他	1,649	1,586
固定負債合計	15,908	15,634
負債合計	65,837	67,510
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,146	14,483
資本剰余金	24,303	24,585
利益剰余金	266,651	293,546
自己株式	△9,159	△28,352
株主資本合計	295,942	304,263
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	—	△51
為替換算調整勘定	48,476	44,858
退職給付に係る調整累計額	96	212
その他の包括利益累計額合計	48,573	45,020
新株予約権	2,087	1,663
非支配株主持分	1,076	1,116
純資産合計	347,679	352,064
負債純資産合計	413,517	419,574

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
売上高	※1 367,649	※1 401,987
売上原価	※2 200,272	※2 214,997
売上総利益	167,377	186,990
販売費及び一般管理費	※3, ※4 129,011	※3, ※4 140,509
営業利益	38,365	46,480
営業外収益		
受取利息	3,412	4,164
持分法による投資利益	33	33
雑収入	753	502
営業外収益合計	4,199	4,701
営業外費用		
支払利息	147	156
為替差損	619	688
固定資産除却損	312	166
支払手数料	96	165
雑損失	123	103
営業外費用合計	1,299	1,279
経常利益	41,265	49,901
特別利益		
事業整理損失引当金戻入額	—	※5 1,015
特別利益合計	—	1,015
特別損失		
減損損失	※6 148	※6 300
事業整理損	※7 1,897	※7 675
特別損失合計	2,045	976
税金等調整前当期純利益	39,219	49,940
法人税、住民税及び事業税	11,853	14,219
法人税等調整額	△888	△934
法人税等合計	10,964	13,285
当期純利益	28,254	36,654
非支配株主に帰属する当期純利益	102	105
親会社株主に帰属する当期純利益	28,152	36,549

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	28,254	36,654
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	—	△51
為替換算調整勘定	20,866	△3,583
退職給付に係る調整額	24	113
持分法適用会社に対する持分相当額	4	6
その他の包括利益合計	※ 20,895	※ △3,514
包括利益	49,150	33,140
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	49,145	32,993
非支配株主に係る包括利益	4	147

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,936	24,292	245,557	△80	283,706
当期変動額					
新株の発行	209	209	—	—	419
剰余金の配当	—	—	△7,058	—	△7,058
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	28,152	—	28,152
自己株式の取得	—	—	—	△10,000	△10,000
自己株式の処分	—	△197	—	921	723
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	209	11	21,093	△9,079	12,235
当期末残高	14,146	24,303	266,651	△9,159	295,942

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	—	27,508	71	27,580	1,989	948	314,224
当期変動額							
新株の発行	—	—	—	—	—	—	419
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△7,058
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	28,152
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△10,000
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	723
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	20,968	24	20,993	98	128	21,219
当期変動額合計	—	20,968	24	20,993	98	128	33,455
当期末残高	—	48,476	96	48,573	2,087	1,076	347,679

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,146	24,303	266,651	△9,159	295,942
当期変動額					
新株の発行	337	337	—	—	674
剰余金の配当	—	—	△9,653	—	△9,653
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	36,549	—	36,549
自己株式の取得	—	—	—	△20,000	△20,000
自己株式の処分	—	△55	—	807	751
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	337	281	26,895	△19,193	8,321
当期末残高	14,483	24,585	293,546	△28,352	304,263

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	—	48,476	96	48,573	2,087	1,076	347,679
当期変動額							
新株の発行	—	—	—	—	—	—	674
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△9,653
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	36,549
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△20,000
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	751
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△51	△3,618	116	△3,552	△423	40	△3,936
当期変動額合計	△51	△3,618	116	△3,552	△423	40	4,384
当期末残高	△51	44,858	212	45,020	1,663	1,116	352,064

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	39,219	49,940
減価償却費	17,564	17,718
減損損失	148	300
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	399	70
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△280	2,837
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△17	195
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△184	109
受取利息及び受取配当金	△3,412	△4,165
支払利息	147	156
株式報酬費用	777	740
為替差損益 (△は益)	45	38
持分法による投資損益 (△は益)	△33	△33
事業整理損失引当金戻入額	—	△1,015
事業整理損	1,897	675
固定資産除却損	312	166
売上債権の増減額 (△は増加)	4,288	△3,438
棚卸資産の増減額 (△は増加)	3,637	7,477
未払金の増減額 (△は減少)	395	△687
未収消費税等の増減額 (△は増加)	1,168	△225
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,866	189
その他の資産の増減額 (△は増加)	△202	△1,623
その他の負債の増減額 (△は減少)	△422	1,314
小計	63,583	70,743
利息及び配当金の受取額	3,298	3,915
利息の支払額	△147	△156
事務所移転費用の支払額	△601	—
法人税等の支払額	△11,564	△14,041
営業活動によるキャッシュ・フロー	54,567	60,461

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△17,976	△15,434
定期預金の預入による支出	△18,392	△37,780
定期預金の払戻による収入	16,909	21,679
投資有価証券の取得による支出	—	△1,269
敷金及び保証金の差入による支出	△292	△221
敷金及び保証金の回収による収入	759	536
その他	△2	37
投資活動によるキャッシュ・フロー	△18,995	△32,452
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△10,095	△20,164
リース債務の返済による支出	△1,804	△1,889
配当金の支払額	△7,058	△9,653
その他	△10	△50
財務活動によるキャッシュ・フロー	△18,968	△31,759
現金及び現金同等物に係る換算差額	10,132	△1,367
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	26,736	△5,117
現金及び現金同等物の期首残高	106,640	133,376
現金及び現金同等物の期末残高	※1 133,376	※1 128,259

【注記事項】

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 52社

主要な連結子会社の名称

- ・株式会社ミスミ
- ・株式会社駿河生産プラットフォーム

(新規) 当連結会計年度において加わった1社

新規設立に伴うもの

- ・Misumi Nepal Pvt. Ltd.

(2) 非連結子会社の数及び主要な非連結子会社の名称

非連結子会社の数 1社

- ・WUXI PARTS SEIKO PRECISION IND CO., LTD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、総資産、売上、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 2社

- ・アイオーミスミ精密機械貿易(南通)有限公司
- ・トーヨーミスミ精密機械貿易(南通)有限公司

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の数 1社

- ・WUXI PARTS SEIKO PRECISION IND CO., LTD.

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ミスミ(中国)精密機械貿易有限公司 他27社の決算日は、12月31日であります。また、Misumi Nepal Pvt. Ltd.の決算日は、7月15日であります。連結財務諸表の作成にあたっては上記連結子会社は連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

商品、原材料

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

製品、仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

主として総平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～45年

機械装置及び運搬具 2年～20年

② 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。

その他の無形固定資産については、主に定額法（15年）を採用しております。

③ 使用権資産

在外連結子会社において、I F R S 第16号「リース」及びA S U 第2016-02号「リース」を適用しております。

I F R S 第16号及びA S U 第2016-02号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、国際財務報告基準もしくは米国会計基準に基づく償却方法を採用しています。また、（リース取引関係）において、I F R S 第16号及びA S U 第2016-02号に基づくリース取引は、ファイナンス・リース取引の分類としております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ 事業整理損失引当金

工場建設の中止に伴う損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生した連結会計年度において費用処理しております。ただし、一部の連結子会社については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で費用処理することとしております。

過去勤務費用については、一部の連結子会社において発生しており、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で費用処理することとしております。

③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループはF A事業、金型部品事業、V O N A事業の3つの領域における各製品の開発、提供を主な事業としています。当該製品の提供については、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で製品に対する支配が顧客に移転すると判断していることから、製品が顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、製品の国内の提供については、出荷から顧客に引き渡された時点までの期間が通常の間である場合は、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引及び割戻し等を控除した金額で測定しております。また、買戻し義務を負っている有償支給取引については、金融取引として棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高について金融負債を認識しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から３ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
譲渡制限付株式報酬制度

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び当社グループの従業員に支給した報酬等については、対象者の勤務期間等にわたって費用処理しております。

(重要な会計上の見積り)

商品及び製品の評価

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額 57,186百万円
2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、販売在庫取扱い開始から一定の期間が経過し、かつ今後販売見込みがないと判断される一定数量以上の商品及び製品について、原則100%帳簿価額を切り下げた価額をもって評価し、評価損は連結損益計算書に計上しております。

従って、販売減少等により帳簿価額を切り下げる商品及び製品が増加した場合には、翌連結会計年度に係る連結財務諸表において認識する金額に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

「リースに関する会計基準」等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「補助金収入」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「雑収入」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「補助金収入」327百万円、「雑収入」426百万円は、「雑収入」753百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、「営業外費用」の「雑損失」に含めていた「支払手数料」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「雑損失」に表示していた220百万円は、「支払手数料」96百万円、「雑損失」123百万円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 「受取手形及び売掛金」のうち顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(収益認識関係)」に記載しております。

※2 減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

※3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
関係会社出資金	196百万円	201百万円

上記の関係会社出資金は、投資その他の資産の「その他」に含めております。

4 コミットメントライン契約

当社グループにおいては、運転資金の安定的かつ機動的な調達を目的に、取引銀行3行とコミットメントライン契約を締結しております。連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
コミットメントライン契約の総額	15,000百万円	15,000百万円
借入実行残高	一百万円	一百万円
差引額	15,000百万円	15,000百万円

5 財務制限条項

上記のコミットメントライン契約は財務制限条項が付されており、下記のいずれかに該当した場合、本契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- (1) 各連結会計年度末日の連結貸借対照表における純資産の部の合計金額が、直近の連結会計年度末日の連結貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%に相当する金額未満となった場合
- (2) 各連結会計年度の決算期の連結損益計算書における経常損益に関して、2期連続して経常損失を計上した場合

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(収益認識関係)」に記載しております。

※2 期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
3,641百万円	1,849百万円

※3 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
給料手当	34,010百万円	37,863百万円
賞与引当金繰入	3,176百万円	5,867百万円
退職給付費用	1,504百万円	1,396百万円
役員賞与引当金繰入	34百万円	229百万円
減価償却費	13,872百万円	14,039百万円
業務委託料	22,448百万円	23,357百万円
運賃荷造費	13,298百万円	13,679百万円
貸倒引当金繰入	△133百万円	165百万円

※4 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
研究開発費	3,983百万円	4,136百万円

※5 事業整理損失引当金戻入額

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社グループは、前連結会計年度において、当社の連結子会社であるSURUGA SEIKI (FOSHAN) Co., LTD.における工事建設中止に伴う損失に備え、損失見込額を事業整理損失引当金として計上しました。その後、工場建設中止に伴い見込んだ損失の一部が免除される見込みとなったため、減額見込額1,015百万円を特別利益として計上しております。

※6 減損損失の内訳は次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

場所	用途	種類	金額
東京都他	遊休資産	土地、建物、 ソフトウェア他	148百万円
中国 佛山市	遊休資産	借地権、建設仮勘定他	796百万円

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

場所	用途	種類	金額
東京都他	遊休資産	ソフトウェア	300百万円

当社グループは原則として、事業部門を基準にグルーピングを行っております。ただし、遊休資産については、個別の物件ごとにグルーピングを行っております。上記の資産は、将来の使用見込み等がないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度は当該減少額300百万円を特別損失に計上し、減損損失として表示し、前連結会計年度においては、当該減少額944百万円を特別損失に計上し、このうち、148百万円は減損損失とし、796百万円は事業整理損として表示しております。

前連結会計年度に事業整理損として表示した中国佛山市の遊休資産は当社グループのFA事業セグメントに属する子会社であるSURUGA SEIKI (FOSHAN) Co., LTD. の工場建設の中止の意思決定を行ったことに伴うものであります。なお、回収可能価額は、主として使用価値により測定しており、遊休資産のうち売却及び将来の使用見込みがないものは、回収可能価額を零として評価しております。

※ 7 事業整理損

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社の連結子会社であるSURUGA SEIKI (FOSHAN) Co., LTD. における工場建設の中止に伴うものであり、その内訳は、減損損失796百万円及び事業整理損失引当金繰入額1,100百万円であります。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

F A事業セグメントの一部事業の整理に伴うものであり、主な内容は、棚卸資産を含む資産の廃棄等による損失675百万円であります。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	一百万円	△51百万円
組替調整額	一百万円	一百万円
法人税等及び税効果調整前	一百万円	△51百万円
法人税等及び税効果額	一百万円	一百万円
その他有価証券評価差額金	一百万円	△51百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	20,866百万円	△3,583百万円
組替調整額	一百万円	一百万円
法人税等及び税効果調整前	20,866百万円	△3,583百万円
法人税等及び税効果額	一百万円	一百万円
為替換算調整勘定	20,866百万円	△3,583百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	36百万円	187百万円
組替調整額	△2百万円	△20百万円
法人税等及び税効果調整前	34百万円	167百万円
法人税等及び税効果額	△9百万円	△54百万円
退職給付に係る調整額	24百万円	113百万円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	4百万円	6百万円
その他の包括利益合計	20,895百万円	△3,514百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	284,675,397	172,500	—	284,847,897

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加 172,500株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	130,070	3,180,529	302,500	3,008,099

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

2023年4月27日の取締役会決議による自己株式の取得 3,180,300株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分 302,500株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2014年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	28
	2016年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	117
	2017年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	173
	2018年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	157
	2019年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	255
	2020年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	116
	2021年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	885
	2022年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	210
	2023年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	142
合計			—	—	—	—	2,087

(注) 2021年、2022年、2023年の新株予約権の一部は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月15日 定時株主総会	普通株式	3,511	12.34	2023年3月31日	2023年6月21日
2023年10月26日 取締役会	普通株式	3,547	12.60	2023年9月30日	2023年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月13日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	4,190	14.87	2024年3月31日	2024年6月19日

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	284,847,897	209,400	—	285,057,297

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加 209,400株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,008,099	7,654,186	289,300	10,372,985

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

2024年4月26日の取締役会決議による自己株式の取得 7,639,200株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分 289,300株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	2014年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	19
	2016年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	89
	2017年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	143
	2018年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	121
	2019年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	161
	2020年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	73
	2021年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	488
	2022年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	305
	2023年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	261
合計			—	—	—	—	1,663

(注) 2022年、2023年の新株予約権の一部は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月13日 定時株主総会	普通株式	4,190	14.87	2024年3月31日	2024年6月19日
2024年10月25日 取締役会	普通株式	5,462	19.83	2024年9月30日	2024年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	6,422	23.38	2025年3月31日	2025年6月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金勘定	148,848百万円	159,296百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△15,471百万円	△31,036百万円
現金及び現金同等物	133,376百万円	128,259百万円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

・有形固定資産

一部の在外連結子会社において、IFRS第16号「リース」及びASU第2016-02号「リース」を適用しております。当該会計基準の適用により、当該在外連結子会社における賃借料等を使用権資産として計上しております。

② リース資産の減価償却の方法

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年以内	2,697百万円	3,194百万円
1年超	20,027百万円	16,833百万円
合計	22,724百万円	20,027百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にF A事業、金型部品事業、V O N A事業において企画・販売を行っており、事業遂行上の設備投資計画については原則自己資金を充当しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。デリバティブ取引は、為替の変動リスクをヘッジする目的のみに利用する方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、グローバルに事業を展開していることから、外貨建債権・債務を保有しており、為替変動リスクに晒されております。

当社グループでは、原則外貨建債権・債務をネットしたポジションについて主に先物為替予約を利用して為替変動リスクをヘッジしております。投資有価証券は、主に業務上及び資本提携に関する株式であり、市場の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、販売管理ルールに従い、営業管理部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手毎に期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い大手金融機関とのみ取引を行っており、当社では重要な信用リスクはないと判断しております。当期の連結決算日現在における最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建の債権・債務について、通貨別に把握された為替の変動リスクに対し、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。デリバティブ取引については、現状主に先物為替予約を取扱っております。またその目的は、実需の外貨建債権・債務のヘッジに限定しております。当社のデリバティブ業務に関するリスク管理については、ファイナンス統括内の財務担当者による相互牽制およびチェックにより行われております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づきファイナンス統括内にて定期的に資金繰計画を作成・更新するとともに、必要な手許流動性を算定し、その金額を維持することで流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、市場価格に基づく価額で、市場動向によって価額が変動することもあります。また、(デリバティブ取引関係)におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブの取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません。（（注1）を参照ください。）

前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額 ※1、※2	時価 ※1、※2	差額
(1) 投資有価証券	—	—	—
(2) デリバティブ取引 ※3	(63)	(63)	—

※1 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」及び「支払手形及び買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額 ※1、※2	時価 ※1、※2	差額
(1) 投資有価証券	1,218	1,218	—
(2) デリバティブ取引 ※3	(101)	(101)	—

※1 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」及び「支払手形及び買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しております。

（注1）市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
非上場株式	6	6

（注2）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	148,848	—	—	—
(2) 受取手形及び売掛金	75,869	—	—	—
合計	224,717	—	—	—

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	159,296	—	—	—
(2) 受取手形及び売掛金	78,390	—	—	—
合計	237,686	—	—	—

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価 ※1			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	—	—	—	—
デリバティブ取引 ※2				
通貨関連	—	(63)	—	(63)

※1 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価 ※1			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,218	—	—	1,218
デリバティブ取引 ※2				
通貨関連	—	(101)	—	(101)

※1 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度 (2024年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	1,299	—	△23	△23
	日本円	15	—	△0	△0
	その他	4	—	△0	△0
	買建				
	日本円	1,281	—	△37	△37
	米ドル	357	—	1	1
	その他	313	—	△3	△3
合 計		3,271	—	△63	△63

当連結会計年度 (2025年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	1,505	—	6	6
	日本円	18	—	0	0
	メキシコペソ	654	—	△10	△10
	その他	0	—	0	0
	買建				
	米ドル	3,799	3,319	△84	△84
	日本円	1,091	—	△10	△10
	その他	121	—	△2	△2
合 計		7,190	3,319	△101	△101

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度 (2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2025年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	9,677 百万円	10,288 百万円
勤務費用	1,132 百万円	1,157 百万円
利息費用	61 百万円	80 百万円
数理計算上の差異の発生額	△110 百万円	△526 百万円
退職給付の支払額	△609 百万円	△713 百万円
過去勤務費用の発生額	— 百万円	2 百万円
その他	136 百万円	△119 百万円
退職給付債務の期末残高	10,288 百万円	10,169 百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
年金資産の期首残高	2,651 百万円	2,851 百万円
期待運用収益	56 百万円	53 百万円
数理計算上の差異の発生額	△136 百万円	△161 百万円
事業主からの拠出額	293 百万円	311 百万円
退職給付の支払額	△96 百万円	△119 百万円
その他	83 百万円	△103 百万円
年金資産の期末残高	2,851 百万円	2,832 百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び

退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	3,411 百万円	3,210 百万円
年金資産	△2,851 百万円	△2,832 百万円
	560 百万円	378 百万円
非積立型制度の退職給付債務	6,876 百万円	6,958 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	7,436 百万円	7,337 百万円
退職給付に係る負債	7,436 百万円	7,337 百万円
退職給付に係る資産	— 百万円	— 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	7,436 百万円	7,337 百万円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	1,132 百万円	1,157 百万円
利息費用	61 百万円	80 百万円
期待運用収益	△56 百万円	△53 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	73 百万円	△185 百万円
過去勤務費用の費用処理額	△14 百万円	△11 百万円
その他	53 百万円	△16 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	1,250 百万円	970 百万円

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
過去勤務費用	△14 百万円	△14 百万円
数理計算上の差異	48 百万円	181 百万円
合計	34 百万円	167 百万円

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
未認識過去勤務費用	△99 百万円	△85 百万円
未認識数理計算上の差異	△31 百万円	△221 百万円
合計	△131 百万円	△306 百万円

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
現金及び預金	37%	36%
一般勘定	63%	64%
合計	100%	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率の決定のため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	0.50%～1.14%	1.36%～1.81%
長期期待運用収益率	1.62%	1.33%

なお、予想昇給率については、計算時を基準日として算定した年齢別昇給指数を使用しております。

3 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度は438百万円、当連結会計年度は468百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

(ストック・オプション)

当社は2023年6月15日開催の第61回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議し、ストック・オプション制度を廃止しました。それに伴い、今後はストック・オプション制度のための新株予約権の新たな割当ては行いません。

1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費（株式報酬費用）	517百万円	250百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2014年6月13日	2014年10月23日	2016年2月10日	2016年2月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名	当社及び完全子会社従業員58名	当社取締役5名	当社及び完全子会社従業員69名
株式の種類及び付与数	普通株式 39,000株	普通株式 117,300株	普通株式 31,400株	普通株式 135,400株
付与日	2014年11月7日	2014年11月7日	2016年2月25日	2016年2月25日
権利確定条件	(注3)	(注2)	(注3)	(注2)
対象勤務期間	(注4)	2014年11月7日 ～2017年11月6日	(注4)	2016年2月25日 ～2019年2月24日
権利行使期間	2014年11月8日 ～2044年11月7日	2017年11月7日 ～2024年11月6日	2016年2月26日 ～2046年2月25日	2019年2月25日 ～2026年2月24日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年9月15日	2016年9月15日	2017年9月21日	2017年9月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名	当社及び完全子会社従業員84名	当社取締役4名	当社取締役4名
株式の種類及び付与数	普通株式 28,500株	普通株式 180,000株	普通株式 16,700株	普通株式 98,600株
付与日	2016年10月3日	2016年10月3日	2017年10月6日	2017年10月6日
権利確定条件	(注3)	(注2)	(注3)	(注2)
対象勤務期間	(注4)	2016年10月3日 ～2019年10月2日	(注4)	2017年10月6日 ～2020年10月5日
権利行使期間	2016年10月4日 ～2046年10月3日	2019年10月3日 ～2026年10月2日	2017年10月7日 ～2047年10月6日	2020年10月6日 ～2027年10月5日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2017年10月19日	2018年6月21日	2018年6月21日	2018年10月18日
付与対象者の区分及び人数	当社及び完全子会社従業員90名	当社取締役4名	当社取締役4名	当社及び完全子会社従業員101名
株式の種類及び付与数	普通株式 140,400株	普通株式 12,100株	普通株式 77,500株	普通株式 168,000株
付与日	2017年11月6日	2018年7月6日	2018年7月6日	2018年11月2日
権利確定条件	(注2)	(注3)	(注2)	(注2)
対象勤務期間	2017年11月5日 ～2020年11月4日	(注4)	2018年7月6日 ～2021年7月5日	2018年11月2日 ～2021年11月1日
権利行使期間	2020年11月6日 ～2027年11月5日	2018年7月7日 ～2048年7月6日	2021年7月6日 ～2028年7月5日	2021年11月2日 ～2028年11月1日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2019年6月20日	2019年6月20日	2019年10月17日	2020年6月25日
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役5名	当社取締役4名	当社及び完全子会 社従業員108名	当社取締役5名
株式の種類 及び付与数	普通株式 18,100株	普通株式 76,400株	普通株式 175,100株	普通株式 21,100株
付与日	2019年7月5日	2019年7月5日	2019年11月1日	2020年7月10日
権利確定条件	(注3)	(注2)	(注2)	(注3)
対象勤務期間	(注4)	2019年7月5日 ～2022年7月4日	2019年11月1日 ～2022年10月31日	(注4)
権利行使期間	2019年7月6日 ～2049年7月5日	2022年7月5日 ～2029年7月4日	2022年11月1日 ～2029年10月31日	2020年7月11日 ～2050年7月10日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2020年6月25日	2021年3月12日	2021年6月24日	2021年6月24日
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役5名	当社及び完全子会 社従業員94名	当社取締役6名	当社取締役6名
株式の種類 及び付与数	普通株式 108,200株	普通株式 99,500株	普通株式 15,000株	普通株式 89,400株
付与日	2020年7月10日	2021年3月29日	2021年7月9日	2021年7月9日
権利確定条件	(注2)	(注2)	(注3)	(注2)
対象勤務期間	2020年7月10日 ～2023年7月9日	2021年3月29日 ～2024年3月28日	(注4)	2021年7月9日 ～2024年7月8日
権利行使期間	2023年7月10日 ～2030年7月9日	2024年3月29日 ～2031年3月28日	2021年7月10日 ～2051年7月9日	2024年7月9日 ～2031年7月8日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年11月18日	2022年6月30日	2022年6月30日	2023年2月16日
付与対象者の区分 及び人数	当社及び完全子会 社従業員100名	当社取締役4名	当社取締役4名	当社及び完全子会 社従業員93名
株式の種類 及び付与数	普通株式 102,400株	普通株式 14,800株	普通株式 99,900株	普通株式 133,600株
付与日	2021年12月3日	2022年7月15日	2022年7月15日	2023年3月3日
権利確定条件	(注2)	(注3)	(注2)	(注2)
対象勤務期間	2021年12月3日 ～2024年12月2日	(注4)	2022年7月15日 ～2025年7月14日	2023年3月3日 ～2026年3月2日
権利行使期間	2024年12月3日 ～2031年12月2日	2022年7月16日 ～2052年7月15日	2025年7月15日 ～2032年7月14日	2026年3月3日 ～2033年3月2日

- (注) 1 2015年7月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
- 2 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。また、新株予約権の割当を受けた者は、次の①～④に該当した場合、権利を行使することができない。
- ①新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位を喪失した場合
 - ②当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員を解任された場合
 - ③新株予約権の割当を受けた者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合
 - ④新株予約権の割当を受けた者が、自ら破産手続開始を申し立てた場合または破産手続開始決定を受けた場合
- 3 新株予約権の割当を受けた者は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。また、新株予約権の割当を受けた者は、次の①～③に該当した場合、権利を行使することができない。
- ①新株予約権の割当を受けた者が、当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合
 - ②新株予約権の割当を受けた者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合
 - ③新株予約権の割当を受けた者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合
- 4 対象勤務期間の定めはありません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

(単位：株)

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2014年6月13日	2014年10月23日	2016年2月10日	2016年2月10日
権利確定前				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後				
前連結会計年度末	21,900	2,700	18,100	13,700
権利確定	—	—	—	—
権利行使	5,400	2,700	4,900	3,000
失効	—	—	—	1,000
未行使残	16,500	—	13,200	9,700

(単位：株)

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年9月15日	2016年9月15日	2017年9月21日	2017年9月21日
権利確定前				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後				
前連結会計年度末	15,400	23,300	11,500	26,400
権利確定	—	—	—	—
権利行使	3,900	2,000	3,600	—
失効	—	2,000	—	—
未行使残	11,500	19,300	7,900	26,400

(単位：株)

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2017年10月19日	2018年6月21日	2018年6月21日	2018年10月18日
権利確定前				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後				
前連結会計年度末	22,500	12,100	12,300	34,600
権利確定	—	—	—	—
権利行使	4,900	3,200	—	9,600
失効	1,600	—	—	1,600
未行使残	16,000	8,900	12,300	23,400

(単位：株)

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2019年6月20日	2019年6月20日	2019年10月17日	2020年6月25日
権利確定前				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後				
前連結会計年度末	18,100	25,300	53,400	21,100
権利確定	—	—	—	—
権利行使	3,800	13,300	6,900	3,900
失効	—	—	11,600	—
未行使残	14,300	12,000	34,900	17,200

(単位：株)

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2020年6月25日	2021年3月12日	2021年6月24日	2021年6月24日
権利確定前				
前連結会計年度末	—	—	—	89,400
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	89,400
未確定残	—	—	—	—
権利確定後				
前連結会計年度末	24,300	75,100	15,000	—
権利確定	—	—	—	89,400
権利行使	13,000	35,100	—	58,500
失効	—	400	—	—
未行使残	11,300	39,600	15,000	30,900

(単位：株)

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年11月18日	2022年6月30日	2022年6月30日	2023年2月16日
権利確定前				
前連結会計年度末	78,000	—	99,900	123,900
付与	—	—	—	—
失効	4,800	—	—	6,100
権利確定	73,200	—	—	—
未確定残	—	—	99,900	117,800
権利確定後				
前連結会計年度末	—	14,800	—	—
権利確定	73,200	—	—	—
権利行使	31,700	—	—	—
失効	600	—	—	—
未行使残	40,900	14,800	—	—

(注) 2015年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記ストック・オプションの数については、当該株式分割後の株数に換算して記載しております。

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2014年 6 月13日	2014年10月23日	2016年 2 月10日	2016年 2 月10日
権利行使価格（円）	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	2,256	2,501	2,256	2,423
付与日における 公正な評価単価（円）	1,172	1,136	1,483	1,428

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年 9 月15日	2016年 9 月15日	2017年 9 月21日	2017年 9 月21日
権利行使価格（円）	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	2,256	2,342	2,256	—
付与日における 公正な評価単価（円）	1,876	1,809	2,786	2,726

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2017年10月19日	2018年 6 月21日	2018年 6 月21日	2018年10月18日
権利行使価格（円）	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	2,546	2,256	—	2,565
付与日における 公正な評価単価（円）	3,073	3,147	3,126	2,345

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2019年 6 月20日	2019年 6 月20日	2019年10月17日	2020年 6 月25日
権利行使価格（円）	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	2,256	2,740	2,545	2,256
付与日における 公正な評価単価（円）	2,652	2,626	2,644	2,572

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2020年 6 月25日	2021年 3 月12日	2021年 6 月24日	2021年 6 月24日
権利行使価格（円）	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	2,740	2,473	—	2,571
付与日における 公正な評価単価（円）	2,548	3,256	3,784	3,757

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年11月18日	2022年 6 月30日	2022年 6 月30日	2023年 2 月16日
権利行使価格（円）	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	2,470	—	—	—
付与日における 公正な評価単価（円）	4,554	2,920	2,868	3,195

（注）2015年 7 月 1 日付で普通株式 1 株につき 3 株の割合で株式分割を行っております。権利行使価格、行使時平均株価及び付与日における公正な評価単価につきましては、当該株式分割後の価格に換算して記載しております。

- 3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

- 4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(譲渡制限付株式報酬)

当社は、取締役等の報酬として譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。

なお、当該取引は会社法第202条の2に基づいて、取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする取引ではないため、「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」（実務対応報告第41号 2021年1月28日）の適用はありません。

1 譲渡制限付株式報酬にかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費（株式報酬費用）	259百万円	489百万円

2 譲渡制限付株式の内容、規模及びその変動状況

(1) 譲渡制限付株式の内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2023年7月14日	2023年12月21日	2024年6月20日	2025年2月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名	当社及び完全子会社従業員105名	当社取締役6名	当社及び完全子会社従業員111名
株式の種類及び付与数	普通株式 114,500株	普通株式 188,000株	普通株式 132,900株	普通株式 156,400株
付与日	2023年8月10日	2024年2月28日	2024年7月5日	2025年3月7日
譲渡制限解除条件	(注1)	(注1、3)	(注1)	(注1、3)
譲渡制限期間	(注2)	2024年2月28日 ～2027年2月27日	(注2)	2025年3月7日 ～2028年3月6日

(注) 1 本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除するものとする。

2 付与日から当社、当社の子会社または関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失する日までの間。

3 譲渡制限期間が満了する前に、対象従業員が当社、当社の子会社または関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した場合（対象従業員の死亡による場合も含む。）は、当社は、当該地位喪失の時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該地位喪失の時点をもって、当然にこれを無償で取得する。

(2) 譲渡制限付株式の規模及びその変動状況

① 譲渡制限付株式の数

(単位：株)

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2023年7月14日	2023年12月21日	2024年6月20日	2025年2月20日
前連結会計年度末	114,500	188,000	—	—
付与	—	—	132,900	156,400
無償取得	—	14,700	—	—
譲渡制限解除	—	—	—	—
未解除残	114,500	173,300	132,900	156,400

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2023年7月14日	2023年12月21日	2024年6月20日	2025年2月20日
付与日における公正な評価単価（円）	2,763.5	2,164.0	2,712.0	2,503.5

(注) 付与日における公正な評価単価は恣意性を排除した価額とするため、取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値としております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
棚卸資産評価損	2,913百万円	3,029百万円
未払事業税	247百万円	272百万円
賞与引当金	661百万円	1,390百万円
棚卸資産に関する未実現利益	712百万円	721百万円
退職給付に係る負債	2,409百万円	2,433百万円
減価償却超過額	737百万円	567百万円
資産除去債務	543百万円	576百万円
繰越欠損金(注)	490百万円	533百万円
その他	3,092百万円	2,978百万円
繰延税金資産小計	11,807百万円	12,503百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△437百万円	△446百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△333百万円	△443百万円
評価性引当額小計	△770百万円	△890百万円
繰延税金資産合計	11,037百万円	11,613百万円
繰延税金負債		
固定資産の加速償却	△1,100百万円	△1,097百万円
固定資産除去費用	△413百万円	△431百万円
無形固定資産時価評価	△630百万円	△364百万円
固定資産圧縮積立金	△73百万円	△76百万円
その他	△1,787百万円	△1,635百万円
繰延税金負債合計	△4,006百万円	△3,604百万円
繰延税金資産の純額	7,030百万円	8,009百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	6	8	10	9	—	455	490百万円
評価性引当額	△6	△8	△10	△9	—	△402	△437百万円
繰延税金資産	—	—	—	—	—	52	(b) 52百万円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金490百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産52百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(c)	9	10	5	—	—	508	533百万円
評価性引当額	△9	△10	△5	—	—	△421	△446百万円
繰延税金資産	—	—	—	—	—	86	(d) 86百万円

(c) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(d) 税務上の繰越欠損金533百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産86百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
役員賞与否認	0.0%	0.1%
交際費等損金不算入項目	0.0%	0.0%
住民税均等割等	0.1%	0.1%
評価性引当額の増減	0.1%	△0.5%
子会社の適用税率差	△3.3%	△4.2%
税額控除	△1.0%	△1.1%
その他	1.4%	1.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.0%	26.6%

3 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。この変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループはF A事業、金型部品事業、V O N A事業の3つの領域において事業を展開しております。顧客との契約から生じる収益を分解した情報は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等) 3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載のとおりです。

2 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）		
受取手形	16,490	13,126
売掛金	59,869	62,743
期首残高 合計	76,359	75,869
顧客との契約から生じた債権（期末残高）		
受取手形	13,126	13,425
売掛金	62,743	64,964
期末残高 合計	75,869	78,390
契約負債（期首残高）	1,183	1,549
契約負債（期末残高）	1,549	1,395

契約負債は顧客との契約に基づく支払条件により、顧客から受け取った前受金であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

前連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は1,183百万円であり、契約負債の重要な変動はありません。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は1,549百万円であり、契約負債の重要な変動はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想される契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、株式会社ミスミグループ本社（当社）、連結子会社52社、非連結子会社1社及び関連会社2社で構成されており、F A事業、金型部品事業、VONA事業の3つの領域において事業を展開しております。

「F A事業」はF A（ファクトリーオートメーション）などの生産システムの合理化・省力化で使用する自動機の標準部品、高精度の精密生産装置に利用される自動位置決めモジュール、光技術関連の各種実験研究機器の開発・提供と電子機器類のデジタル化に伴い変化する各種機器生産現場への部材などを開発・提供しております。

「金型部品事業」は主に自動車、電子・電機機器分野に金属塑性加工用プレス金型、プラスチック射出成形用金型に組み込む金型標準部品、精密金型部品の開発・提供をしております。

「VONA事業」はミスミブランド以外のメーカー品も取り揃えた、ウェブ販売を中心とする一般流通品事業です。製造・自動化関連設備部品に加えて、MRO（消耗品）等の間接材を提供しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載の方法と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	連結 損益計算書 計上額
	F A事業	金型部品 事業	VONA 事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	118,219	79,932	169,497	367,649	—	367,649
外部顧客への売上高	118,219	79,932	169,497	367,649	—	367,649
セグメント間の内部売上高	—	—	—	—	—	—
計	118,219	79,932	169,497	367,649	—	367,649
セグメント利益※	15,097	9,139	14,128	38,365	—	38,365

※ セグメント利益の合計は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

(注) 当社グループにおいては、内部管理上、資産（又は負債）を報告セグメントごとに配分していないため、報告セグメント別の資産（又は負債）を記載しておりません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	連結 損益計算書 計上額
	F A事業	金型部品 事業	VONA 事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	135,803	86,451	179,732	401,987	—	401,987
外部顧客への売上高	135,803	86,451	179,732	401,987	—	401,987
セグメント間の内部売上高	—	—	—	—	—	—
計	135,803	86,451	179,732	401,987	—	401,987
セグメント利益※	22,510	9,504	14,466	46,480	—	46,480

※ セグメント利益の合計は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

(注) 当社グループにおいては、内部管理上、資産（又は負債）を報告セグメントごとに配分していないため、報告セグメント別の資産（又は負債）を記載しておりません。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	中国	アジア	アメリカ	ヨーロッパ	その他	計
171,141	60,853	57,498	42,839	26,201	9,115	367,649

(注) 売上高は当社グループの本邦と本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	中国	ベトナム	アメリカ	その他	計
14,753	13,683	5,518	8,245	8,841	51,042

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	中国	アジア	アメリカ	ヨーロッパ	その他	計
177,688	79,331	64,010	44,697	26,801	9,458	401,987

(注) 売上高は当社グループの本邦と本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	中国	ベトナム	アメリカ	その他	計
15,520	15,404	4,437	9,175	7,984	52,522

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

固定資産の減損損失は報告セグメントに配分しておりません。報告セグメントに配分していない全社資産に係る減損損失は、148百万円であります。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

固定資産の減損損失は報告セグメントに配分しておりません。報告セグメントに配分していない全社資産に係る減損損失は、300百万円であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	1,222.38円	1,271.58円
1株当たり当期純利益金額	99.75円	131.95円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	99.48円	131.62円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	347,679	352,064
普通株式に係る純資産額(百万円)	344,515	349,283
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	2,087	1,663
非支配株主持分	1,076	1,116
普通株式の発行済株式数(千株)	284,847	285,057
普通株式の自己株式数(千株)	3,008	10,372
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	281,839	274,684

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	28,152	36,549
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	28,152	36,549
普通株式の期中平均株式数(千株)	282,212	277,000
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数の主要な内訳(千株)		
新株予約権	786	676
普通株式増加数(千株)	786	676
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の 概要	—	—

(重要な後発事象)

(取得による企業結合)

当社は、2025年4月17日開催の取締役会において、当社の米国子会社であるMISUMI Investment USA Corporation（以下、「MIUC」という。）を通じて、米国製造業におけるカスタム機械部品のオンライン調達サービスを提供するFictiv Inc.およびその子会社7社（以下、「Fictiv社」という。）を買収すること（以下、「本買収」という。）を決議し、Fictiv社との間で本買収に関する合併契約を締結いたしました。当該契約に基づき、2025年6月17日（米国時間）に買収が完了いたしました。

1. 企業結合の概要

本買収は、MIUCが本買収のために設立した完全子会社であるD1 Merger Subsidiary CorporationとFictiv社を合併する方法（逆三角合併）により実行いたしました。合併後の存続会社はFictiv社となり、MIUCより合併対価としてFictiv社の株主に現金対価を交付しております。一方で、D1 Merger Subsidiary CorporationはFictiv社に吸収合併される形で消滅し、存続会社がMIUCの完全子会社となりました。

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	Fictiv Inc.
事業内容	カスタム機械部品のオンライン調達サービス提供

(2) 企業結合を行った主な理由

Fictiv社は2013年設立で、米国製造業におけるカスタム機械部品のオンライン調達サービスを展開しています。米国・中国・インド・メキシコのグローバル4拠点、約400名の従業員を抱え、世界中に約250社の製造業のパートナーネットワークを保有し、カスタム機械部品のオンライン調達サービスプレーヤーとして近年成長を遂げております。Fictiv社の事業は当社の展開するmeviy（メビー）事業と高い親和性があり、高度な技術力と顧客サービス体制、強力な顧客基盤を有しています。

本買収の最大の狙いは、meviyをはじめとした当社のデジタルサービスの強化と同時に、顧客ドメインの拡大にあります。Fictiv社を買収することにより当社の提供する価値を従来の設備製造の領域からよりバリューチェーンの川上にあたる商品開発の領域まで一気に拡大し、持続的な成長への大きな起点としていきます。当社とFictiv社は事業内容や価値観に類似性がある一方で、商品カテゴリーや展開地域においては異なる領域を得意とする補完関係にあることから、当社グループにFictiv社を迎え入れることにより、両社の強みを生かしたシナジー効果を発揮できると考えます。今後も、当社はグローバルにサービスを展開することでIA産業の非効率を解消し、お客さまの「時間価値」を高めてまいります。

(3) 企業結合日

2025年6月17日（米国時間）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする「逆三角合併」による株式取得

(5) 企業結合後の名称

名称の変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社子会社による現金を対価とした株式取得

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

現金	3.5億米ドル
取得原価	3.5億米ドル

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 1,100百万円（暫定）

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

6. のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

現時点では確定しておりません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	1,653	1,670	2.0	—
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	3,918	3,595	2.4	2026年4月1日～ 2034年3月31日
合計	5,571	5,265	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、リース債務の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額は以下のとおりです。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	2,084	1,091	116	45

3. リース債務残高には、米国会計基準を適用している在外子会社において適用されたA S U第2016-02号「リース」に伴い計上されたリース債務は、金利の負担を伴わないものであるため含めておりません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	第1四半期 連結累計期間	中間連結会計期間	第3四半期 連結累計期間	当連結会計年度
売上高 (百万円)	99,527	198,022	301,585	401,987
税金等調整前中間 (四半期)(当期)純利益 (百万円)	12,916	25,110	38,942	49,940
親会社株主に帰属する 中間(四半期)(当期)純利益 (百万円)	9,251	18,200	28,213	36,549
1株当たり中間 (四半期)(当期)純利益 (円)	32.92	65.21	101.59	131.95

	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間
1株当たり 四半期純利益 (円)	32.92	32.28	36.44	30.36

(注) 第1四半期連結累計期間及び第3四半期連結累計期間に係る財務情報に対するレビュー：無

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	63,995	81,668
未収入金	※1 5,595	※1 2,540
関係会社預け金	51,073	43,517
その他	1,792	649
流動資産合計	122,456	128,376
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	—	1,218
関係会社株式	32,320	32,320
繰延税金資産	1,116	1,404
その他	478	460
投資その他の資産合計	33,915	35,403
固定資産合計	33,915	35,403
資産合計	156,372	163,779
負債の部		
流動負債		
未払金	※1 2,234	※1 2,014
関係会社預り金	54,645	79,615
未払法人税等	149	320
賞与引当金	149	729
役員賞与引当金	34	229
その他	359	588
流動負債合計	57,574	83,498
固定負債		
退職給付引当金	1,129	1,074
その他	20	20
固定負債合計	1,150	1,095
負債合計	58,725	84,593

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,146	14,483
資本剰余金		
資本準備金	20,844	21,182
その他資本剰余金	359	303
資本剰余金合計	21,204	21,485
利益剰余金		
利益準備金	402	402
その他利益剰余金		
別途積立金	27,400	27,400
繰越利益剰余金	41,566	42,155
利益剰余金合計	69,369	69,957
自己株式	△9,160	△28,354
株主資本合計	95,559	77,573
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	—	△51
評価・換算差額等合計	—	△51
新株予約権	2,087	1,663
純資産合計	97,646	79,186
負債純資産合計	156,372	163,779

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益	※1 60,348	※1 25,125
営業費用		
販売費及び一般管理費	※1, ※2 13,219	※1, ※2 15,067
営業利益	47,128	10,058
営業外収益		
受取利息	※1 2,145	※1 3,148
受取手数料	300	180
雑収入	17	26
営業外収益合計	2,463	3,355
営業外費用		
支払利息	※1 2,094	※1 2,719
雑損失	23	185
営業外費用合計	2,118	2,904
経常利益	47,473	10,509
税引前当期純利益	47,473	10,509
法人税、住民税及び事業税	17	554
法人税等調整額	95	△287
法人税等合計	112	267
当期純利益	47,361	10,241

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
						別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	13,936	20,635	557	21,192	402	27,400	1,264	29,067
当期変動額								
新株の発行	209	209	—	209	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△7,058	△7,058
当期純利益	—	—	—	—	—	—	47,361	47,361
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△197	△197	—	—	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	209	209	△197	11	—	—	40,302	40,302
当期末残高	14,146	20,844	359	21,204	402	27,400	41,566	69,369

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	△81	64,114	—	—	1,989	66,104
当期変動額						
新株の発行	—	419	—	—	—	419
剰余金の配当	—	△7,058	—	—	—	△7,058
当期純利益	—	47,361	—	—	—	47,361
自己株式の取得	△10,000	△10,000	—	—	—	△10,000
自己株式の処分	921	723	—	—	—	723
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	—	—	—	—	98	98
当期変動額合計	△9,079	31,444	—	—	98	31,542
当期末残高	△9,160	95,559	—	—	2,087	97,646

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	14,146	20,844	359	21,204	402	27,400	41,566	69,369
当期変動額								
新株の発行	337	337	—	337	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△9,653	△9,653
当期純利益	—	—	—	—	—	—	10,241	10,241
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△55	△55	—	—	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	337	337	△55	281	—	—	588	588
当期末残高	14,483	21,182	303	21,485	402	27,400	42,155	69,957

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	△9,160	95,559	—	—	2,087	97,646
当期変動額						
新株の発行	—	674	—	—	—	674
剰余金の配当	—	△9,653	—	—	—	△9,653
当期純利益	—	10,241	—	—	—	10,241
自己株式の取得	△20,000	△20,000	—	—	—	△20,000
自己株式の処分	807	751	—	—	—	751
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—	△51	△51	△423	△474
当期変動額合計	△19,193	△17,986	△51	△51	△423	△18,460
当期末残高	△28,354	77,573	△51	△51	1,663	79,186

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2 デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法

3 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生した事業年度において費用処理しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社は当社グループの経営戦略立案や管理ならびにそれらに付随する業務を行っており、主な収益は子会社からの経営管理料等及び受取配当金となります。経営管理料等は子会社との契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しております。また、受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

5 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

譲渡制限付株式報酬制度

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び従業員に支給した報酬等については、対象者の勤務期間等にわたって費用処理しております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※ 1 関係会社に係る注記

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期金銭債権	3,966百万円	2,540百万円
短期金銭債務	2,228百万円	2,007百万円

2 偶発債務

当社は、関係会社が行う為替予約および信用状の開設等について、その取引銀行と同取引に係る保証契約を締結しております。保証債務の極度額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
ミスミ(中国)精密機械貿易有限公司	1,514百万円	1,495百万円
MISUMI KOREA CORP.	302百万円	299百万円
MISUMI TAIWAN CORP.	151百万円	149百万円
MISUMI Vietnam CO., LTD.	317百万円	313百万円
MISUMI (THAILAND) CO., LTD.	136百万円	134百万円
PT. MISUMI INDONESIA	120百万円	120百万円
MISUMI USA, INC.	1,090百万円	1,076百万円
MISUMI Investment USA Corporation	37百万円	37百万円
MISUMI Mexico S. de R.L. de C.V.	454百万円	448百万円
計	4,124百万円	4,074百万円

上記のほか、関係会社の建物賃貸借契約に係る債務について保証を行っております。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
MISUMI Mexico S. de R.L. de C.V.	3百万円	—百万円
Dayton Progress (Mexico), S. de R.L. de C.V.	9百万円	—百万円
計	13百万円	—百万円

上記のほか、関係会社の当座借越契約に係る債務について保証を行っております。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
MISUMI Mexico S. de R.L. de C.V.	227百万円	224百万円
Dayton Progress (Mexico), S. de R.L. de C.V.	302百万円	299百万円
計	529百万円	523百万円

3 コミットメントライン契約

当社においては、運転資金の安定的かつ機動的な調達を目的に、取引銀行3行とコミットメントライン契約を締結しております。事業年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
コミットメントライン契約の総額	15,000百万円	15,000百万円
借入実行残高	一百万円	一百万円
差引額	15,000百万円	15,000百万円

4 財務制限条項

上記のコミットメントライン契約は財務制限条項が付されており、下記のいずれかに該当した場合、本契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- (1) 各事業年度末日の連結貸借対照表における純資産の部の合計金額が、直近の事業年度末日の連結貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%に相当する金額未満となった場合
- (2) 各事業年度の決算期の連結損益計算書における経常損益に関して、2期連続して経常損失を計上した場合

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが、次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	60,348百万円	25,125百万円
営業費用	1,355百万円	581百万円
営業取引以外の取引による取引高	2,567百万円	3,347百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
給料手当	1,906百万円	2,043百万円
賞与引当金繰入	129百万円	717百万円
役員賞与引当金繰入	34百万円	229百万円
退職給付費用	171百万円	230百万円
賞与	621百万円	538百万円
業務委託料	4,436百万円	5,567百万円
賃借料	1,492百万円	735百万円
おおよその割合		
販売費	4%	4%
一般管理費	96%	96%

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。
市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
子会社株式	32,320	32,320
計	32,320	32,320

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
新株予約権	639百万円	519百万円
退職給付引当金	346百万円	336百万円
株式報酬費用	79百万円	236百万円
賞与引当金	45百万円	223百万円
未払事業税	33百万円	63百万円
長期未払金	6百万円	6百万円
その他	865百万円	894百万円
繰延税金資産小計	2,016百万円	2,279百万円
評価性引当額	△772百万円	△816百万円
繰延税金資産合計	1,243百万円	1,463百万円
繰延税金負債		
組織再編に伴う関係会社株式	57百万円	58百万円
その他	69百万円	一百万円
繰延税金負債合計	127百万円	58百万円
繰延税金資産純額	1,116百万円	1,404百万円

(表示方法の変更)

前事業年度において、「繰延税金資産」の「その他」に含めていた「株式報酬費用」(前事業年度79百万円)については、重要性が高まったため当事業年度においては区分掲記しております。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
受取配当金益金不算入	△30.4%	△28.2%
交際費等損金不算入項目	0.0%	0.0%
住民税均等割	0.0%	0.0%
その他	0.0%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.2%	2.5%

3 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。この変更による影響は軽微であります。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

収益を理解するための基礎となる情報

「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項(重要な会計方針)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（重要な後発事象）

（子会社への貸付）

当社は、2025年4月17日開催の取締役会において、当社の米国子会社であるMISUMI Investment USA Corporation（以下、「MIUC」という。）を通じて、米国製造業におけるカスタム機械部品のオンライン調達サービスを提供するFictiv Inc.およびその子会社7社（以下、「Fictiv社」という。）を買収すること（以下、「本買収」という。）を決議し、Fictiv社との間で本買収に関する合併契約を締結いたしました。当該契約に基づき、2025年6月17日（米国時間）に買収が完了いたしました。

当社は、2025年6月13日（米国時間）に、MIUCに対し、本買収に要する資金へ充当するため3.5億米ドルの貸付を実行いたしました。本買収の詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

④ 【附属明細表】

【引当金明細表】

（単位：百万円）

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	149	729	149	729
役員賞与引当金	34	229	34	229
退職給付引当金	1,129	163	218	1,074

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・ 売渡し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によっ て電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL https://www.misumi.co.jp/ir/
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第62期)	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	2024年6月21日 関東財務局長に提出
(2) 内部統制報告書 及びその添付書類	事業年度 (第62期)	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	2024年6月21日 関東財務局長に提出
(3) 半期報告書 及びその確認書	(第63期中)	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	2024年11月1日 関東財務局長に提出
(4) 臨時報告書 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（届出を要しない株券等又は新株予約権証券等の発行）の規定に基づく臨時報告書 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（届出を要しない株券等又は新株予約権証券等の発行）の規定に基づく臨時報告書 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（親会社または特定子会社の異動）及び第8号の2（子会社取得の決定）の規定に基づく臨時報告書			2024年6月14日 関東財務局長に提出 2024年6月20日 関東財務局長に提出 2025年2月20日 関東財務局長に提出 2025年4月17日 関東財務局長に提出
(5) 臨時報告書の訂正報告書 2024年6月14日提出の臨時報告書（株主総会における議決権行使の結果）にかかる訂正報告書 2025年2月20日提出の臨時報告書（届出を要しない株券等又は新株予約権証券等の発行）にかかる訂正報告書			2024年6月17日 関東財務局長に提出 2025年3月7日 関東財務局長に提出
(6) 自己株券買付状況報告書	報告期間	自 2024年6月1日 至 2024年6月30日	2024年7月12日 関東財務局長に提出
	報告期間	自 2024年7月1日 至 2024年7月31日	2024年8月9日 関東財務局長に提出
	報告期間	自 2024年8月1日 至 2024年8月31日	2024年9月13日 関東財務局長に提出
	報告期間	自 2024年9月1日 至 2024年9月30日	2024年10月11日 関東財務局長に提出
	報告期間	自 2024年10月1日 至 2024年10月31日	2024年11月13日 関東財務局長に提出
	報告期間	自 2024年11月1日 至 2024年11月30日	2024年12月13日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月18日

株式会社 ミスミグループ本社

取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉原 一貴

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 増田 洋平

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミスミグループ本社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミスミグループ本社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

商品及び製品の評価に関する会計上の見積りの合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、当連結会計年度の連結貸借対照表に商品及び製品57,186百万円（連結総資産の13.6%）を計上している。 会社は、ミクロン単位のサイズバリエーションを含む非常に多種の商品及び製品を取扱っており、基幹システムにより商品及び製品ごとの入出荷取引の記録及び移動平均単価計算を行っている。また、基幹システムを利用し商品及び製品ごとに顧客の購買動向から将来の販売需要を予測し、発注数を決定する在庫管理体制を構築している。 注記事項(重要な会計上の見積り)に記載の通り、会社は、販売在庫取扱い開始から一定の期間が経過し、かつ今後販売見込みがないと判断される一定数量以上の商品及び製品について、原則100%帳簿価額を切下げる方法を採用している。 会社が属する業界においては、製造業を中心とした産業界の様々な社会課題を見据えた自動化需要の高まりがグローバルで期待されているものの、地政学リスクの高まりおよびグローバルサプライチェーンの地域ブロック化の進展などにより、将来の市場動向については一定の不確実性が存在する状況にある。 会社は、このような不確実性に対処するため、強固なサプライチェーンを構築し商品及び製品の在庫を拡充する事業戦略を採用することで、グローバルベースで顧客に対する確実短納期を引き続き実現し、顧客に対する時間価値を提供することを志向している。 商品及び製品の評価に関する会計上の見積りは、販売在庫取扱い開始から一定の期間を経過した後の販売価格及び販売数量の予測に基づくものであり、不確実性を伴い、かつ、経営者の判断が必要となる。 以上より、当監査法人は当該事項が監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、商品及び製品の評価に関する会計上の見積りの合理性を検討するに当たり、主として、以下の監査手続を実施した。 ・ <u>内部統制の検証</u> ・ 在庫管理プロセスのうち、特に商品及び製品の評価見積りプロセスにおいて会社内で評価ルール of 合理性を検討する内部統制の整備・運用状況の評価を実施した。 ・ 当監査法人のIT専門家を関与させ、商品及び製品の評価に利用される在庫管理システムのIT全般統制の整備・運用状況について評価を実施するとともに、商品及び製品の評価に利用した基幹システムから生成される企業作成情報の正確性・網羅性を検証した。 ・ <u>リスク評価手続</u> ・ 将来の販売価格及び販売数量の予測の合理性について、会社が作成した説明資料を閲覧の上、経営環境の変化を踏まえたサプライチェーンマネジメントの方針及び会社の事業戦略について経営者に対する質問を実施し、両者の整合性を検討した。 ・ <u>リスク対応手続</u> ・ 以下の手続を実施し、販売在庫取扱い開始から一定の期間における在庫の販売見込みに関する経営者の仮定の合理性を検討した。 ・ 販売在庫取扱い開始年度別売上推移分析を地域別を実施し、販売在庫取扱い開始から一定の期間に売上数量の著しい下落が生じる傾向がないかどうかを評価した。 ・ 商品及び製品群別の在庫回転期間分析を実施し、回転期間の著しい長期化が生じていないかどうかの評価を実施した。 ・ 一定の回転期間を超える在庫について、地域別・販売在庫取扱い開始からの経過年数別の金額推移分析を実施し、経営者の仮定と矛盾するトレンド変化が生じていないかどうかを評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜内部統制監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ミスミグループ本社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ミスミグループ本社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月18日

株式会社 ミスミグループ本社

取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉原 一貴

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 増田 洋平

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミスミグループ本社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第63期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミスミグループ本社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価に関する会計上の見積りの合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、純粋持株会社であり、当事業年度の貸借対照表に関係会社株式32,320百万円（総資産の19.7%）を計上している。 注記事項（重要な会計方針）1 有価証券の評価基準及び評価方法に記載の通り、関係会社株式は取得原価をもって貸借対照表価額とするが、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理が必要となる。 会社は、関係会社の純資産持分額をもって減損判定の基礎となる実質価額としている。関係会社株式の実質価額は過去から継続して著しく低下しておらず、当事業年度も状況に重要な変化はないため、関係会社株式の実質価額の回復可能性が問題となるような状況には至っていない。しかしながら、当監査法人は、会社が純粋持株会社であることを踏まえ、関係会社株式の評価が相対的に最も重要な監査領域であると考えた。 以上より、当監査法人は当該事項が監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、関係会社株式の評価に関する会計上の見積りの合理性を検討するに当たり、内部統制の有効性を検討するとともに、主として以下の監査手続を実施した。 ・関係会社株式の評価に関する会社見解について、会社が作成した説明資料を閲覧の上、経営者に対する質問を実施した。 ・関係会社株式の実質価額の算定基礎となる各社の簿価純資産額が含まれる財務情報について、実施した財務情報の監査手続及び特定項目の監査手続並びにグループ・レベルでの分析的手続とその結果に基づき、当該財務情報の信頼性を確かめた。 ・当該各関係会社株式の実質価額と帳簿残高を比較検討することにより、実質価額が著しく低下していないかどうかを確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月18日
【会社名】	株式会社ミスミグループ本社
【英訳名】	MISUMI Group Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 西 本 甲 介
【最高財務責任者の役職氏名】	C F O ・ 常 務 執 行 役 員 兼 フ ァ イ ナ ン ス プ ラ ッ ト フ ォ ー ム 代 表 執 行 役 員 高 波 徹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区九段南一丁目6番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役会長 西本甲介及び当社ＣＦＯ・常務執行役員 兼 ファイナンスプラットフォーム代表執行役員 高波徹は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

財務報告に係る内部統制の評価手続の概要については、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」という。）を評価した上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。また、当該業務プロセスの評価においては、選定した業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、当社グループの財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲とし、当社及び連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果が良好であることを踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価の範囲を決定しました。なお、金額的及び質的影響並びにその発生可能性の観点から、僅少であると判断した連結子会社及び持分法適用関連会社については、全社的な内部統制の範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価の範囲については、ＦＡ事業、金型部品事業、ＶＯＮＡ事業を展開する当社グループの各事業拠点の役割及び収益性の差を考慮した事業規模を測る指標として、連結売上高、連結総資産、連結税引前利益を指標とし、連結売上高がおおむね3分の2程度の割合に達している事業拠点に加えて、連結総資産又は連結税引前利益がおおむね2分の1程度の割合に達している事業拠点を重要な事業拠点といたしました。

重要な事業拠点においては、商品及び製品の調達、管理並びに販売が収益獲得のための重要な活動であることから、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目として、「売上高」「売掛金」「たな卸資産」「仕入高」「買掛金」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

さらに、重要な事業拠点以外の事業拠点を含めた範囲について、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい特定の取引又は事象に関する業務プロセス（①）、見積りや予測をとまなう重要な勘定科目に係る業務プロセス（②）を個別に評価の対象に追加いたしました。追加した主な業務プロセスは以下のとおりです。

- ・製造子会社における「製造原価」プロセス（①）
- ・固定資産の評価（②）
- ・賞与引当金の見積り（②）
- ・退職給付引当金の見積り（②）
- ・未払法人税の見積り（②）
- ・繰延税金資産の見積り（②）

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、2025年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月18日
【会社名】	株式会社ミスミグループ本社
【英訳名】	MISUMI Group Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 西 本 甲 介
【最高財務責任者の役職氏名】	C F O ・ 常務執行役員 兼 ファイナンスプラットフォーム 代表執行役員 高 波 徹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区九段南一丁目6番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長 西本甲介及び当社ＣＦＯ・常務執行役員 兼 ファイナンスプラットフォーム 代表執行役員 高波徹は、当社の第63期(自2024年4月1日 至2025年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

